

平成 25 年版

滋賀県の労働条件

(平成 25 年 労働条件実態調査結果報告書)

滋賀県商工観光労働部

目 次

．平成25年 労働条件実態調査の説明	
1 調査目的	1
2 調査時点および実施期間	1
3 調査対象	1
4 調査方法	2
5 調査項目	2
6 用語の説明	2
7 調査結果の利用上の注意	4
．調査結果	
労働者、管理職者の男女の割合	
（1）労働者の男女の割合	5
（2）管理職者の男女の割合	6
労働組合	
（3）労働組合の有無	7
（4）労働組合への非正規社員・職員の加入状況	8
休日・休暇制度	
（5）週休制の形態	9
（6）年間休日総数	10
（7）年次有給休暇の付与および取得の状況	11
（8）年次有給休暇の取得単位	13
（9）年次有給休暇以外の有給休暇制度	14
労働時間	
（10）労働時間短縮のための取組み	15
（11）労使間の話し合いの機会の有無	16
育児・介護休業制度	
（12）育児休業取得率	17
（13）育児休業制度の有無	19
（14）育児のために就業規則等で定めている制度	21
（15）育児のための短時間勤務制度等の最長取得期間	22
（16）子の看護休暇制度の有無	23
（17）子の看護休暇制度の年間利用可能日数	24
（18）介護休業制度の有無	25
（19）過去2年間における介護休業制度の利用実績	26
（20）その他介護のために就業規則等で定めている制度	27
（21）妊娠・出産・育児または介護を理由として退職した者に対する 再雇用制度	28
多様な働き方	
（22）雇用形態の転換制度	29

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）経営	
（23）対応すべき経営課題	30
（24）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する取組み	31
（25）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する取組みの効果	32
メンタルヘルスケア（心の健康対策）	
（26）メンタルヘルスケア（心の健康対策）の実施の有無	33
（27）メンタルヘルスケア（心の健康対策）の実施方法	34
パートタイム労働者	
（28）パートタイム労働者を雇用する理由	35
（29）パートタイム労働者の就業規則	36
（30）パートタイム労働者の労働条件の明示方法	36
（31）一般労働者と職務内容が同じパートタイム労働者の有無	37
（32）一般労働者と職務内容が同じパートタイム労働者と一般労働者の賃金の差	38
（33）一般労働者と職務内容が同様であるパートタイム労働者の賃金が一般労働者よりも低い理由	38
（34）パートタイム労働者に適用される諸制度	39
（35）パートタイム労働者の雇用の今後の予定	40

．参考表・図

参考表 1	産業別民営事業所数及び従業上の地位別従業者数、 従業者数の外別経営の事業所から派遣されている人数	41
参考表 2	事業所規模、産業、就業形態別常用労働者一人あたり平均月間出勤 日数、総実労働時間数、所定内労働時間数及び所定外労働時間数	42
参考図 1	年間総実労働時間の推移	43
参考表 3	新規学卒者の初任給額	44
参考表 4	パートタイム労働者の1時間あたりの所定内給与額及び年間賞与 その他特別給与額	44
参考表 5	年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞 与その他特別給与額	45
参考図 2	高年齢者雇用確保措置の実施状況	53
参考図 3	希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況	53
参考表 6 - 1	県内の労働組合数・組合員数	54
参考表 6 - 2	上部組織への加盟状況	54
参考表 6 - 3	産業別労働組合数・組合員数の状況	55
参考図 4	春季賃上げ率の推移	55
参考図 5	夏季一時金受結額の推移	56
参考図 6	年末一時金受結額の推移	56

．資料（調査票）

（質問用紙）	57
（回答用紙）	73

・平成25年労働条件実態調査の説明

1 調査目的

この調査は、県内の民営事業所に雇用されている労働者の労働条件の実態を明らかにし、労務管理改善等の基礎資料として提供するほか、労働関係諸機関の参考資料とすることを目的として、統計法（平成19年法律第53号）に基づく届出統計として実施した。

2 調査時点および実施期間

調査時点は平成25年（2013年）6月30日現在とし、調査実施期間は7月1日から7月31日とした。

3 調査対象

地域：県内全域

産業：建設業 製造業 運輸業・通信業 卸売・小売業 金融・保険業

飲食店、宿泊業 医療、福祉 教育、学習支援業 サービス業の9産業

規模：常用労働者10人以上の民営事業所

（平成21年「経済センサス-基礎調査（総務省）」の事業所名簿による）

標本抽出法・標本数：上記名簿から無作為抽出により1,000事業所を抽出

有効回答事業所の状況：有効回答事業所数 532 回答率53.2%

企業規模別

計	30人以上	10人未満 (注)	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300～999人	1,000人以上
532	340	22	170	59	65	87	61	68

事業所別

計	30人以上	10人未満 (注)	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
532	202	48	282	83	64	43	12

産業別

計	建設業	製造業	運輸業・ 通信業	卸売・ 小売業	金融・ 保険業	飲食店、 宿泊業	医療、 福祉	教育、 学習支援業	サービス業
532	43	124	38	102	26	35	77	9	78

労働組合の有無別

計	労働組合 あり	労働組合 なし	無回答 (注)
532	145	381	6

(注) 回答時点で10人未満となった事業所については調査結果において、合計、産業別および労働組合の有無別集計では含めて集計しているが規模別集計表には含めていない。また、規模、労働組合の有無について無回答であった事業所については、合計に含めて集計した。

(参考) 滋賀県の産業、常用雇用者事業所規模別(10人以上)の民営事業所数

従業員規模別・産業別事業所内訳

産業	常用労働者規模					合計
	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上	
建設業	477	62	27	4	0	570
製造業	1,009	326	299	223	67	1,924
運輸業・通信業	487	143	93	41	6	770
卸売業・小売業	1,865	259	155	74	14	2,367
金融・保険業	263	58	27	4	3	355
飲食店、宿泊業	900	186	69	22	1	1,178
医療、福祉	608	141	116	53	14	932
教育、学習支援業	181	41	13	8	3	246
サービス業	1,052	183	150	79	15	1,479
合計	6,842	1,399	949	508	123	9,821

標本抽出元データ：平成21年「経済センサス-基礎調査（総務省）」

4 調査方法

郵送による通信調査で、記入は自計申告方式である。

5 調査項目

労働者、管理職者の男女の割合
労働組合
休日・休暇制度
労働時間
育児・介護休業制度
多様な働き方
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）経営
メンタルヘルスケア（心の健康対策）
パートタイム労働者

6 用語の説明

(1) パートタイム労働者

「**パートタイム労働者**」とは、1日の所定労働時間が事業所の一般労働者の所定労働時間より短い者または1日の所定労働時間が事業所の一般労働者と同じであっても、1週の所定労働日数が少ない労働者を言う。「パートタイマー」、「アルバイト」、「契約社員」、「臨時職員」など事業所での呼称は問わない。

(2) 派遣労働者

「**派遣労働者**」とは、労働者派遣法に基づく派遣事業者から派遣され、派遣先事業所の指揮命令下で従事する労働者をいう。請負により行われる事業であって、労働者と事業所との間に指揮命令関係がないものは含まない。

(3) 週休制

- ・「**週休2日制**」とは、1週間に休日が2日ある制度（例えば、土曜日と日曜日が休日など）をいう。
- ・「**完全週休2日制**」とは、毎週週休2日制を行っているものをいう。
- ・「**月3回週休2日制**」とは、月のうち3週に週休2日制を行っているもの（その他の週は週休1日制または週休1日半制）をいう。
- ・「**隔週週休2日制**」とは、1週間おきに週休2日制を行っているもの（その他の週は週休1日制または週休1日半制）をいう。
- ・「**月2回週休2日制**」とは、月のうち第1週と第2週など月に2週だけ週休2日制を行っているもの（その他の週は週休1日制または週休1日半制）をいう。
- ・「**月1回週休2日制**」とは、月のうち1週だけ週休2日制を行っているもの（その他の週は週休1日制または週休1日半制）をいう。

(4) 休暇制度

- ・「**リフレッシュ休暇**」とは、職業生活の節目に労働者のリフレッシュを目的として勤続年数など一定の要件に合致する労働者に付与する有給の連続休暇をいう。
- ・「**ボランティア休暇**」とは、各種の社会貢献活動を行う労働者に付与する有給の休暇をいう。
- ・「**メモリアル休暇**」とは、本人の誕生日や結婚記念日など記念になる日に付与する有給の休暇をいう。
- ・「**夏季休暇**」とは、一般的に7～9月の夏季の期間に連続で与えられる有給の休暇をいう。
- ・「**教育訓練休暇**」とは、職業人としての資質の向上、その他職業に関する教育訓練を受ける労働者に与えられる有給の休暇をいう。
- ・「**学校等行事休暇**」とは、労働者の子の在籍する学校等が実施する行事（入学式など）であって、その子に係るものに出席する場合に与えられる休暇をいう。

(5) 変形労働時間制

- ・「**1週間単位の非定型的変形労働時間制**」とは日ごとの業務に著しい繁閑の差が生ずることが多く、その業務の繁閑が非定型的である、あらかじめ就業規則等で各日の労働時間を特定することが困難な、労働者が30人未満の特定事業所（小売業、旅館、料理店、飲食店）では、労使協定により1週間の労働時間が40時間を超えない範囲で1日の法定労働時間を超えて労働させることができる制度をいう（労働基準法第32条の5）。
- ・「**1か月単位の変形労働時間制**」とは、就業規則や労使協定により、1か月以内の一定期間を平均し、1週間当たりの労働時間が法定労働時間を超えない定めをした場合、当該変形期間内において1日および1週の法定労働時間を超えて労働させることができる制度をいう（労働基準法第32条の2）。
- ・「**1年単位の変形労働時間制**」とは、労使協定により1年以内の一定期間を平均し、1週間当たりの労働時間が40時間を超えない定めをした場合、当該変形期間内において、1日および1週の法定労働時間を超えて労働させることができる制度をいう（労働基準法第32条の4）。
- ・「**フレックスタイム制**」とは、就業規則および労使協定で、清算期間（1か月以内）を平均し、1週間当たりの労働時間が法定労働時間を超えない定めをした場合、労働者にその範囲内で始業および就業の時刻を自由に選択させ、1日および1週の所定労働時間を超えて労働させることができる制度をいう（労働基準法第32条の3）。

(6) 年次有給休暇の計画的付与制度（労働基準法第39条第5項）

「**年次有給休暇の計画的付与制度**」とは、毎年、年次有給休暇のうち5日を超える部分を労使協定により、年次有給休暇を与える時期を計画的に定めて（夏休み等）付与する制度をいう。

(7) 育児のための短時間勤務等の措置（育児・介護休業法第23条第1項）

事業主は、3歳に満たない子を養育する労働者であって育児休業をしていないものについて、労働者の申出に基づく**短時間勤務の措置を講じなければならない。**

(8) 所定外労働の免除（育児・介護休業法第16条の8）

事業主は、3歳に満たない子を養育する労働者が請求した場合は、**所定労働時間を超えて労働させてはならない。**

(9) 子の看護休暇（育児・介護休業法第16条の2）

「**子の看護休暇**」とは、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に対して、負傷や疾病にかかった子どもを世話するために与えられる休暇をいう。

(10) 妊娠、出産もしくは育児または介護を理由として退職した者に対する再雇用制度（育児・介護休業法第27条）

「**再雇用制度**」とは、退職の際に、将来その就業が可能になったときに退職前の事業主に再び雇用されることの希望を有する旨の申出をしていた者について、事業主が労働者の募集または採用にあたって特別の配慮をする制度をいう。

7 調査結果の利用上の注意

(1) 各表の計は100.0%としているが各表・各図における本調査結果集計の構成比(%)は小数点以下第2位を四捨五入して算出してあるため、内訳の合計が必ずしも100.0%とならない場合がある。

(2) 一部図内のNは、有効回答事業所数を表す。

(3) 各設問について無回答であった事業所は、有効回答数に含まれない。

(4) サンプルが少ないものについては誤差が大きいのので利用にあたっては注意を要する。

(5) 各表の「-」は該当する数値がないものである。

(6) 本調査は、無作為に抽出した事業所からの任意報告に基づいており、集計対象事業所について前年の調査と同一性が確保されているわけではない。

. 調 查 結 果

【労働者、管理職者の男女の割合】

(1) 労働者の男女の割合

正規社員・職員における男女の割合は、男性が74.1%であるのに対し女性では25.9%となっている一方、非正規社員・職員では、男性が39.6%であるのに対し女性では60.4%となっている。また、派遣労働者においては、男性が58.4%であるのに対し女性では41.6%となっている。

表1 正規社員・職員、非正規社員・職員および派遣労働者における男女の割合

	正規社員・職員 における男女の割合 ()内は人数			非正規社員・職員 における男女の割合 ()内は人数			派遣労働者 における男女の割合 ()内は人数		
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
全体	74.1% (13,180)	25.9% (4,616)	100.0% (17,796)	39.6% (3,969)	60.4% (6,049)	100.0% (10,018)	58.4% (800)	41.6% (569)	100.0% (1,369)
30人以上	74.6% (11,903)	25.4% (4,045)	100.0% (15,948)	40.7% (3,641)	59.3% (5,303)	100.0% (8,944)	58.6% (776)	41.4% (548)	100.0% (1,324)
10～29人	69.2% (1,206)	30.8% (537)	100.0% (1,743)	30.5% (316)	69.5% (721)	100.0% (1,037)	53.3% (24)	46.7% (21)	100.0% (45)
30～49人	72.7% (906)	27.3% (340)	100.0% (1,246)	43.0% (309)	57.0% (409)	100.0% (718)	75.0% (69)	25.0% (23)	100.0% (92)
50～99人	74.8% (1,438)	25.2% (485)	100.0% (1,923)	33.7% (352)	66.3% (692)	100.0% (1,044)	61.2% (41)	38.8% (26)	100.0% (67)
100～299人	68.2% (2,356)	31.8% (1,100)	100.0% (3,456)	29.4% (481)	70.6% (1,156)	100.0% (1,637)	43.8% (85)	56.2% (109)	100.0% (194)
300～999人	83.0% (3,421)	17.0% (702)	100.0% (4,123)	38.0% (705)	62.0% (1,151)	100.0% (1,856)	64.1% (177)	35.9% (99)	100.0% (276)
1,000人以上	72.7% (3,782)	27.3% (1,418)	100.0% (5,200)	48.6% (1,794)	51.4% (1,895)	100.0% (3,689)	58.1% (404)	41.9% (291)	100.0% (695)
建設業	86.7% (757)	13.3% (116)	100.0% (873)	71.0% (71)	29.0% (29)	100.0% (100)	83.3% (5)	16.7% (1)	100.0% (6)
製造業	85.1% (7,172)	14.9% (1,251)	100.0% (8,423)	37.3% (641)	62.7% (1,077)	100.0% (1,718)	63.1% (524)	36.9% (306)	100.0% (830)
運輸・ 通信業	91.4% (1,299)	8.6% (123)	100.0% (1,422)	57.4% (957)	42.6% (711)	100.0% (1,668)	58.3% (186)	41.7% (133)	100.0% (319)
卸売・ 小売業	71.7% (858)	28.3% (338)	100.0% (1,196)	27.7% (414)	72.3% (1,078)	100.0% (1,492)	37.3% (19)	62.7% (32)	100.0% (51)
金融・ 保険業	58.1% (259)	41.9% (187)	100.0% (446)	13.2% (17)	86.8% (112)	100.0% (129)	0.0% (0)	100.0% (3)	100.0% (3)
飲食店、 宿泊業	68.8% (203)	31.2% (92)	100.0% (295)	32.1% (251)	67.9% (531)	100.0% (782)	34.8% (16)	65.2% (30)	100.0% (46)
医療、 福祉	29.9% (827)	70.1% (1,937)	100.0% (2,764)	19.5% (261)	80.5% (1,079)	100.0% (1,340)	45.5% (10)	54.5% (12)	100.0% (22)
教育、 学習支援業	78.3% (767)	21.7% (212)	100.0% (979)	62.7% (717)	37.3% (427)	100.0% (1,144)	0.0% (0)	100.0% (12)	100.0% (12)
サービス業	74.2% (1,038)	25.8% (360)	100.0% (1,398)	38.9% (640)	61.1% (1,005)	100.0% (1,645)	50.0% (40)	50.0% (40)	100.0% (80)

(2) 管理職者の男女の割合

管理職の男女の割合は、男性が 86.1%であるのに対し女性が 13.9%となっている。企業規模 30 人以上の事業所においては、男性が 88.0%であるのに対し女性が 12.0%となっている。

表 2 管理職者の男女の割合

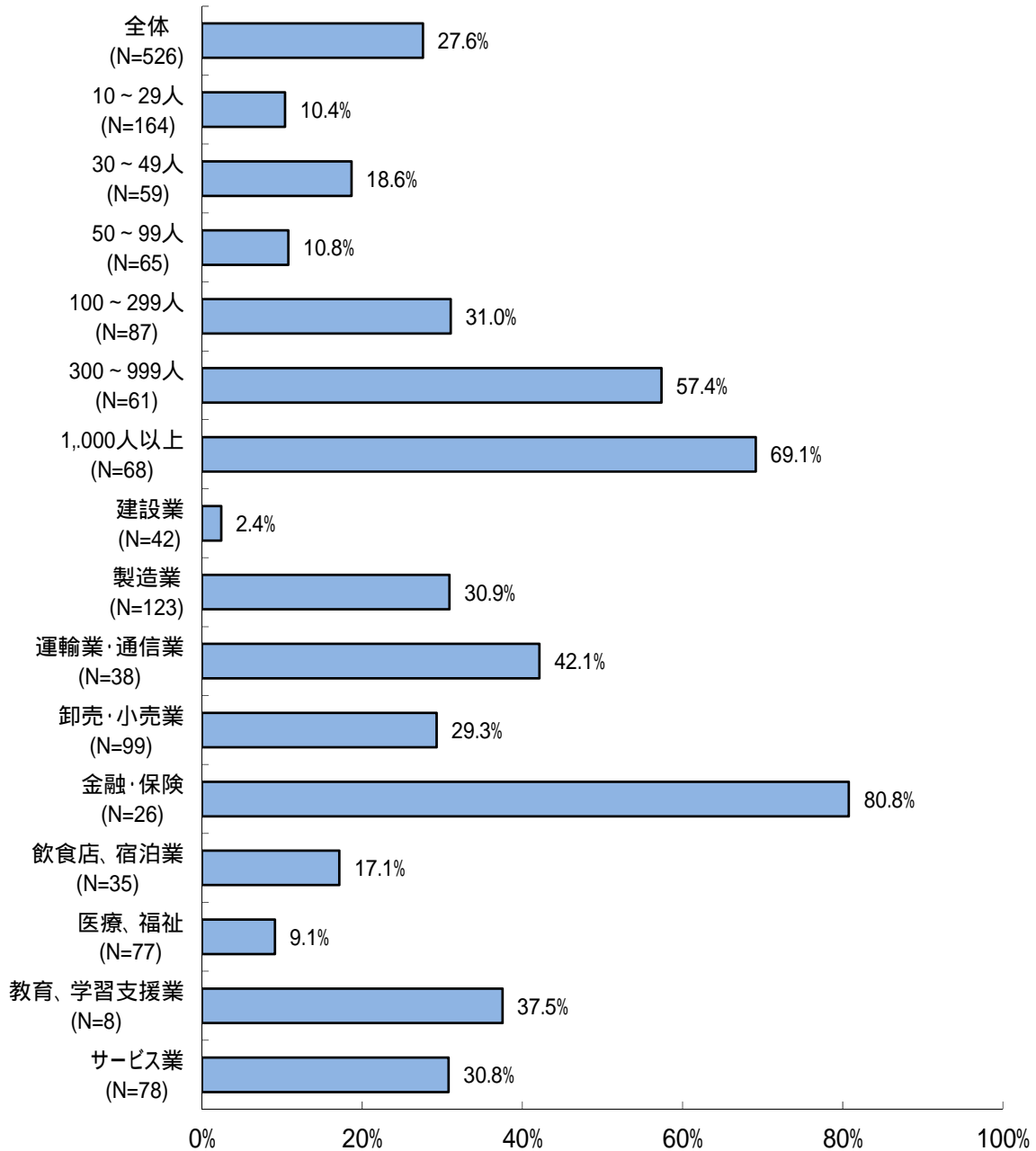
	管理職全体における 男女の割合 ()内は人数		役員における 男女の割合 ()内は人数		部長相当職における 男女の割合 ()内は人数		課長相当職における 男女の割合 ()内は人数		係長相当職における 男女の割合 ()内は人数	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
全体	86.1% (3,762)	13.9% (607)	78.9% (699)	21.1% (187)	91.7% (633)	8.3% (57)	89.0% (1,340)	11.0% (166)	84.7% (1,090)	15.3% (197)
30人以上	88.0% (3,177)	12.0% (433)	84.5% (403)	15.5% (74)	93.0% (542)	7.0% (41)	89.4% (1,235)	10.6% (147)	85.4% (997)	14.6% (171)
10～29人	78.3% (558)	21.7% (155)	74.5% (277)	25.5% (95)	84.3% (86)	15.7% (16)	85.4% (105)	14.6% (18)	77.6% (90)	22.4% (26)
30～49人	80.9% (309)	19.1% (73)	72.0% (95)	28.0% (37)	87.5% (56)	12.5% (8)	91.8% (89)	8.2% (8)	77.5% (69)	22.5% (20)
50～99人	87.1% (535)	12.9% (79)	85.4% (146)	14.6% (25)	89.2% (91)	10.8% (11)	90.9% (159)	9.1% (16)	83.7% (139)	16.3% (27)
100～299人	86.5% (707)	13.5% (110)	92.5% (99)	7.5% (8)	91.2% (104)	8.8% (10)	85.8% (259)	14.2% (43)	83.3% (245)	16.7% (49)
300～999人	93.0% (841)	7.0% (63)	96.0% (48)	4.0% (2)	97.0% (131)	3.0% (4)	93.0% (343)	7.0% (26)	91.1% (319)	8.9% (31)
1,000人以上	87.9% (785)	12.1% (108)	88.2% (15)	11.8% (2)	95.2% (160)	4.8% (8)	87.7% (385)	12.3% (54)	83.6% (225)	16.4% (44)
建設業	88.6% (302)	11.4% (39)	78.6% (92)	21.4% (25)	96.0% (48)	4.0% (2)	95.1% (77)	4.9% (4)	91.4% (85)	8.6% (8)
製造業	94.0% (1,831)	6.0% (117)	86.0% (228)	14.0% (37)	98.2% (326)	1.8% (6)	96.6% (740)	3.4% (26)	91.8% (537)	8.2% (48)
運輸・ 通信業	93.4% (197)	6.6% (14)	81.6% (40)	18.4% (9)	100.0% (29)	0.0% (0)	96.9% (63)	3.1% (2)	95.6% (65)	4.4% (3)
卸売・ 小売業	87.8% (337)	12.2% (47)	76.7% (66)	23.3% (20)	83.8% (31)	16.2% (6)	93.0% (120)	7.0% (9)	90.9% (120)	9.1% (12)
金融・ 保険業	80.0% (128)	20.0% (32)	85.7% (6)	14.3% (1)	93.1% (27)	6.9% (2)	84.0% (68)	16.0% (13)	62.8% (27)	37.2% (16)
飲食店、 宿泊業	83.7% (103)	16.3% (20)	63.2% (24)	36.8% (14)	95.5% (21)	4.5% (1)	96.4% (27)	3.6% (1)	88.6% (31)	11.4% (4)
医療、 福祉	55.7% (300)	44.3% (239)	69.7% (101)	30.3% (44)	68.4% (80)	31.6% (37)	46.4% (78)	53.6% (90)	37.6% (41)	62.4% (68)
教育、 学習支援業	85.1% (165)	14.9% (29)	83.3% (10)	16.7% (2)	80.0% (4)	20.0% (1)	89.2% (74)	10.8% (9)	81.9% (77)	18.1% (17)
サービス業	85.1% (399)	14.9% (70)	79.0% (132)	21.0% (35)	97.1% (67)	2.9% (2)	88.6% (93)	11.4% (12)	83.6% (107)	16.4% (21)

【労働組合】

(3) 労働組合の有無

労働組合がある事業所の割合は27.6%であり、前年を1.0ポイント下回っている。

図1 労働組合がある事業所の割合（全体・企業規模別・産業別）

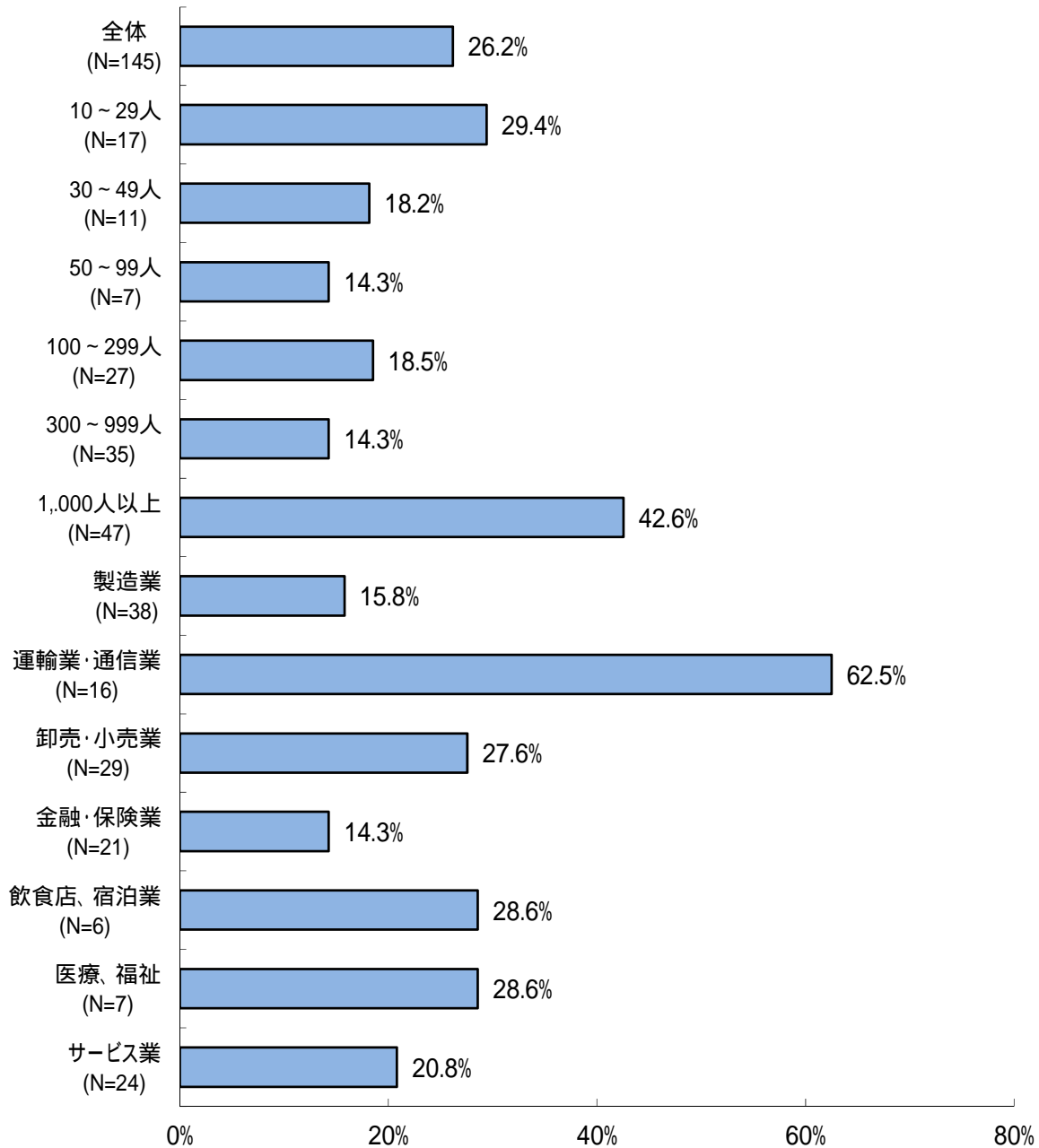


図内のNは、有効回答事業所数を表す

(4) 労働組合への非正規社員・職員の加入状況

(3) で労働組合が「ある」と回答した事業所の中で、非正規労働者も労働組合へ加入している事業所の割合は26.2%であり、前年を0.1ポイント上回っている。

図2 労働組合へ非正規労働者が加入している事業所の割合（全体・企業規模別・産業別）



図内のNは、有効回答事業所数を表す

ただし、「建設業」及び「教育、学習支援業」については有効回答事業所数が少ないため非公表としている

【休日・休暇制度】

(5) 週休制の形態

週休制の形態については、「完全週休2日制」または「その他の週休2日制」を採用している事業所が全体の82.4%を占める。

図3 週休制の形態（全体）

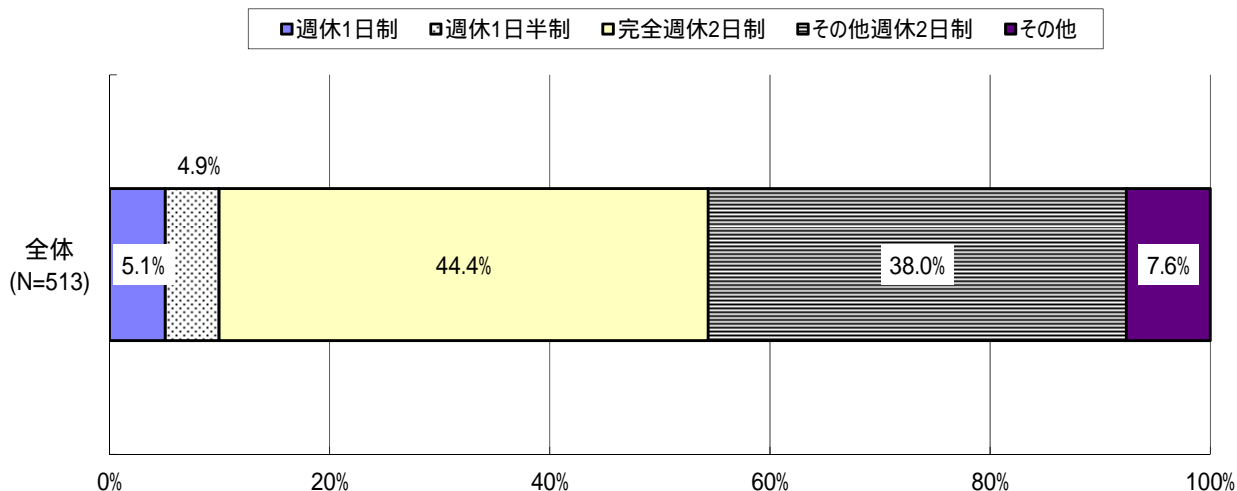


表3 週休制の形態

	有効回答事業所数	週休1日制	週休1日半制	完全週休2日制	その他の週休2日制	その他	計
全体	513	5.1%	4.9%	44.4%	38.0%	7.6%	100.0%
10～29人	159	6.9%	9.4%	37.1%	40.9%	5.7%	100.0%
30～49人	59	5.1%	6.8%	39.0%	40.7%	8.5%	100.0%
50～99人	64	3.1%	1.6%	46.9%	40.6%	7.8%	100.0%
100～299人	85	3.5%	1.2%	41.2%	45.9%	8.2%	100.0%
300～999人	61	0.0%	0.0%	54.1%	41.0%	4.9%	100.0%
1,000人以上	65	3.1%	0.0%	64.6%	18.5%	13.8%	100.0%
建設業	43	18.6%	9.3%	18.6%	53.5%	0.0%	100.0%
製造業	123	2.4%	2.4%	53.7%	38.2%	3.3%	100.0%
運輸業・通信業	38	2.6%	7.9%	31.6%	50.0%	7.9%	100.0%
卸売・小売業	93	5.4%	2.2%	36.6%	40.9%	15.1%	100.0%
金融・保険業	26	0.0%	0.0%	88.5%	11.5%	0.0%	100.0%
飲食店・宿泊業	34	8.8%	11.8%	20.6%	50.0%	8.8%	100.0%
医療・福祉	74	1.4%	1.4%	51.4%	29.7%	16.2%	100.0%
教育、学習支援業	8	0.0%	12.5%	62.5%	25.0%	0.0%	100.0%
サービス業	74	6.8%	9.5%	47.3%	32.4%	4.1%	100.0%
労働組合がある	142	3.5%	3.5%	53.5%	32.4%	7.0%	100.0%
労働組合がない	367	5.4%	5.4%	41.1%	40.1%	7.9%	100.0%

(6) 年間休日総数

年間休日総数についてみると、「100日～109日」が29.9%と最も高く、次いで「120日～129日」が22.6%、「110日～119日」の21.9%となっている。

図4 年間休日総数（全体）

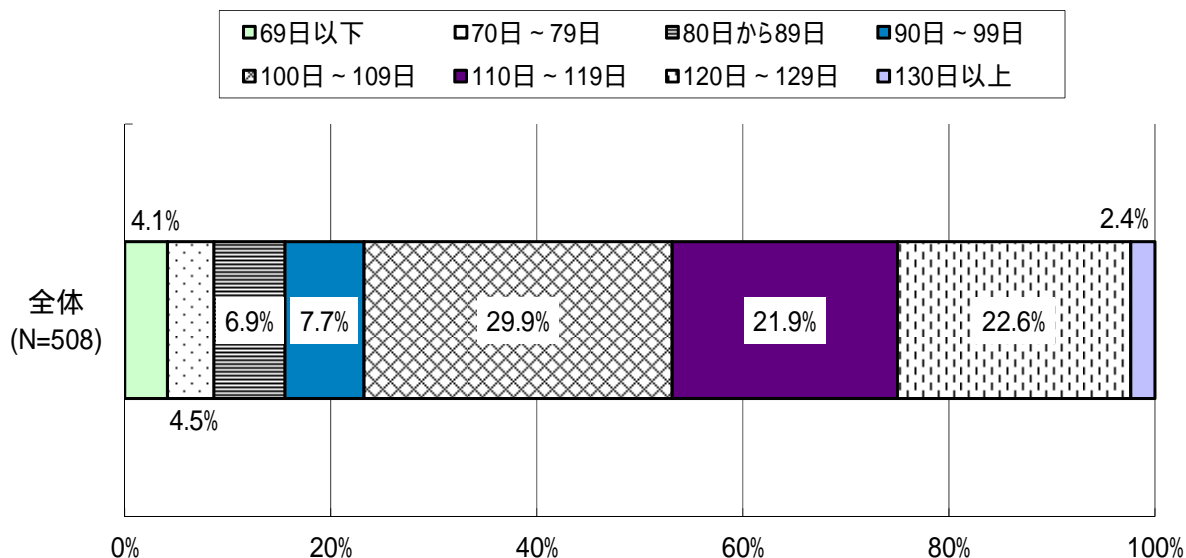


表4 年間休日総数

	有効回答 事業所数	69日 以下	70日 ～ 79日	80日 ～ 89日	90日 ～ 99日	100日 ～ 109日	110日 ～ 119日	120日 ～ 129日	130日 以上	計
全体	508	4.1%	4.5%	6.9%	7.7%	29.9%	21.9%	22.6%	2.4%	100.0%
10～29人	158	8.2%	8.2%	10.8%	13.3%	24.1%	17.7%	15.2%	2.5%	100.0%
30～49人	57	1.8%	3.5%	10.5%	5.3%	33.3%	22.8%	19.3%	3.5%	100.0%
50～99人	64	3.1%	7.8%	3.1%	4.7%	39.1%	23.4%	18.8%	0.0%	100.0%
100～299人	84	1.2%	1.2%	4.8%	3.6%	40.5%	21.4%	25.0%	2.4%	100.0%
300～999人	61	0.0%	0.0%	4.9%	6.6%	34.4%	21.3%	32.8%	0.0%	100.0%
1,000人以上	64	3.1%	0.0%	0.0%	3.1%	18.8%	35.9%	34.4%	4.7%	100.0%
建設業	43	0.0%	16.3%	18.6%	25.6%	16.3%	11.6%	11.6%	0.0%	100.0%
製造業	123	1.6%	1.6%	5.7%	4.9%	24.4%	24.4%	37.4%	0.0%	100.0%
運輸業・通信業	38	2.6%	2.6%	7.9%	18.4%	31.6%	21.1%	10.5%	5.3%	100.0%
卸売・小売業	90	8.9%	4.4%	2.2%	5.6%	48.9%	17.8%	10.0%	2.2%	100.0%
金融・保険業	26	0.0%	0.0%	0.0%	3.8%	3.8%	42.3%	50.0%	0.0%	100.0%
飲食店・宿泊業	34	20.6%	11.8%	11.8%	5.9%	29.4%	8.8%	5.9%	5.9%	100.0%
医療・福祉	74	2.7%	2.7%	4.1%	4.1%	36.5%	28.4%	16.2%	5.4%	100.0%
教育・学習支援業	8	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	12.5%	37.5%	12.5%	100.0%
サービス業	72	0.0%	4.2%	11.1%	5.6%	26.4%	22.2%	29.2%	1.4%	100.0%
労働組合がある	140	1.4%	2.1%	0.7%	7.1%	25.0%	30.7%	30.7%	2.1%	100.0%
労働組合がない	364	4.9%	5.5%	9.3%	7.7%	31.9%	18.7%	19.5%	2.5%	100.0%

(7) 年次有給休暇の付与および取得の状況

企業規模 30 人以上の事業所における年次有給休暇の「平均付与日数（繰越分除く）」、「平均取得日数」および「平均取得率」のすべてで平成 24 年を下回っている（H24：平均付与日数 17.5 日、平均取得日数 10.1 日、平均取得率 57.5%）。

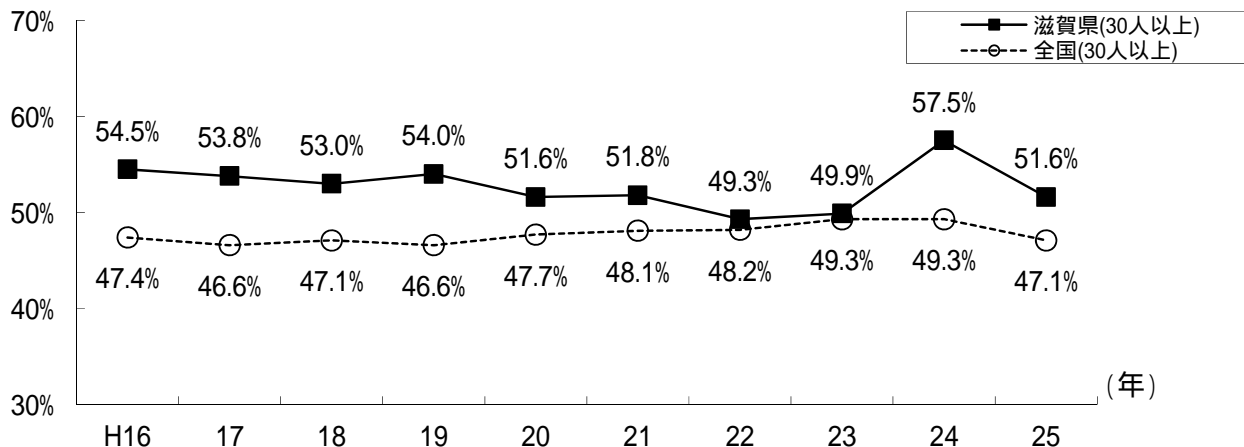
表 5 労働者 1 人あたりの年次有給休暇の付与日数および取得日数

	有効回答 事業所数	1労働者あたりの 平均付与日数 (繰越分除く)	1労働者あたりの 平均取得日数	1労働者あたりの 平均取得率
全体	460	16.8	8.7	51.7%
30人以上	312	17.2	8.9	51.6%
10～29人	135	14.4	6.7	46.4%
30～49人	55	15.5	7.4	47.4%
50～99人	58	16.1	7.4	46.2%
100～299人	80	16.4	7.5	45.6%
300～999人	60	18.0	9.1	50.7%
1,000人以上	59	17.6	10.6	60.6%
建設業	37	13.3	6.1	45.8%
製造業	114	17.4	10.5	60.1%
運輸業・通信業	37	16.3	9.8	60.5%
卸売・小売業	79	16.2	4.7	29.0%
金融・保険業	25	18.5	7.9	42.5%
飲食店、宿泊業	25	13.6	5.9	43.3%
医療、福祉	69	16.2	7.7	47.4%
教育、学習支援業	8	20.3	6.2	30.4%
サービス業	66	15.0	6.4	42.8%
労働組合がある	135	17.8	10.5	58.6%
労働組合がない	332	15.9	7.1	44.7%

平均付与日数と平均取得日数は一般労働者数で加重平均している。

「平均取得率」は端数処理前の「平均取得日数」を「平均付与日数」で除したものである。

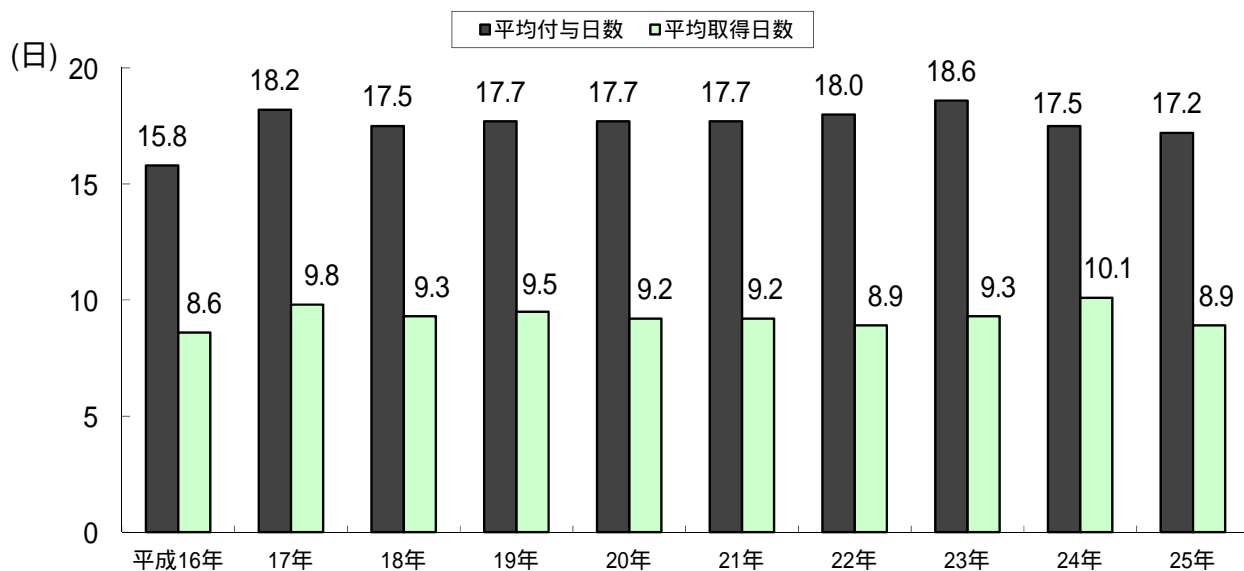
図 5-1 年次有給休暇取得率の推移



全国の数値は厚生労働省「就労条件総合調査」

就労条件総合調査は、H23 以前については「本社の常用労働者が 30 人以上の民营企业」、H24 以降については「常用労働者 30 人以上の民营企业」を対象としているため注意を要する

図 5-2 年次有給休暇の平均取得日数および平均付与日数の推移（滋賀県・30人以上）



(8) 年次有給休暇の取得単位

年次有給休暇の取得単位については、「半日単位の取得を認めている」とした事業所の割合が55.2%と最も高くなっている。

図6 年次有給休暇の取得単位（全体）

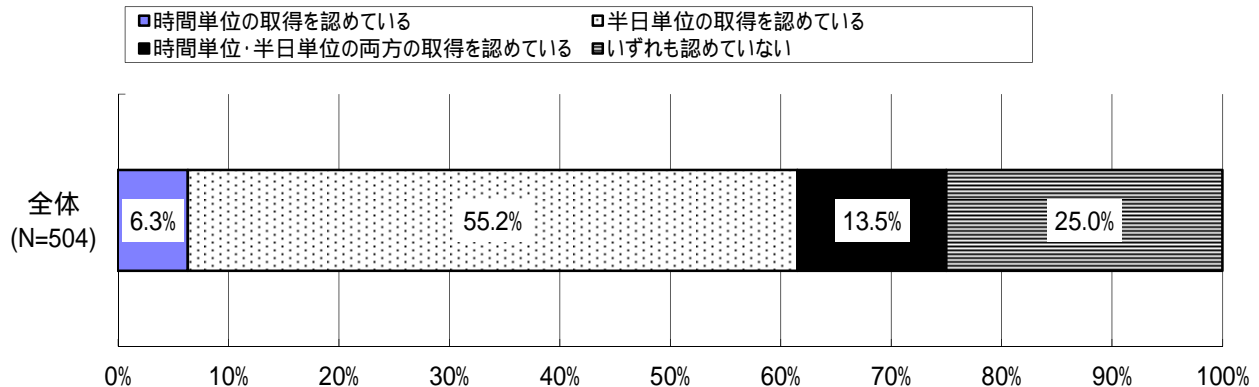


表6 年次有給休暇の取得単位

	有効回答 事業所数	時間単位の 取得を認め ている	半日単位の 取得を認め ている	時間単位・ 半日単位の 両方の取得 を認めている	いずれも 認めていない	計
全体	504	6.3%	55.2%	13.5%	25.0%	100.0%
10～29人	151	9.9%	45.7%	11.9%	32.5%	100.0%
30～49人	59	3.4%	61.0%	16.9%	18.6%	100.0%
50～99人	64	9.4%	57.8%	14.1%	18.8%	100.0%
100～299人	85	4.7%	61.2%	10.6%	23.5%	100.0%
300～999人	60	3.3%	63.3%	18.3%	15.0%	100.0%
1,000人以上	65	1.5%	63.1%	16.9%	18.5%	100.0%
建設業	41	4.9%	53.7%	12.2%	29.3%	100.0%
製造業	122	4.1%	62.3%	11.5%	22.1%	100.0%
運輸業・通信業	38	0.0%	52.6%	15.8%	31.6%	100.0%
卸売・小売業	91	5.5%	51.6%	5.5%	37.4%	100.0%
金融・保険業	26	7.7%	80.8%	7.7%	3.8%	100.0%
飲食店、宿泊業	32	0.0%	34.4%	15.6%	50.0%	100.0%
医療、福祉	73	13.7%	52.1%	30.1%	4.1%	100.0%
教育、学習支援業	8	50.0%	12.5%	12.5%	25.0%	100.0%
サービス業	73	5.5%	57.5%	11.0%	26.0%	100.0%
労働組合がある	142	4.9%	59.2%	14.1%	21.8%	100.0%
労働組合がない	359	7.0%	53.5%	13.4%	26.2%	100.0%

(9) 年次有給休暇以外の有給休暇制度

年次有給休暇以外の有給休暇制度については「妻が出産した場合の夫の休暇」がある事業所の割合が44.7%と最も高く、次いで「夏季休暇」が40.2%、「リフレッシュ休暇」が17.1%となっている。

図7 年次有給休暇以外の有給休暇制度（複数回答）

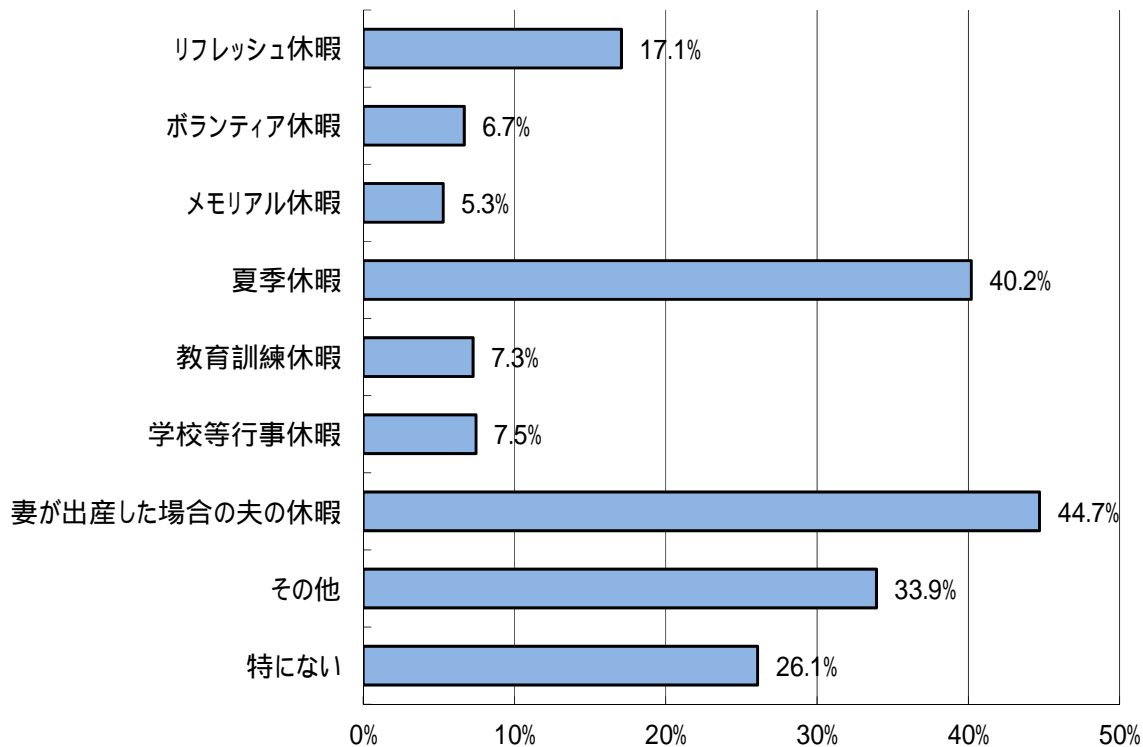


表7 年次有給休暇以外の有給休暇制度（複数回答）

	有効回答 事業所数	リフレッシュ 休暇	ボランティア 休暇	メモリアル 休暇	夏季休暇	教育訓練 休暇	学校等 行事休暇	妻が出産 した場合の 夫の休暇	その他	特にない
全体	510	17.1%	6.7%	5.3%	40.2%	7.3%	7.5%	44.7%	33.9%	26.1%
10～29人	159	7.5%	1.9%	3.1%	44.7%	11.3%	12.6%	28.9%	25.8%	36.5%
30～49人	59	11.9%	1.7%	3.4%	39.0%	11.9%	8.5%	40.7%	33.9%	28.8%
50～99人	64	10.9%	6.3%	6.3%	34.4%	3.1%	3.1%	42.2%	29.7%	28.1%
100～299人	84	9.5%	4.8%	3.6%	41.7%	21.4%	1.2%	52.4%	32.1%	21.4%
300～999人	61	31.1%	16.4%	6.6%	39.3%	1.6%	9.8%	65.6%	45.9%	13.1%
1,000人以上	63	47.6%	19.0%	9.5%	31.7%	4.8%	1.6%	66.7%	57.1%	9.5%
建設業	42	11.9%	4.8%	7.1%	61.9%	21.4%	21.4%	42.9%	16.7%	14.3%
製造業	120	17.5%	9.2%	5.8%	42.5%	7.5%	5.8%	44.2%	30.0%	27.5%
運輸業・通信業	38	2.6%	7.9%	7.9%	39.5%	21.1%	21.1%	47.4%	34.2%	26.3%
卸売・小売業	94	16.0%	4.3%	7.4%	23.4%	1.1%	2.1%	36.2%	24.5%	36.2%
金融・保険業	26	61.5%	7.7%	3.8%	42.3%	3.8%	0.0%	76.9%	76.9%	0.0%
飲食店・宿泊業	35	20.0%	2.9%	8.6%	25.7%	11.4%	8.6%	34.3%	34.3%	22.9%
医療・福祉	74	6.8%	5.4%	0.0%	45.9%	1.4%	2.7%	41.9%	44.6%	25.7%
教育・学習支援業	8	37.5%	50.0%	0.0%	62.5%	12.5%	50.0%	50.0%	50.0%	25.0%
サービス業	73	19.2%	4.1%	4.1%	43.8%	4.1%	4.1%	52.1%	34.2%	28.8%
労働組合がある	142	36.6%	16.2%	7.7%	38.0%	3.5%	5.6%	64.1%	45.1%	16.2%
労働組合がない	364	9.6%	3.0%	4.4%	41.5%	8.8%	8.2%	37.4%	29.9%	29.4%

【労働時間】

(10) 労働時間短縮のための取組み

労働時間短縮のための取組みについては、「所定外労働時間の削減」に取り組んでいると回答した事業所の割合が最も高く 39.7%となっている。次いで「変形労働時間制の導入・活用」が 28.4%、「ノー残業デー・ノー残業ウィークの設定」が 24.0%となっている。

図 8 労働時間短縮のための取組み

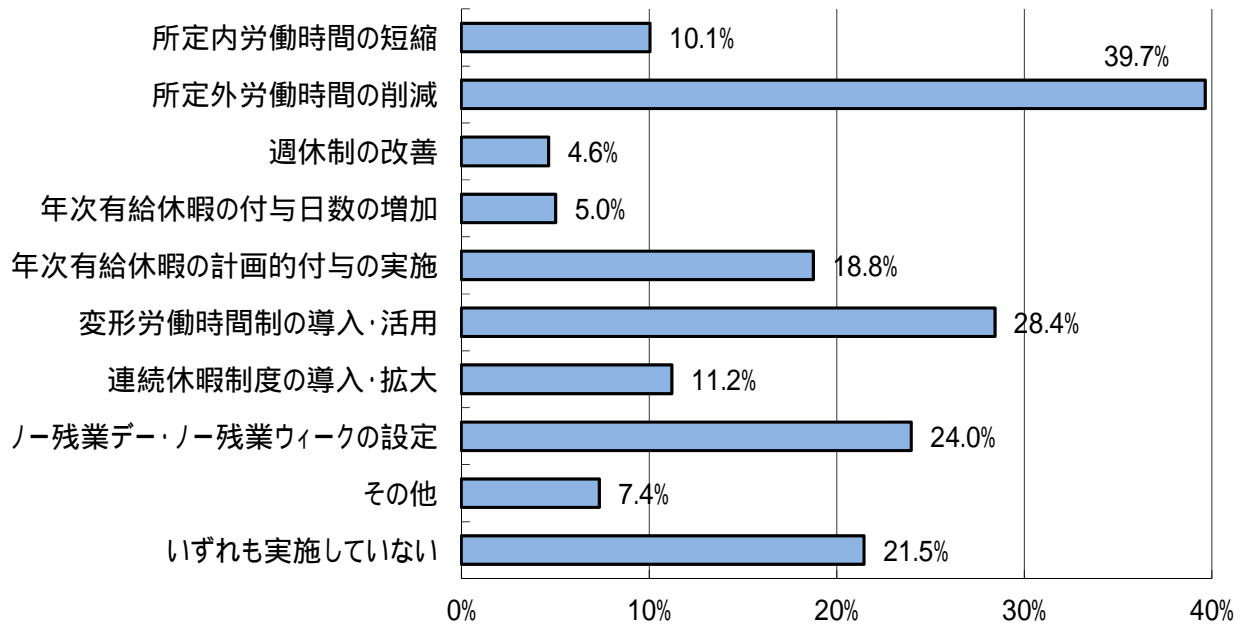


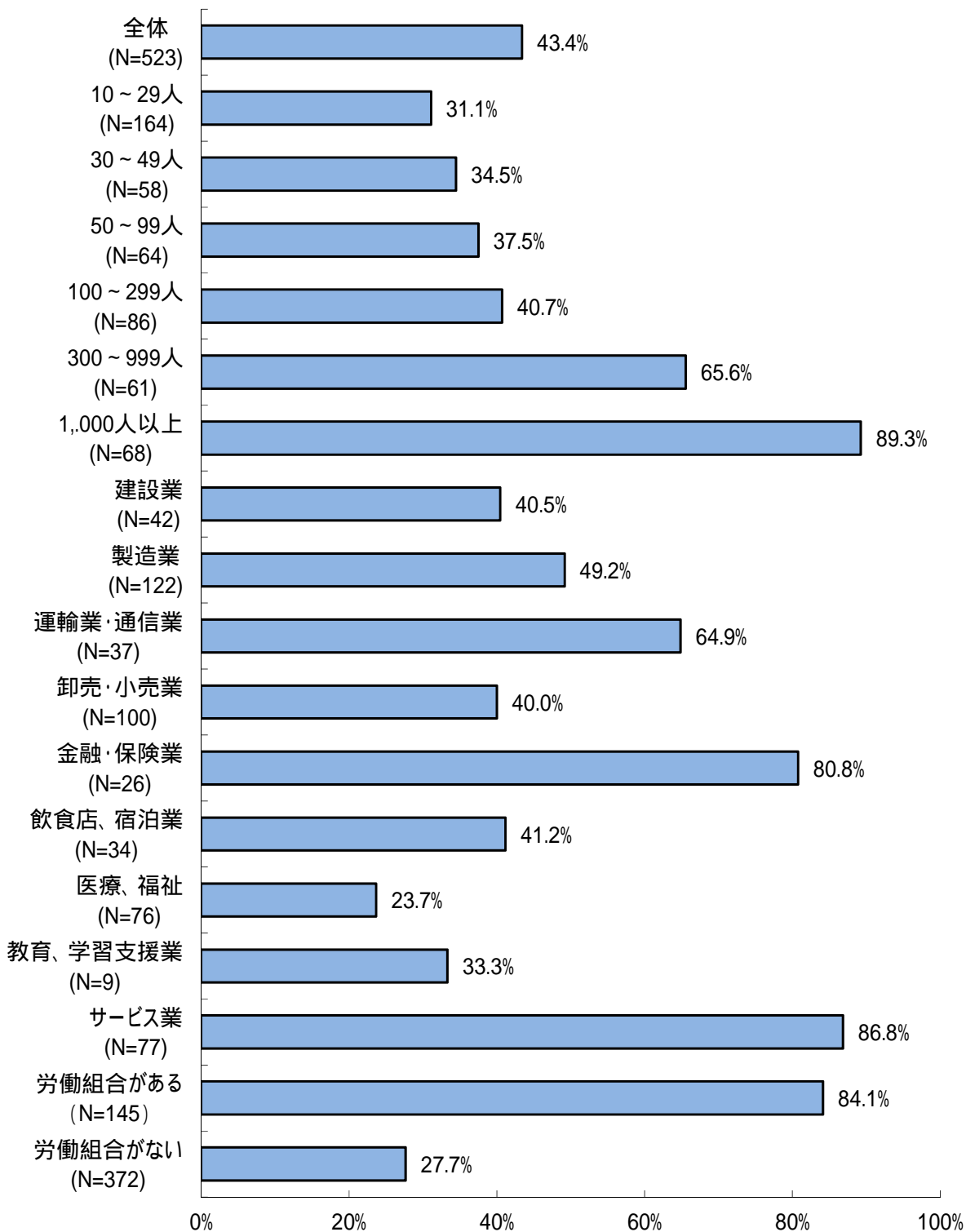
表 8 労働時間短縮のための取組み（複数回答）

	有効回答 事業所数	所定内 労働時間 の短縮	所定外 労働時間 の削減	週休制の 改善	年次有給 休暇の付与 日数の増加	年次有給休暇 の計画的付与 の実施	変形労働 時間制の 導入・活用	連続休暇 制度の 導入・拡大	ノー残業デー・ ノー残業ウィーク の設定	その他	いずれも 実施していない
全体	517	10.1%	39.7%	4.6%	5.0%	18.8%	28.4%	11.2%	24.0%	7.4%	21.5%
10～29人	160	12.5%	26.9%	6.3%	4.4%	10.6%	24.4%	7.5%	16.3%	10.0%	30.6%
30～49人	58	5.2%	27.6%	6.9%	3.4%	12.1%	27.6%	5.2%	10.3%	5.2%	31.0%
50～99人	65	12.3%	36.9%	1.5%	6.2%	4.6%	35.4%	4.6%	20.0%	7.7%	16.9%
100～299人	85	7.1%	45.9%	4.7%	5.9%	20.0%	37.6%	9.4%	25.9%	2.4%	14.1%
300～999人	61	14.8%	54.1%	4.9%	3.3%	26.2%	29.5%	13.1%	39.3%	8.2%	14.8%
1,000人以上	67	6.0%	68.7%	0.0%	6.0%	50.7%	26.9%	32.8%	43.3%	9.0%	1.5%
建設業	41	14.6%	29.3%	7.3%	2.4%	4.9%	19.5%	7.3%	31.7%	2.4%	29.3%
製造業	120	5.0%	43.3%	6.7%	5.0%	15.0%	24.2%	4.2%	24.2%	5.8%	23.3%
運輸業・通信業	38	7.9%	47.4%	2.6%	10.5%	23.7%	47.4%	13.2%	21.1%	5.3%	7.9%
卸売・小売業	99	13.1%	39.4%	4.0%	5.1%	16.2%	27.3%	9.1%	21.2%	9.1%	18.2%
金融・保険業	26	7.7%	69.2%	3.8%	0.0%	65.4%	15.4%	65.4%	76.9%	3.8%	7.7%
飲食店・宿泊業	33	18.2%	33.3%	9.1%	6.1%	9.1%	39.4%	12.1%	6.1%	15.2%	33.3%
医療・福祉	76	13.2%	26.3%	1.3%	6.6%	15.8%	34.2%	5.3%	14.5%	3.9%	27.6%
教育・学習支援業	8	12.5%	62.5%	0.0%	0.0%	12.5%	37.5%	25.0%	50.0%	12.5%	12.5%
サービス業	76	6.6%	39.5%	3.9%	3.9%	25.0%	25.0%	11.8%	21.1%	11.8%	19.7%
労働組合がある	144	10.4%	52.8%	2.1%	4.2%	36.8%	30.6%	23.6%	41.7%	6.9%	7.6%
労働組合がない	369	10.0%	35.0%	5.7%	5.4%	11.9%	27.9%	6.5%	17.1%	7.3%	26.6%

(11) 労使間の話し合いの機会の有無

労働時間や休日などについて、労使間で話し合いの機会を設けている事業所の割合は43.4%となっている。

図9 労使間の話し合いの機会の有無



図内のNは、有効回答事業所数を表す

【育児・介護休業制度】

(12) 育児休業取得率

全調査対象事業所における常用労働者の育児休業取得率は、女性で 90.2%となり、前年より 5.0 ポイント下降したのに対し、男性においては 1.9%となり 0.1 ポイント上昇している。

表 9 育児休業取得率

	女性		男性	
	出産した 女性労働者数	育休取得者の 割合	配偶者が 出産した 男性労働者数	育休取得者 の割合
全体	451	90.2%	860	1.9%
30人以上	397	90.9%	771	1.7%
10～29人	51	88.2%	79	3.8%
30～49人	19	78.9%	33	3.0%
50～99人	41	97.6%	93	3.2%
100～299人	95	93.7%	164	2.4%
300～999人	65	90.8%	168	0.6%
1,000人以上	177	89.3%	313	1.3%
建設業	9	100.0%	31	6.5%
製造業	100	98.0%	521	1.0%
運輸業・通信業	7	100.0%	39	7.7%
卸売・小売業	42	85.7%	55	0.0%
金融・保険業	16	87.5%	15	0.0%
飲食店、宿泊業	6	66.7%	24	4.2%
医療、福祉	198	94.4%	89	4.5%
教育、学習支援業	35	54.3%	24	0.0%
サービス業	38	86.8%	62	1.6%
労働組合がある	116	97.4%	495	1.8%
労働組合がない	335	87.8%	364	1.9%

図 10-1 育児休業取得率の推移（女性）

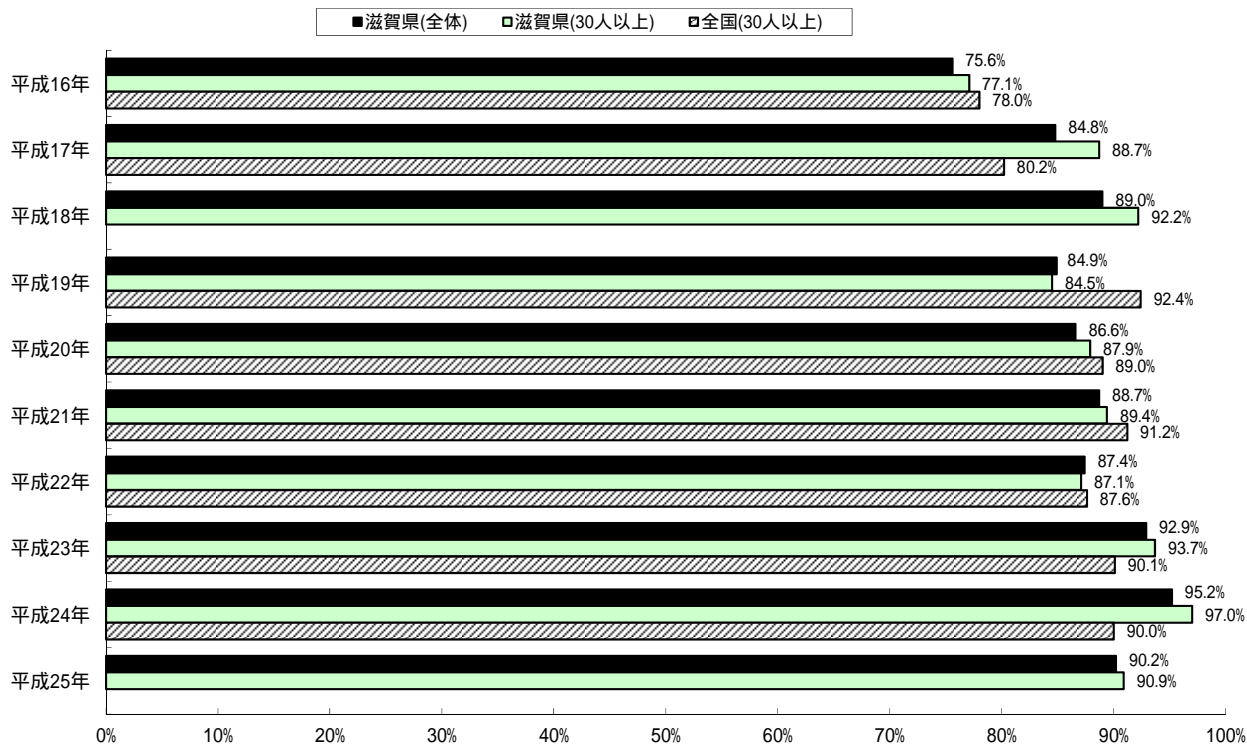
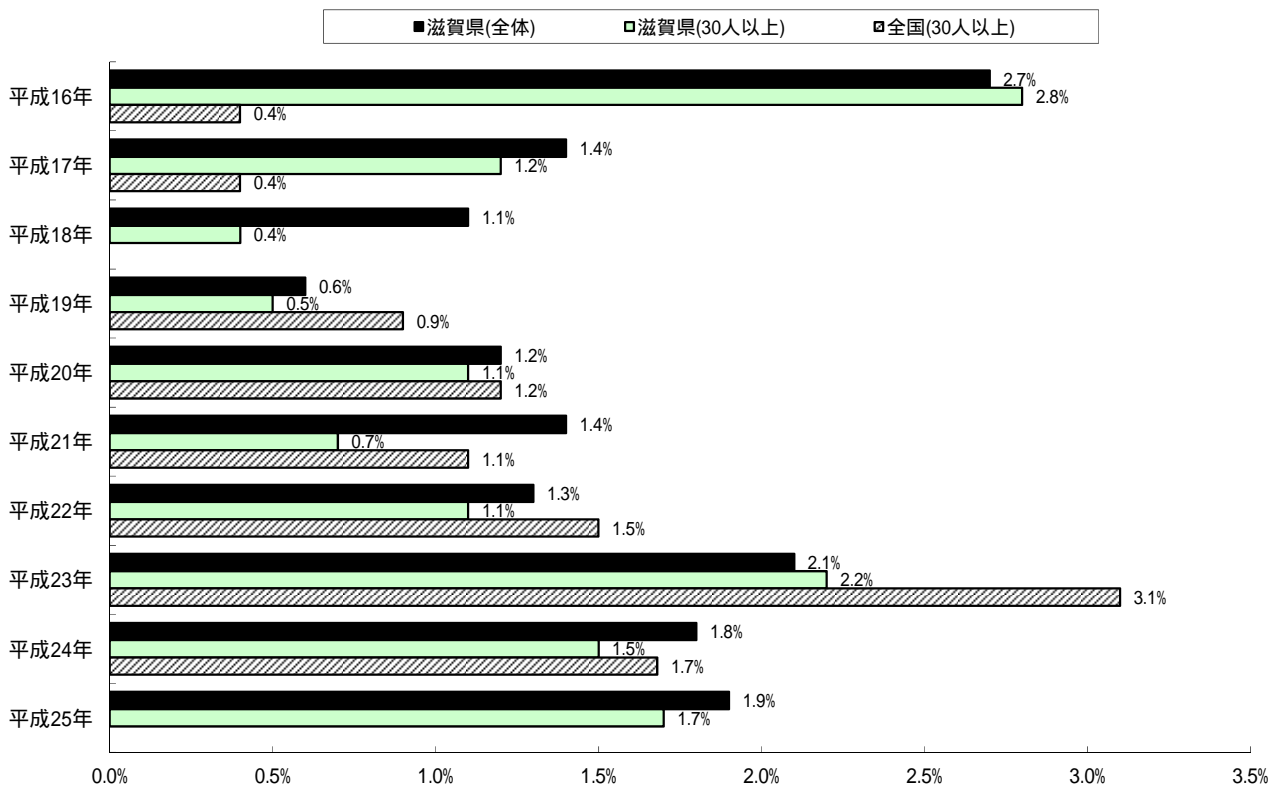


図 10-2 育児休業取得率の推移（男性）

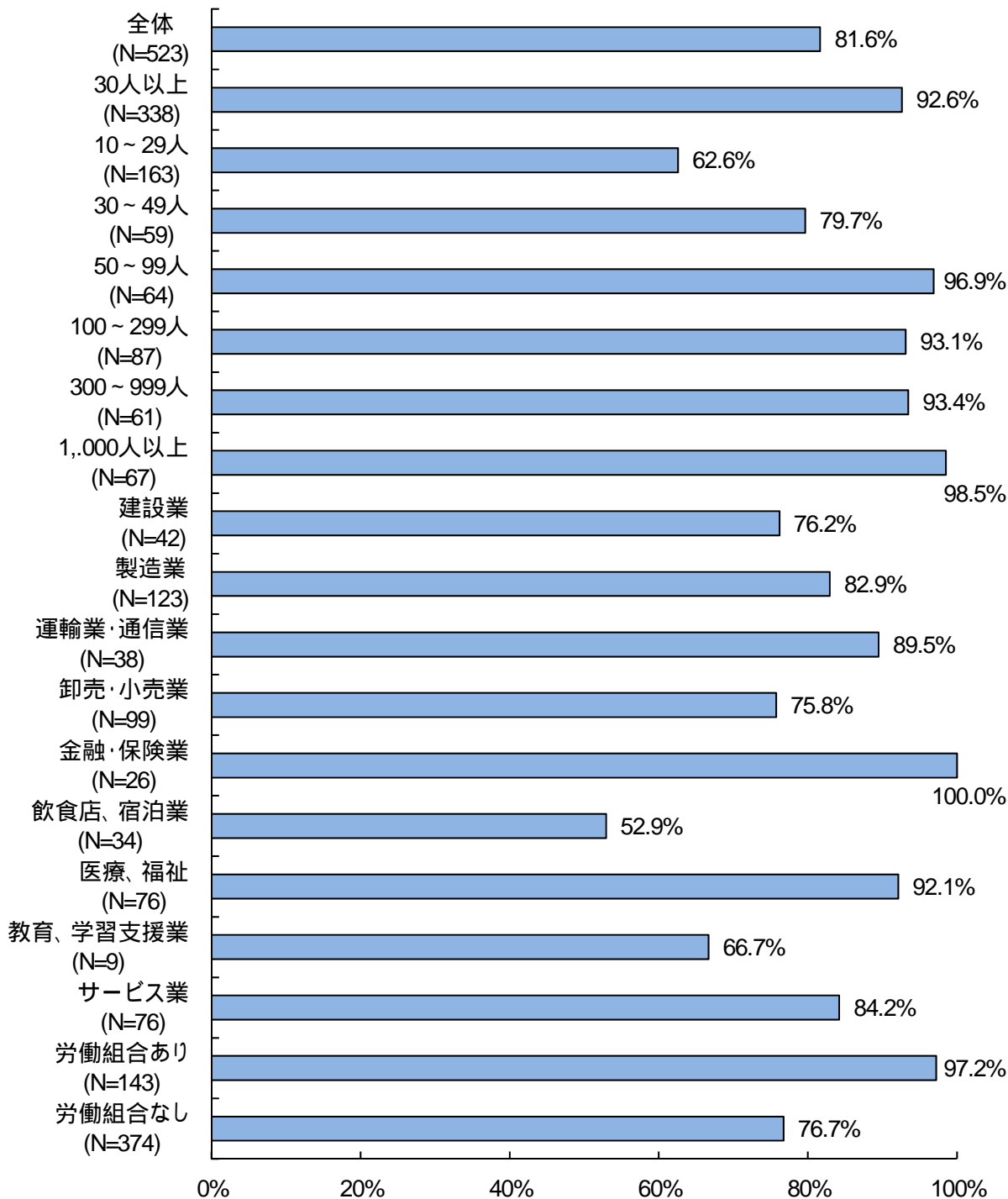


男性、女性とも全国の数値は厚生労働省「雇用均等基本調査」

(13) 育児休業制度の有無

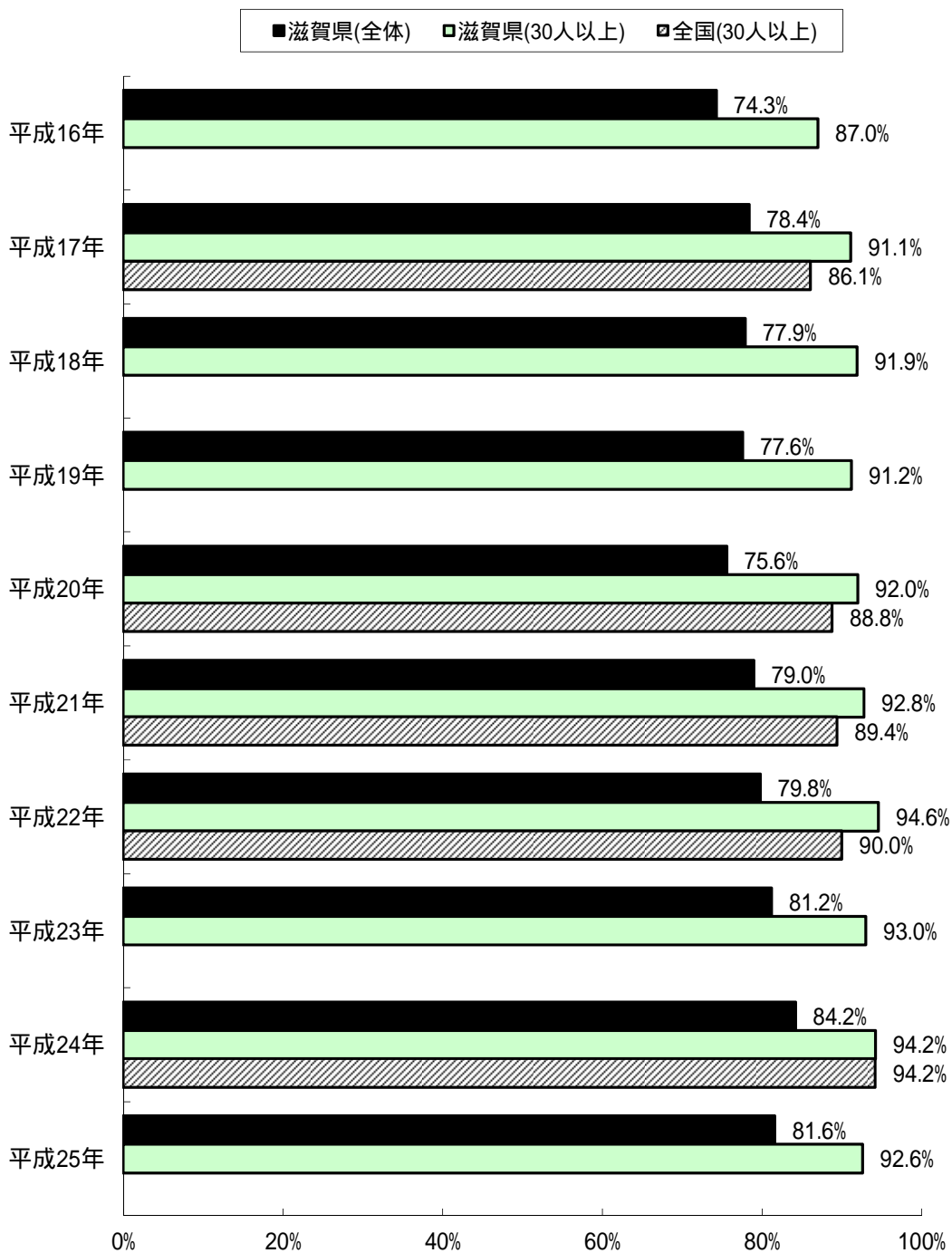
全調査対象事業所における育児休業制度が「ある」事業所の割合は81.6%となり、前年を2.6ポイント下回っている。

図 11-1 育児休業制度の定めがある事業所の割合（全体・企業規模 30 人以上の事業所・企業規模別・産業別・労働組合の有無別）



図内の N は、有効回答事業所数を表す

図 11-2 育児休業制度の定めがある事業所の割合の推移



全国の数値は厚生労働省「雇用均等基本調査」

(14) 育児のために就業規則等で定めている制度

その他育児のために就業規則等で定めている制度については、「育児のための短時間勤務制度」を導入している企業の割合が正規社員・職員で 67.1%、非正規社員・職員で 52.4%となり、両者において最も高くなっている。

図 12 育児のために就業規則等で定めている制度（複数回答）

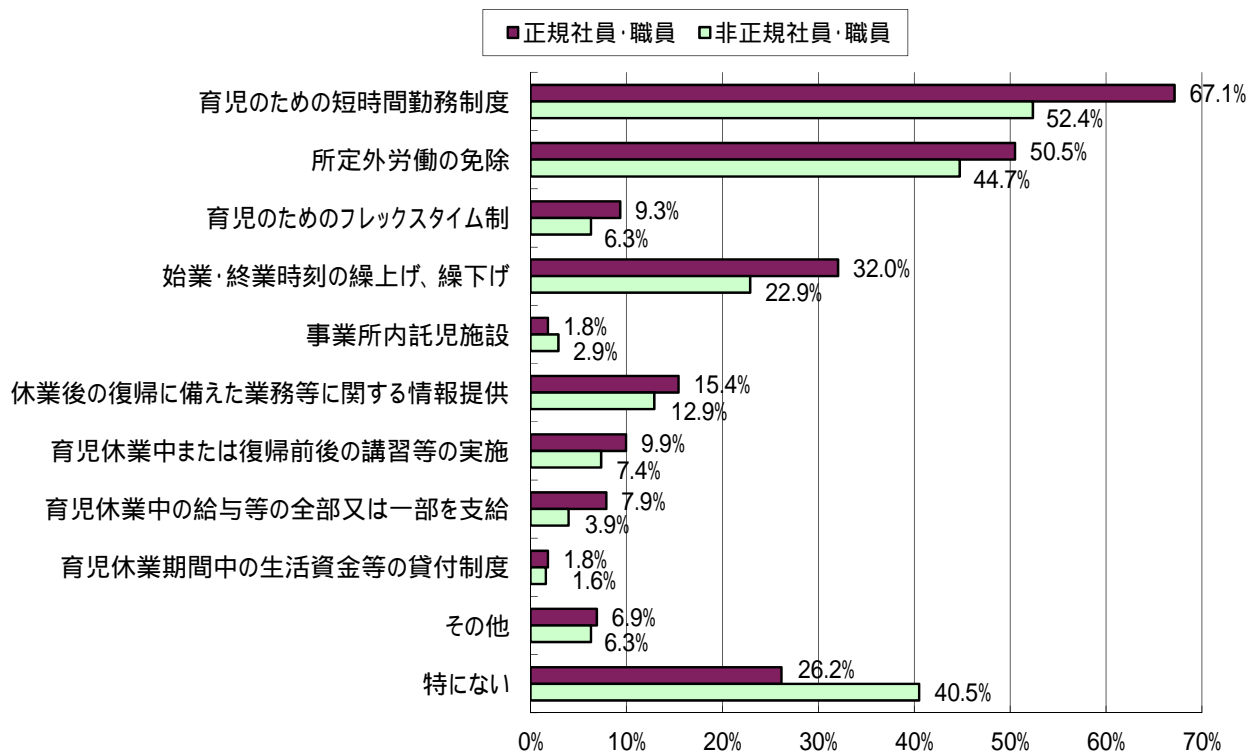


表 10-1 育児のために就業規則等で定めている制度【正規社員・職員】（複数回答）

正規社員・職員	有効回答事業所数	育児のための短時間勤務制度	所定外労働の免除	育児のためのフレックスタイム制	始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ	事業所内託児施設	休業後の復帰に備えた業務等に関する情報提供	育児休業中または復帰前後の講習等の実施	育児休業中の給与等の全部又は一部を支給	育児休業期間中の生活資金等の貸付制度	その他	特になし
全体	493	67.1%	50.5%	9.3%	32.0%	1.8%	15.4%	9.9%	7.9%	1.8%	6.9%	26.2%
10～29人	144	46.5%	31.3%	9.0%	25.0%	1.4%	12.5%	9.0%	17.8%	0.7%	4.9%	43.8%
30～49人	55	65.5%	38.2%	9.1%	30.9%	3.6%	14.5%	8.3%	23.8%	0.0%	1.8%	32.7%
50～99人	62	75.8%	61.3%	11.3%	35.5%	0.0%	6.5%	10.6%	2.6%	1.6%	4.8%	17.7%
100～299人	85	70.6%	55.3%	10.6%	34.1%	4.7%	14.1%	20.0%	12.8%	2.4%	9.4%	22.4%
300～999人	61	85.2%	70.5%	9.8%	41.0%	0.0%	23.0%	9.6%	14.0%	3.3%	8.2%	8.2%
1,000人以上	68	94.1%	76.5%	5.9%	33.8%	1.5%	29.4%	26.6%	21.2%	2.9%	14.7%	4.4%
建設業	41	53.7%	36.6%	7.3%	36.6%	0.0%	14.6%	7.3%	9.8%	0.0%	4.9%	36.6%
製造業	120	74.2%	55.8%	11.7%	32.5%	1.7%	5.8%	6.7%	5.8%	2.5%	5.8%	21.7%
運輸業・通信業	33	72.7%	48.5%	18.2%	24.2%	0.0%	9.1%	12.1%	6.1%	6.1%	9.1%	18.2%
卸売・小売業	86	69.8%	50.0%	8.1%	30.2%	1.2%	20.9%	11.7%	11.6%	1.2%	4.7%	24.4%
金融・保険業	26	92.3%	84.6%	15.4%	23.1%	0.0%	53.8%	62.5%	31.8%	3.8%	15.4%	3.8%
飲食店・宿泊業	34	29.4%	29.4%	11.8%	20.6%	0.0%	11.8%	10.0%	50.0%	0.0%	8.8%	61.8%
医療・福祉	71	74.6%	52.1%	8.5%	38.0%	8.5%	25.4%	9.9%	8.5%	1.4%	9.9%	15.5%
教育・学習支援業	8	75.0%	62.5%	0.0%	62.5%	0.0%	0.0%	12.5%	12.5%	0.0%	25.0%	12.5%
サービス業	74	58.1%	45.9%	2.7%	33.8%	0.0%	8.1%	4.1%	2.7%	1.4%	2.7%	36.5%
労働組合がある	142	85.2%	71.1%	12.0%	43.7%	0.7%	23.2%	16.2%	14.8%	4.9%	9.9%	9.2%
労働組合がない	348	60.3%	42.5%	8.3%	27.6%	2.3%	12.4%	7.5%	5.2%	0.6%	5.7%	32.5%

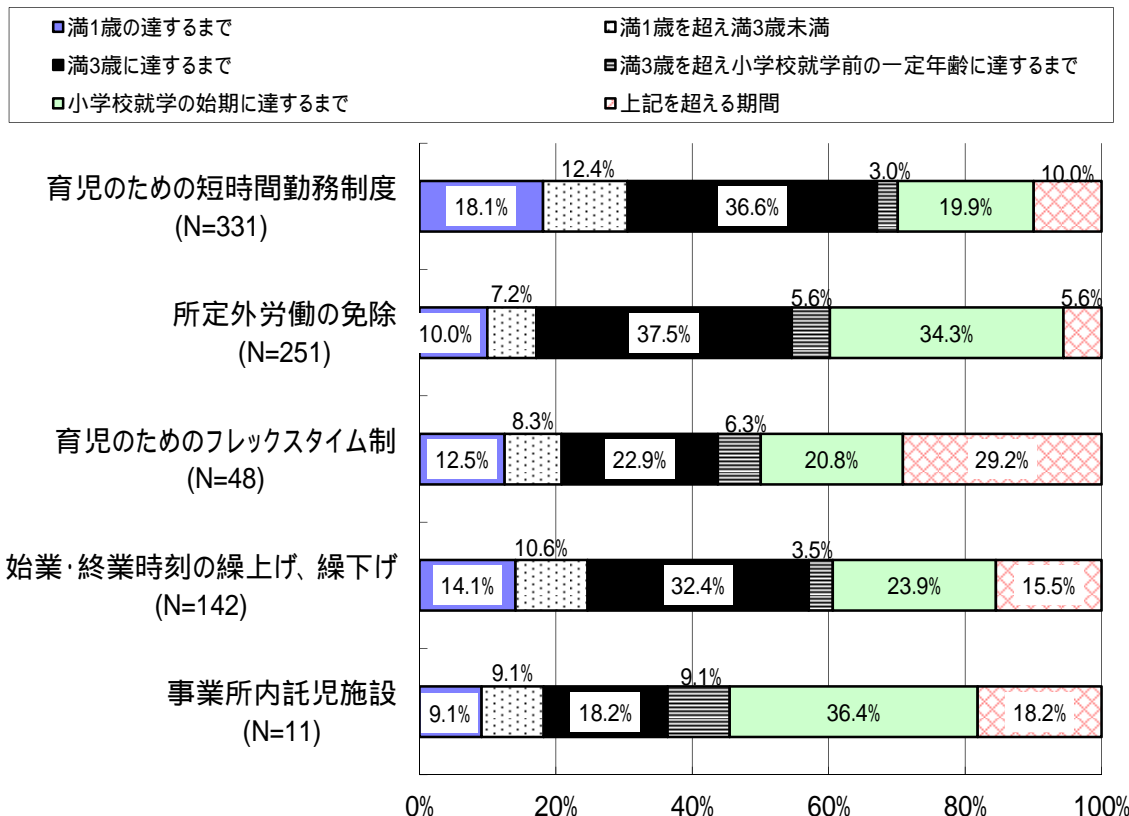
表 10-2 育児のために就業規則等で定めている制度【非正規社員・職員】(複数回答)

非正規社員・職員	有効回答事業所数	育児のための短時間勤務制度	所定外労働の免除	育児のためのフレックスタイム制	始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ	事業所内託児施設	休業後の復帰に備えた業務等に関する情報提供	育児休業中または復帰前後の講習等の実施	育児休業中の給与等の全部又は一部を支給	育児休業期間中の生活資金等の貸付制度	その他	特にない
全体	380	52.4%	44.7%	6.3%	22.9%	2.9%	12.9%	7.4%	3.9%	1.6%	6.3%	40.5%
10～29人	110	29.1%	23.6%	8.2%	11.8%	2.7%	12.7%	4.5%	5.5%	0.9%	2.7%	64.5%
30～49人	47	55.3%	29.8%	6.4%	25.5%	4.3%	12.8%	6.4%	2.1%	0.0%	0.0%	42.6%
50～99人	48	56.3%	56.3%	8.3%	33.3%	0.0%	4.2%	4.2%	0.0%	0.0%	4.2%	35.4%
100～299人	64	57.8%	48.4%	4.7%	25.0%	7.8%	14.1%	14.1%	4.7%	3.1%	7.8%	37.5%
300～999人	46	73.9%	65.2%	6.5%	34.8%	0.0%	23.9%	6.5%	4.3%	2.2%	10.9%	13.0%
1,000人以上	52	78.8%	80.8%	3.8%	21.2%	1.9%	11.5%	11.5%	5.8%	1.9%	17.3%	11.5%
建設業	22	27.3%	22.7%	4.5%	18.2%	0.0%	4.5%	9.1%	4.5%	0.0%	0.0%	68.2%
製造業	92	60.9%	51.1%	6.5%	26.1%	2.2%	3.3%	4.3%	2.2%	1.1%	5.4%	32.6%
運輸業・通信業	23	65.2%	52.2%	17.4%	13.0%	0.0%	8.7%	8.7%	8.7%	4.3%	13.0%	17.4%
卸売・小売業	71	43.7%	35.2%	4.2%	16.9%	1.4%	16.9%	9.9%	2.8%	1.4%	5.6%	50.7%
金融・保険業	20	90.0%	90.0%	10.0%	15.0%	0.0%	25.0%	25.0%	10.0%	5.0%	20.0%	10.0%
飲食店・宿泊業	31	19.4%	22.6%	6.5%	12.9%	3.2%	12.9%	3.2%	3.2%	0.0%	6.5%	74.2%
医療・福祉	65	61.5%	50.8%	9.2%	33.8%	9.2%	26.2%	7.7%	4.6%	1.5%	7.7%	29.2%
教育・学習支援業	7	57.1%	42.9%	0.0%	42.9%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	14.3%	42.9%
サービス業	49	46.9%	40.8%	0.0%	24.5%	2.0%	10.2%	2.0%	4.1%	2.0%	0.0%	44.9%
労働組合がある	106	72.6%	70.8%	7.5%	32.1%	1.9%	15.1%	9.4%	10.4%	4.7%	10.4%	17.9%
労働組合がない	270	45.2%	35.2%	5.9%	19.6%	3.3%	12.2%	6.7%	1.5%	0.4%	4.8%	48.5%

(15) 育児のための短時間勤務制度等の最長取得期間

「育児のための短時間勤務制度」、「所定外労働の免除」および「始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ」については子どもが「満3歳に達するまで」、「育児のためのフレックスタイム制」では「上記を超える期間」、「事業所内託児施設」については「小学校就学の始期に達するまで」と回答した事業所の割合がそれぞれ最も高くなっている。

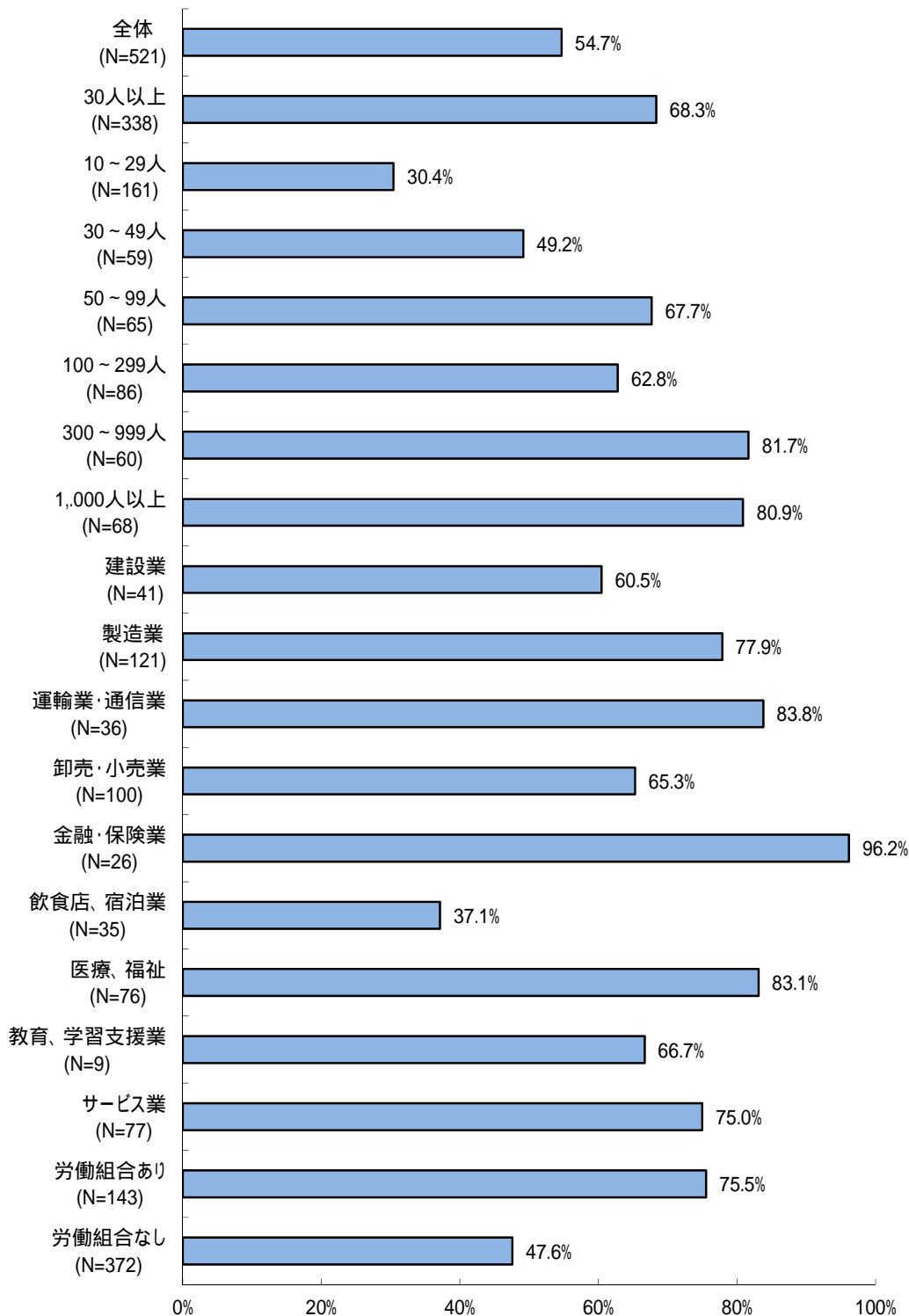
図 13 育児のための短時間勤務制度等（勤務時間短縮等の措置）の最長取得期間



(16) 子の看護休暇制度の有無

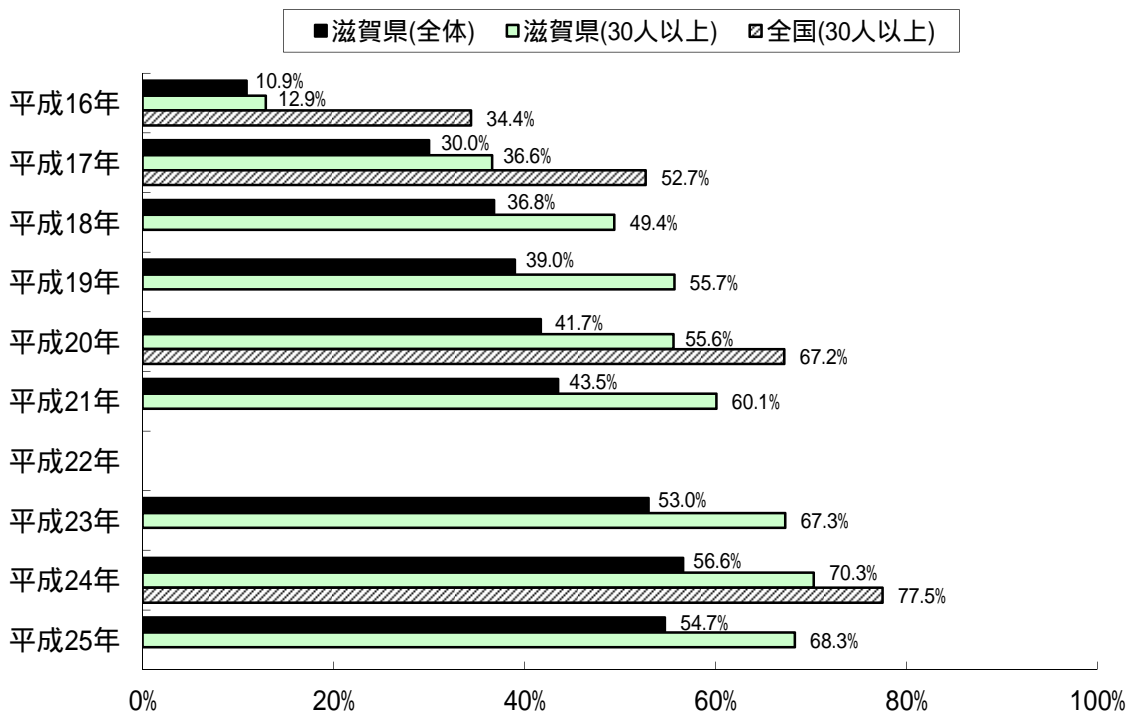
子の看護休暇制度が「ある」と回答した事業所の割合は全体で 54.7% となり、前年を 1.9 ポイント下回っている。企業規模 30 人以上の事業所においては 68.3% となり、前年より 2.0 ポイントの減少となっている。

図 14-1 子の看護休暇制度の定めがある事業所の割合（全体・企業規模 30 人以上の事業所・企業規模別・産業別・労働組合の有無別）



図内の N は、有効回答事業所数を表す

図 14-2 子の看護休暇制度の定めがある事業所の割合の推移

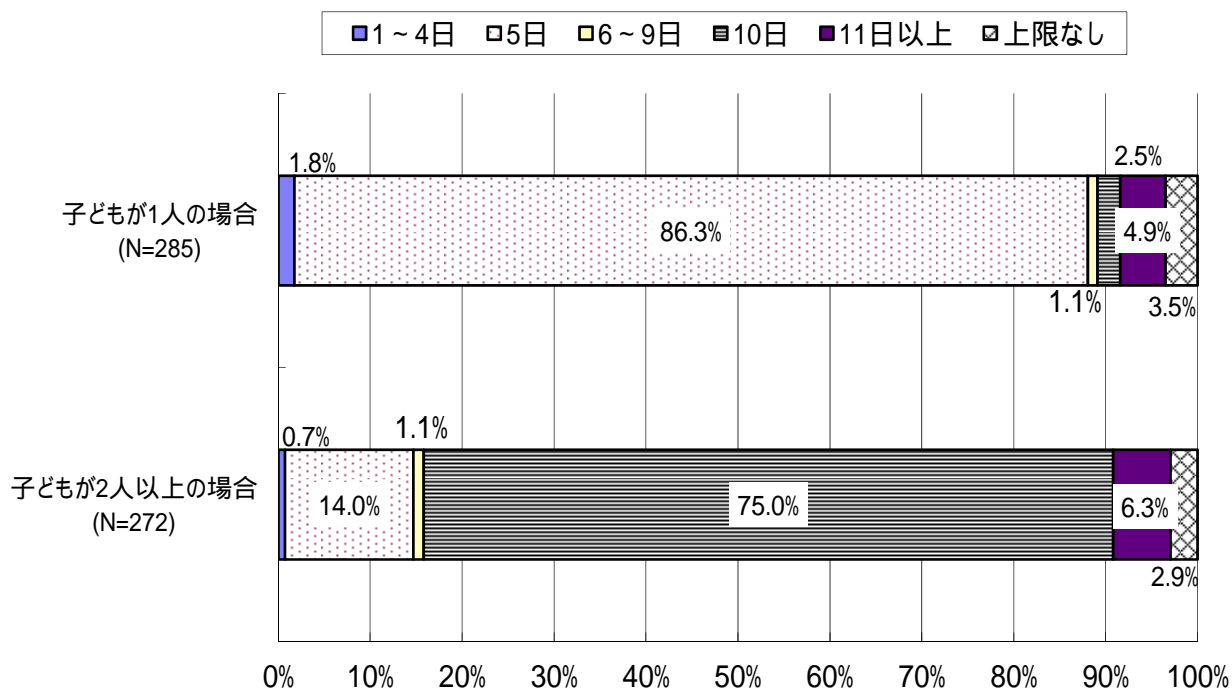


全国の数値は厚生労働省「雇用均等基本調査」

(17) 子の看護休暇制度の年間利用可能日数

(16) で子の看護休暇制度が「ある」と回答した事業所において、労働者一人あたりの子の看護休暇制度の年間利用可能日数については子どもが1人の場合で「5日」が86.3%、子どもが2人以上の場合で「10日」が75.0%となり、最も高くなっている。

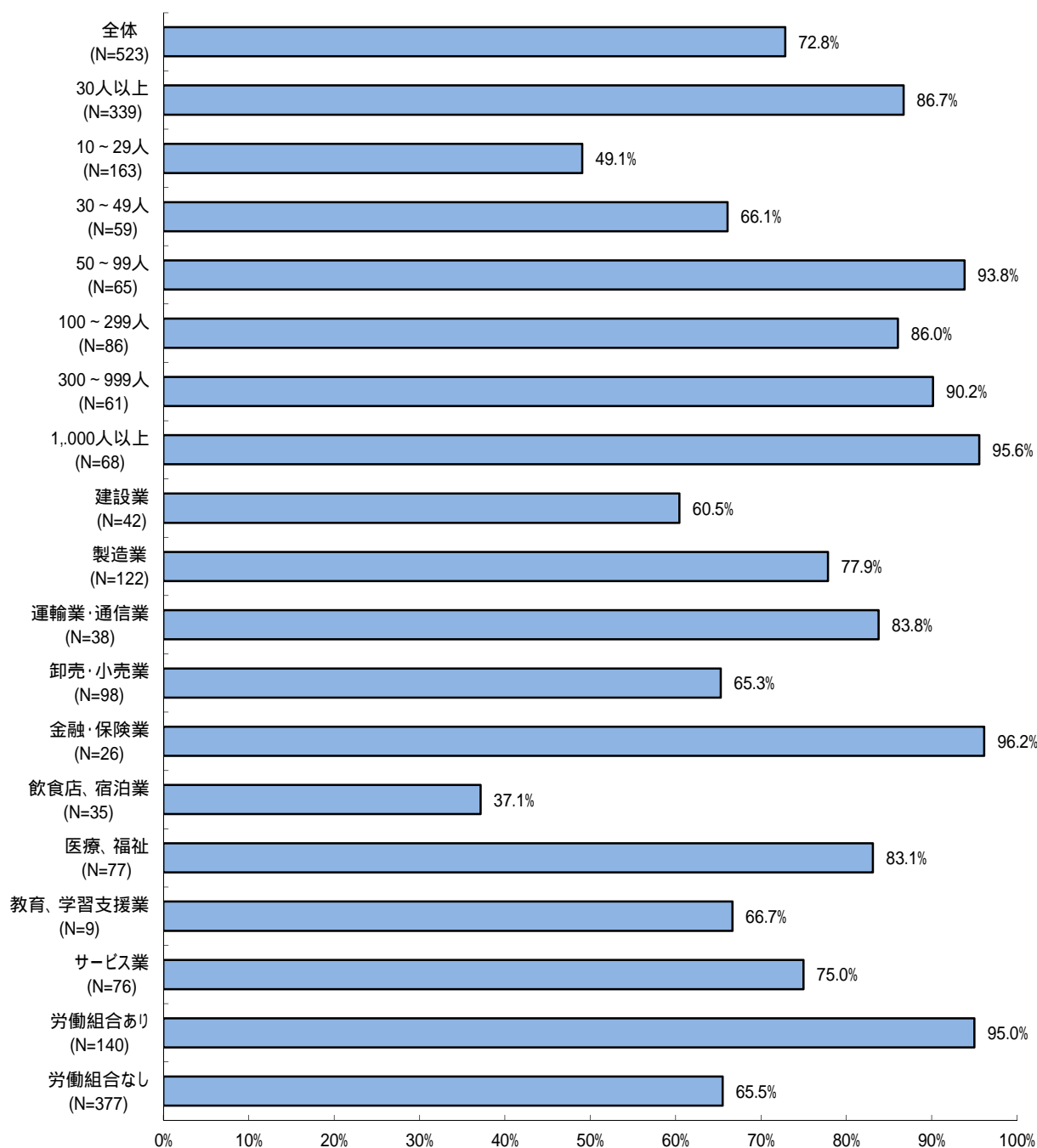
図 15 子の看護休暇制度の年間利用可能日数（労働者1人あたり）



(18) 介護休業制度の有無

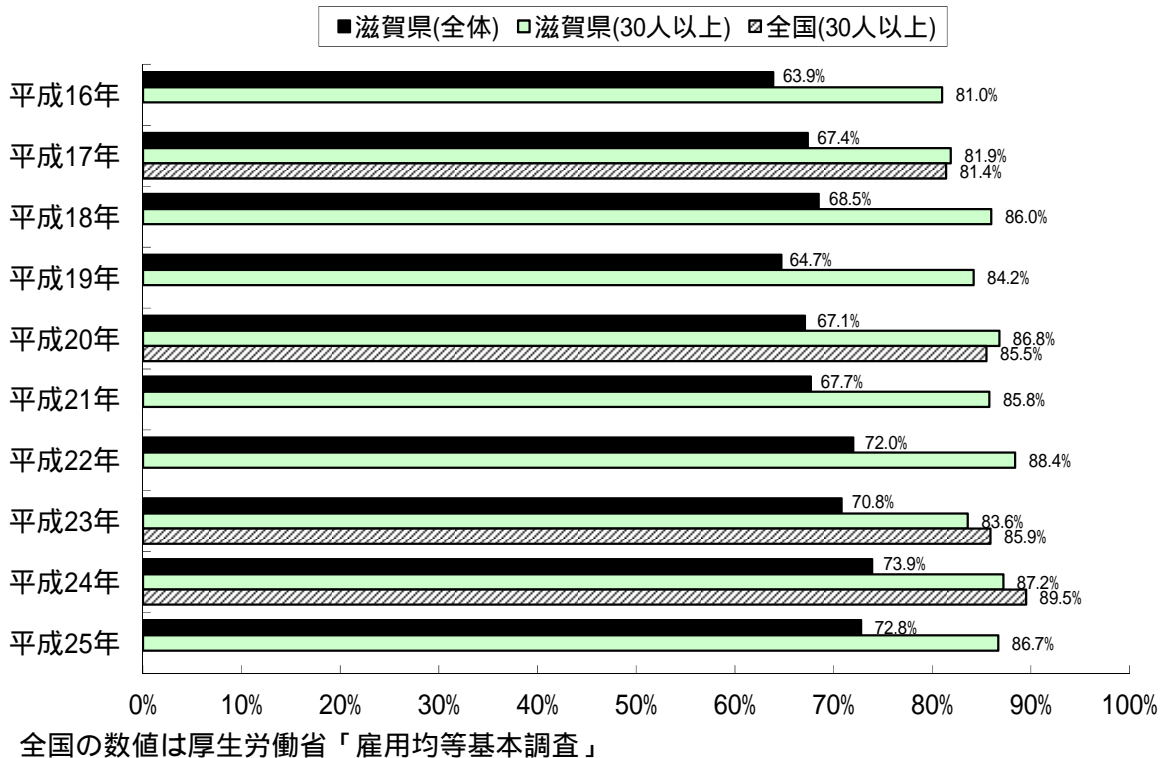
介護休業制度がある事業所の割合は全体で 72.8% となり、前年を 1.1 ポイント下回っている。企業規模 30 人以上の事業所においては 86.7% となり、前年と比べて 0.5 ポイントの減少となっている。

図 16-1 介護休業制度の定めがある事業所の割合（全体・企業規模 30 人以上の事業所・企業規模別・産業別・労働組合の有無別）



図内の N は、有効回答事業所数を表す

図 16-2 介護休業制度の定めがある事業所の割合の推移



(19) 過去2年間(平成23年4月1日～平成25年3月31日)における介護休業制度の利用実績

介護休業制度の利用実績においては、「利用実績無し」とした事業所の割合が全体の92.6%である。次いで「女性のみ利用実績あり」が5.0%、「男性のみ利用実績あり」が1.4%となっている。

表 11 介護休業制度の男女別利用実績の有無

	有効回答事業所数	利用実績無し	女性のみ利用実績あり	男性のみ利用実績あり	男女とも利用実績あり	計
全体	497	92.6%	5.0%	1.4%	1.0%	100.0%
10～29人	149	94.6%	4.7%	0.7%	0.0%	100.0%
30～49人	59	94.9%	3.4%	1.7%	0.0%	100.0%
50～99人	65	92.1%	7.9%	0.0%	0.0%	100.0%
100～299人	83	91.6%	7.2%	1.2%	0.0%	100.0%
300～999人	60	88.3%	0.0%	6.7%	5.0%	100.0%
1,000人以上	68	92.6%	5.9%	0.0%	1.5%	100.0%
建設業	38	97.4%	0.0%	2.6%	0.0%	100.0%
製造業	118	93.2%	3.4%	1.7%	1.7%	100.0%
運輸業・通信業	37	97.3%	0.0%	2.7%	0.0%	100.0%
卸売・小売業	94	91.5%	8.5%	0.0%	0.0%	100.0%
金融・保険業	26	92.3%	0.0%	7.7%	0.0%	100.0%
飲食店、宿泊業	32	96.9%	3.1%	0.0%	0.0%	100.0%
医療、福祉	71	84.5%	15.5%	0.0%	0.0%	100.0%
教育、学習支援業	9	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
サービス業	72	93.1%	1.4%	1.4%	4.2%	100.0%
労働組合がある	140	91.5%	2.8%	2.8%	2.8%	100.0%
労働組合がない	363	92.9%	6.0%	0.9%	0.3%	100.0%

(20) その他介護のために就業規則等で定めている制度

その他介護のために就業規則等で定めている制度については、「介護のための短時間勤務制度」が56.4%と最も高く、次いで「始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ」が22.8%、「介護休業後の復帰に備えた業務等に関する情報提供」が7.9%となっている。

図 17 その他介護のために就業規則等で定めている制度（複数回答）

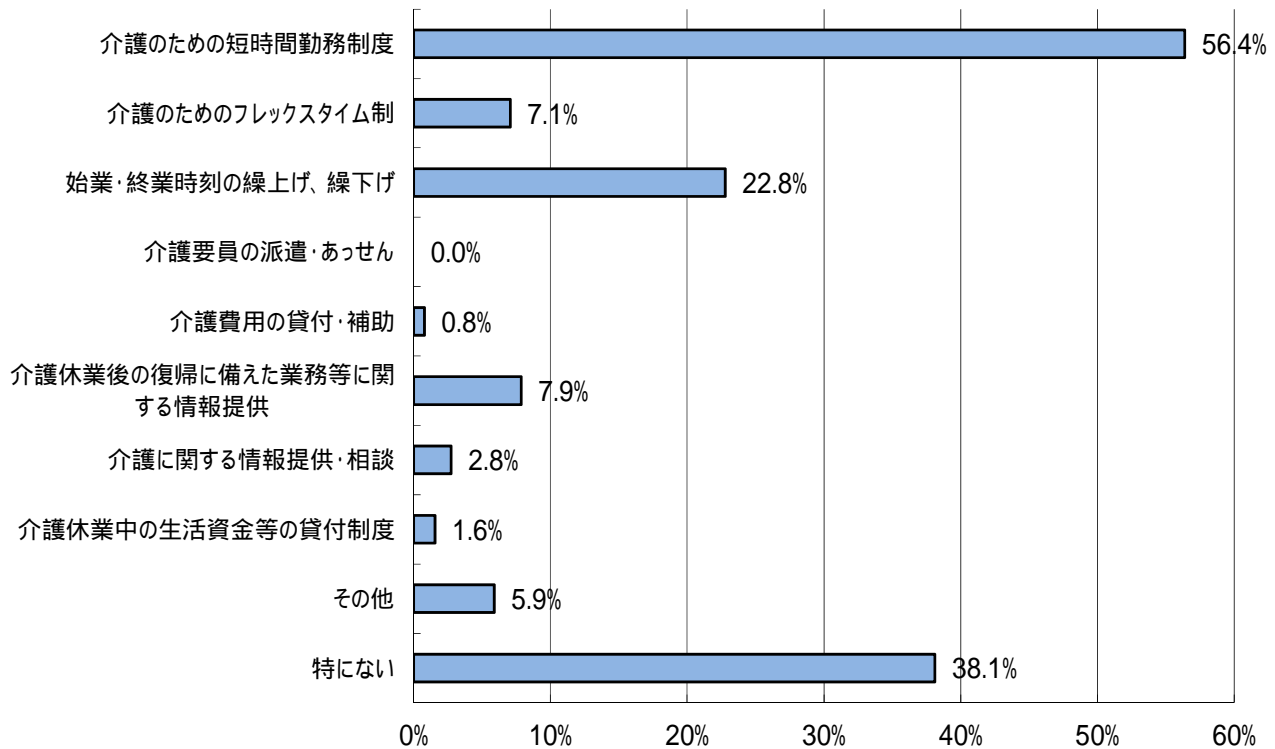


表 12 その他介護のために就業規則等で定めている制度（複数回答）

	有効回答事業所数	介護のための短時間勤務制度	介護のためのフレックスタイム制	始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ	介護要員の派遣・あっせん	介護費用の貸付・補助	介護休業後の復帰に備えた業務等に関する情報提供	介護に関する情報提供・相談	介護休業中の生活資金等の貸付制度	その他	特にない
全体	509	56.4%	7.1%	22.8%	0.0%	0.8%	7.9%	2.8%	1.6%	5.9%	38.1%
10～29人	159	35.8%	4.4%	13.2%	0.0%	0.6%	6.3%	2.5%	0.6%	3.1%	60.4%
30～49人	57	57.9%	8.8%	28.1%	0.0%	0.0%	3.5%	1.8%	0.0%	1.8%	40.4%
50～99人	63	66.7%	7.9%	28.6%	0.0%	0.0%	6.3%	3.2%	1.6%	3.2%	25.4%
100～299人	84	64.3%	8.3%	29.8%	0.0%	0.0%	7.1%	3.6%	2.4%	7.1%	31.0%
300～999人	61	73.8%	13.1%	23.0%	0.0%	1.6%	13.1%	1.6%	3.3%	9.8%	21.3%
1,000人以上	67	82.1%	6.0%	29.9%	0.0%	3.0%	14.9%	4.5%	1.5%	14.9%	9.0%
建設業	42	45.2%	4.8%	16.7%	0.0%	2.4%	11.9%	0.0%	0.0%	2.4%	52.4%
製造業	119	65.5%	12.6%	26.1%	0.0%	0.8%	2.5%	1.7%	2.5%	3.4%	31.1%
運輸業・通信業	34	64.7%	5.9%	23.5%	0.0%	2.9%	8.8%	8.8%	2.9%	5.9%	29.4%
卸売・小売業	97	52.6%	6.2%	19.6%	0.0%	0.0%	9.3%	4.1%	1.0%	5.2%	42.3%
金融・保険業	26	80.8%	7.7%	23.1%	0.0%	0.0%	15.4%	7.7%	3.8%	15.4%	11.5%
飲食店・宿泊業	33	24.2%	6.1%	12.1%	0.0%	0.0%	3.0%	0.0%	0.0%	6.1%	72.7%
医療・福祉	73	64.4%	4.1%	23.3%	0.0%	0.0%	12.3%	4.1%	1.4%	8.2%	28.8%
教育・学習支援業	9	33.3%	0.0%	44.4%	0.0%	11.1%	11.1%	0.0%	0.0%	11.1%	55.6%
サービス業	76	50.0%	5.3%	26.3%	0.0%	0.0%	6.6%	0.0%	1.3%	6.6%	40.8%
労働組合がある	140	74.3%	12.1%	34.3%	0.0%	1.4%	10.0%	4.3%	4.3%	8.6%	18.6%
労働組合がない	363	50.3%	5.2%	18.7%	0.0%	0.3%	7.1%	2.2%	0.5%	4.9%	44.8%

(21) 妊娠・出産・育児または介護を理由として退職した者に対する再雇用制度

妊娠・出産・育児または介護を理由として退職した者に対する再雇用制度については、「再雇用制度はない」と回答した事業所の割合が69.3%となっている。再雇用制度がある事業所の中では、「正規社員・職員として退職したものを正規社員・職員として再雇用」の割合が19.2%と最も高くなっている。

図 18 再雇用制度の有無（複数回答）

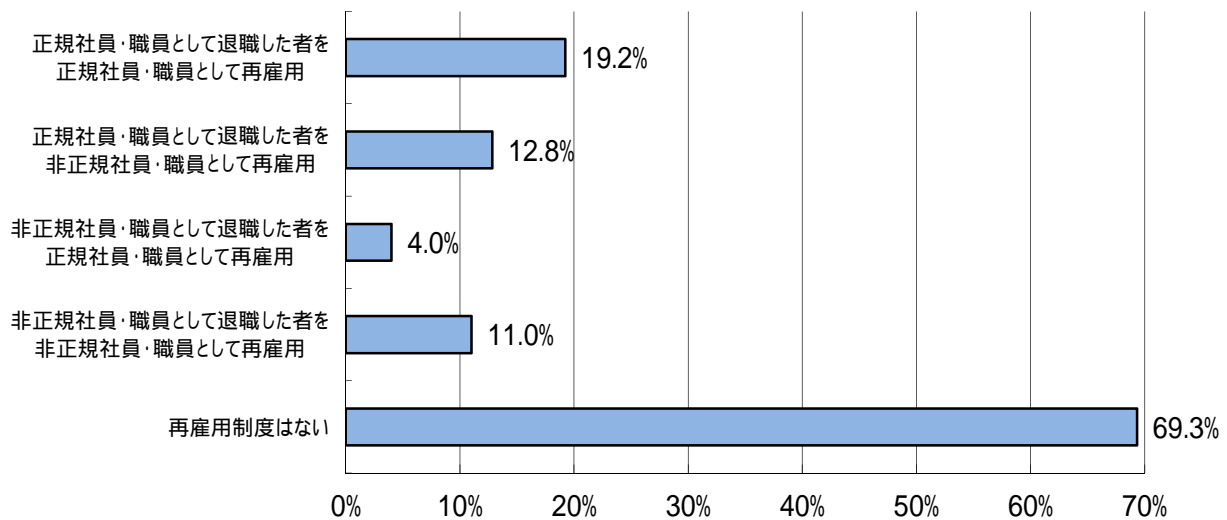


表 13 再雇用制度の有無（複数回答）

	有効回答事業所数	正規社員・職員として退職した者を正規社員・職員として再雇用	正規社員・職員として退職した者を非正規社員・職員として再雇用	非正規社員・職員として退職した者を正規社員・職員として再雇用	非正規社員・職員として退職した者を非正規社員・職員として再雇用	再雇用制度はない
全体	499	19.2%	12.8%	4.0%	11.0%	69.3%
10～29人	152	16.4%	13.2%	2.6%	14.5%	66.4%
30～49人	53	22.6%	15.1%	9.4%	11.3%	71.7%
50～99人	62	12.9%	6.5%	1.6%	6.5%	79.0%
100～299人	86	17.4%	17.4%	5.8%	9.3%	70.9%
300～999人	61	11.6%	8.1%	2.3%	8.1%	50.0%
1,000人以上	67	34.3%	14.9%	3.0%	9.0%	61.2%
建設業	39	7.7%	2.6%	0.0%	2.6%	89.7%
製造業	115	16.5%	7.8%	2.6%	3.5%	79.1%
運輸業・通信業	34	17.6%	8.8%	0.0%	2.9%	76.5%
卸売・小売業	94	19.1%	11.7%	2.1%	14.9%	64.9%
金融・保険業	26	57.7%	23.1%	0.0%	7.7%	30.8%
飲食店・宿泊業	32	28.1%	18.8%	12.5%	31.3%	46.9%
医療、福祉	76	19.7%	19.7%	10.5%	19.7%	65.8%
教育、学習支援業	9	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	88.9%
サービス業	74	13.5%	17.6%	4.1%	10.8%	70.3%
労働組合がある	138	21.0%	15.2%	3.6%	7.2%	69.6%
労働組合がない	355	18.6%	11.8%	4.2%	12.4%	69.3%

【多様な働き方】

(22) 雇用形態の転換制度

非正規社員・職員から正規社員・職員への転換について、制度または実際例のいずれかがある企業は 68.6%であるのに対し、正規社員・職員から非正規社員・職員への転換では 51.3%となっている。

図 19 雇用形態の転換制度と実際例の有無

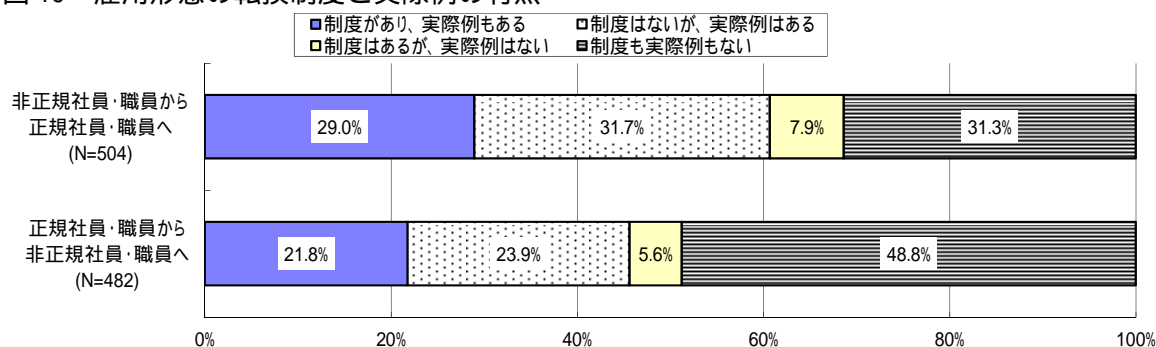


表 14-1 雇用形態の転換制度と実際例の有無（非正規社員・職員から正規社員・職員へ）

非正規から正規へ	有効回答事業所数	制度があり、実際例もある	制度はあるが、実際例はない	制度はないが、実際例はある	制度も実際例もない	計
全体	504	29.0%	7.9%	31.7%	31.3%	100.0%
10～29人	153	14.4%	4.6%	31.4%	49.7%	100.0%
30～49人	56	28.6%	10.7%	28.6%	32.1%	100.0%
50～99人	64	23.4%	3.1%	48.4%	25.0%	100.0%
100～299人	85	30.6%	10.6%	37.6%	21.2%	100.0%
300～999人	61	41.0%	11.5%	27.9%	19.7%	100.0%
1,000人以上	68	61.8%	10.3%	17.6%	10.3%	100.0%
建設業	40	17.5%	5.0%	25.0%	52.5%	100.0%
製造業	114	24.6%	8.8%	33.3%	33.3%	100.0%
運輸業・通信業	36	30.6%	13.9%	36.1%	19.4%	100.0%
卸売・小売業	95	24.2%	11.6%	27.4%	36.8%	100.0%
金融・保険業	26	57.7%	7.7%	15.4%	19.2%	100.0%
飲食店・宿泊業	32	18.8%	3.1%	37.5%	40.6%	100.0%
医療、福祉	76	42.1%	5.3%	42.1%	10.5%	100.0%
教育、学習支援業	9	22.2%	11.1%	33.3%	33.3%	100.0%
サービス業	76	28.9%	5.3%	28.9%	36.8%	100.0%
労働組合がある	139	39.6%	10.8%	27.3%	22.3%	100.0%
労働組合がない	359	25.3%	7.0%	33.4%	34.3%	100.0%

表 14-2 雇用形態の転換制度と実際例の有無（正規社員・職員から非正規社員・職員へ）

正規から非正規へ	有効回答事業所数	制度があり、実際例もある	制度はあるが、実際例はない	制度はないが、実際例はある	制度も実際例もない	計
全体	482	21.8%	5.6%	23.9%	48.8%	100.0%
10～29人	145	13.8%	4.1%	18.6%	63.4%	100.0%
30～49人	53	13.2%	5.7%	11.3%	69.8%	100.0%
50～99人	61	21.3%	0.0%	44.3%	34.4%	100.0%
100～299人	83	19.3%	3.6%	36.1%	41.0%	100.0%
300～999人	58	32.8%	15.5%	13.8%	37.9%	100.0%
1,000人以上	67	44.8%	7.5%	23.9%	23.9%	100.0%
建設業	38	10.5%	2.6%	2.6%	84.2%	100.0%
製造業	110	12.7%	3.6%	19.1%	64.5%	100.0%
運輸業・通信業	33	33.3%	6.1%	24.2%	36.4%	100.0%
卸売・小売業	91	16.5%	9.9%	28.6%	45.1%	100.0%
金融・保険業	26	50.0%	7.7%	19.2%	23.1%	100.0%
飲食店・宿泊業	30	16.7%	3.3%	26.7%	53.3%	100.0%
医療、福祉	73	26.0%	4.1%	41.1%	28.8%	100.0%
教育、学習支援業	9	22.2%	0.0%	11.1%	66.7%	100.0%
サービス業	72	30.6%	6.9%	20.8%	41.7%	100.0%
労働組合がある	133	37.6%	9.8%	18.8%	33.8%	100.0%
労働組合がない	343	16.0%	4.1%	25.9%	53.9%	100.0%

【ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）経営】

（23）対応すべき経営課題

対応すべき経営課題としては、「優秀な人材の確保が困難である」と回答した事業所の割合が50.4%と最も高く、次いで「従業員の心身の健康」が25.6%、「仕事の生産性が低い」が21.1%となっている。

図 20 対応すべき経営課題（複数回答）

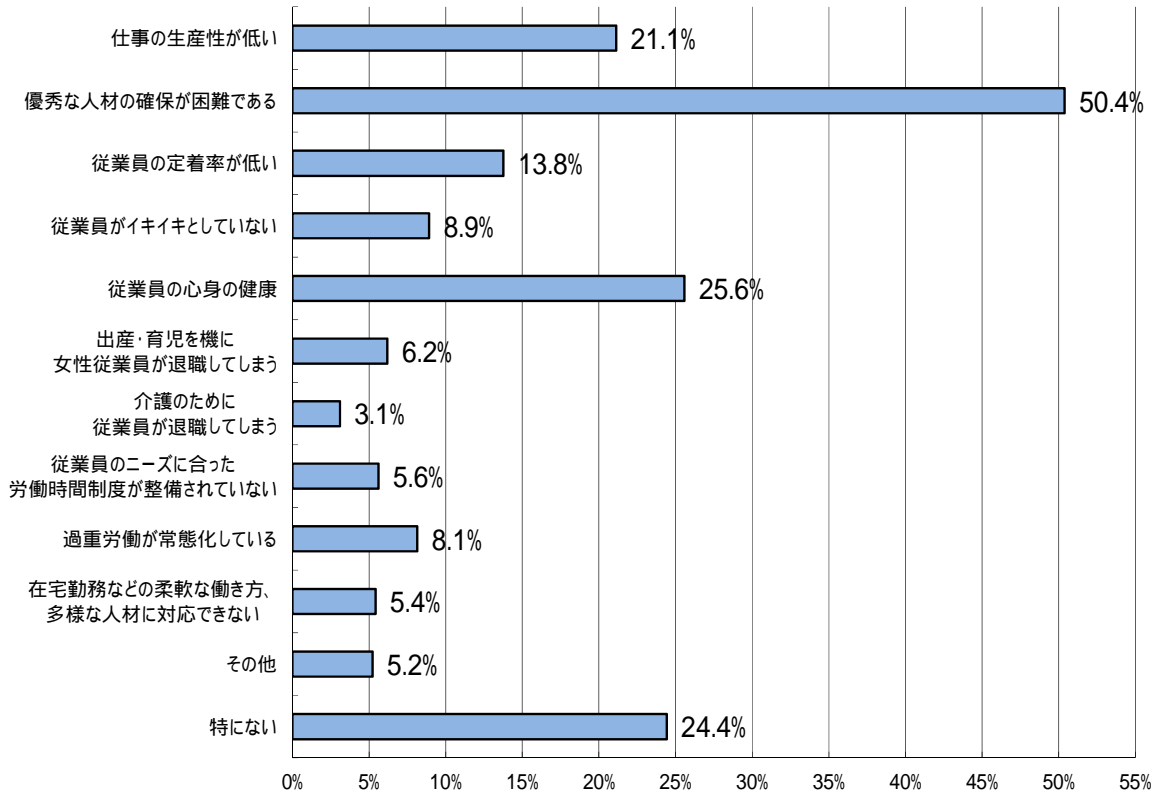


表 15 対応すべき経営課題（複数回答）

	有効回答事業所数	仕事の生産性が低い	優秀な人材の確保が困難である	従業員の定着率が低い	従業員がイキイキとしていない	従業員の心身の健康	出産・育児を機に女性従業員が退職してしまう	介護のために従業員が退職してしまう	従業員のニーズに合った労働時間制度が整備されていない	過重労働が常態化している	在宅勤務などの柔軟な働き方、多様な人材に対応できない	その他	特にない
全体	516	21.1%	50.4%	13.8%	8.9%	25.6%	6.2%	3.1%	5.6%	8.1%	5.4%	5.2%	24.4%
10～29人	162	17.9%	48.8%	8.6%	7.4%	19.8%	3.1%	3.7%	4.9%	6.2%	1.9%	4.9%	27.8%
30～49人	56	26.8%	42.9%	14.3%	3.6%	16.1%	7.1%	0.0%	3.6%	3.6%	5.4%	7.1%	28.6%
50～99人	65	18.5%	52.3%	10.8%	9.2%	24.6%	10.8%	4.6%	4.6%	9.2%	6.2%	7.7%	20.0%
100～299人	86	25.6%	55.8%	19.8%	15.1%	34.9%	11.6%	2.3%	5.8%	12.8%	7.0%	3.5%	12.8%
300～999人	61	27.9%	60.7%	19.7%	13.1%	37.7%	3.3%	3.3%	6.6%	9.8%	6.6%	4.9%	18.0%
1,000人以上	67	14.9%	46.3%	16.4%	6.0%	28.4%	4.5%	3.0%	9.0%	10.4%	11.9%	6.0%	29.9%
建設業	43	14.0%	55.8%	4.7%	4.7%	25.6%	2.3%	0.0%	7.0%	7.0%	9.3%	4.7%	27.9%
製造業	116	26.7%	46.6%	7.8%	8.6%	27.6%	5.2%	1.7%	6.9%	6.0%	6.0%	4.3%	25.0%
運輸業・通信業	36	22.2%	52.8%	19.4%	11.1%	16.7%	2.8%	8.3%	5.6%	13.9%	11.1%	0.0%	33.3%
卸売・小売業	100	30.0%	47.0%	13.0%	10.0%	22.0%	8.0%	3.0%	3.0%	6.0%	2.0%	6.0%	22.0%
金融・保険業	25	16.0%	48.0%	12.0%	16.0%	48.0%	8.0%	4.0%	12.0%	12.0%	8.0%	12.0%	4.0%
飲食店・宿泊業	33	21.2%	51.5%	21.2%	6.1%	18.2%	6.1%	3.0%	9.1%	9.1%	6.1%	3.0%	24.2%
医療・福祉	76	9.2%	61.8%	18.4%	10.5%	32.9%	11.8%	5.3%	3.9%	10.5%	5.3%	5.3%	18.4%
教育・学習支援業	9	0.0%	44.4%	11.1%	0.0%	44.4%	11.1%	0.0%	11.1%	33.3%	11.1%	33.3%	22.2%
サービス業	78	20.5%	46.2%	19.2%	7.7%	17.9%	2.6%	2.6%	3.8%	5.1%	2.6%	3.8%	33.3%
労働組合がある	142	19.7%	42.3%	11.3%	9.9%	34.5%	3.5%	3.5%	3.5%	11.3%	8.5%	6.3%	26.1%
労働組合がない	368	22.0%	54.1%	14.7%	8.7%	22.6%	7.1%	3.0%	6.5%	7.1%	4.3%	4.9%	23.1%

(24) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に関する取組み

ワーク・ライフ・バランスに関する取組みの内容について、「実施している」取組みの中では「労働時間削減の取組み」が40.5%、「今後、実施したい」取組みの中では「従業員の心身の健康支援」が29.0%と最も高くなっている。

図 21 実施している、または実施したいワーク・ライフ・バランスに関する取組み(複数回答)

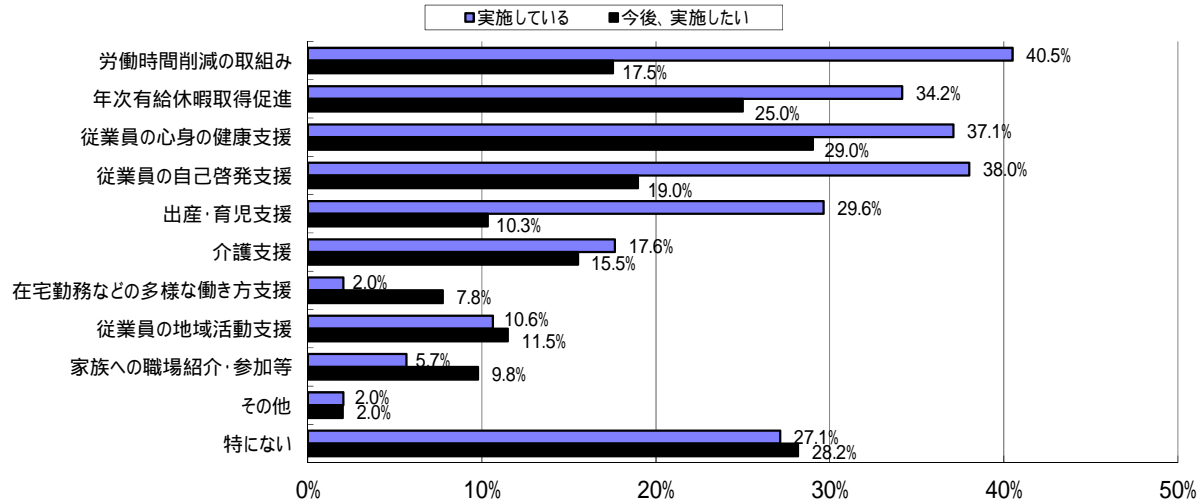


表 16-1 ワーク・ライフ・バランスに関する取組み【実施している】(複数回答)

実施している	有効回答事業所数	労働時間削減の取組み	年次有給休暇取得促進	従業員の心身の健康支援	従業員の自己啓発支援	出産・育児支援	介護支援	在宅勤務などの多様な働き方支援	従業員の地域活動支援	家族への職場紹介・参加等	その他	特になし
全体	442	40.5%	34.2%	37.1%	38.0%	29.6%	17.6%	2.0%	10.6%	5.7%	2.0%	27.1%
10～29人	135	23.0%	22.2%	34.1%	24.4%	22.2%	10.4%	1.5%	11.1%	3.0%	0.0%	39.3%
30～49人	46	26.1%	17.4%	30.4%	23.9%	17.4%	13.0%	2.2%	6.5%	8.7%	4.3%	34.8%
50～99人	51	39.2%	25.5%	27.5%	33.3%	25.5%	13.7%	3.9%	9.8%	7.8%	0.0%	21.6%
100～299人	75	41.3%	32.0%	29.3%	41.3%	25.3%	13.3%	0.0%	9.3%	2.7%	2.7%	29.3%
300～999人	56	57.1%	50.0%	42.9%	64.3%	32.1%	14.3%	0.0%	5.4%	3.6%	1.8%	12.5%
1,000人以上	64	73.4%	67.2%	57.8%	53.1%	56.3%	46.9%	1.6%	15.6%	7.8%	1.6%	10.9%
建設業	32	34.4%	31.3%	37.5%	31.3%	46.9%	18.8%	12.5%	34.4%	18.8%	6.3%	25.0%
製造業	104	34.6%	28.8%	42.3%	34.6%	25.0%	19.2%	1.9%	10.6%	5.8%	1.9%	27.9%
運輸業・通信業	29	48.3%	37.9%	34.5%	34.5%	0.0%	20.7%	0.0%	3.4%	6.9%	0.0%	27.6%
卸売・小売業	84	45.2%	25.0%	33.3%	32.1%	23.8%	6.0%	1.2%	9.5%	2.4%	1.2%	38.1%
金融・保険業	24	75.0%	79.2%	87.5%	79.2%	70.8%	66.7%	0.0%	12.5%	4.2%	4.2%	0.0%
飲食店・宿泊業	30	26.7%	0.0%	10.0%	16.7%	3.3%	0.0%	0.0%	3.3%	0.0%	3.3%	53.3%
医療・福祉	65	33.8%	41.5%	36.9%	44.6%	36.9%	15.4%	0.0%	6.2%	3.1%	0.0%	16.9%
教育・学習支援業	8	62.5%	37.5%	12.5%	62.5%	37.5%	25.0%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	25.0%
サービス業	66	40.9%	45.5%	31.8%	40.9%	27.3%	19.7%	3.0%	10.6%	9.1%	3.0%	21.2%
労働組合がある	130	59.2%	56.9%	51.5%	58.5%	44.6%	33.1%	0.8%	12.3%	4.6%	3.1%	10.0%
労働組合がない	307	33.2%	25.1%	31.6%	29.6%	23.8%	11.4%	2.6%	10.1%	6.2%	1.6%	33.6%

表 16-2 ワーク・ライフ・バランスに関する取組み【実施したい】(複数回答)

実施したい	有効回答事業所数	労働時間削減の取組み	年次有給休暇取得促進	従業員の心身の健康支援	従業員の自己啓発支援	出産・育児支援	介護支援	在宅勤務などの多様な働き方支援	従業員の地域活動支援	家族への職場紹介・参加等	その他	特になし
全体	348	17.5%	25.0%	29.0%	19.0%	10.3%	15.5%	7.8%	11.5%	9.8%	2.0%	28.2%
10～29人	115	16.5%	19.1%	22.6%	13.9%	4.3%	11.3%	5.2%	11.3%	4.3%	0.9%	35.7%
30～49人	35	14.3%	25.7%	28.6%	22.9%	14.3%	20.0%	5.7%	11.4%	8.6%	0.0%	34.3%
50～99人	47	25.5%	40.4%	31.9%	27.7%	8.5%	19.1%	2.1%	14.9%	4.3%	0.0%	19.1%
100～299人	65	16.9%	26.2%	40.0%	23.1%	20.0%	18.5%	13.8%	15.4%	20.0%	1.5%	24.6%
300～999人	39	20.5%	23.1%	41.0%	17.9%	12.8%	10.3%	7.7%	5.1%	17.9%	7.7%	10.3%
1,000人以上	37	10.8%	24.3%	18.9%	16.2%	8.1%	13.5%	16.2%	10.8%	10.8%	5.4%	29.7%
建設業	30	20.0%	23.3%	20.0%	20.0%	3.3%	20.0%	16.7%	10.0%	13.3%	3.3%	20.0%
製造業	82	18.3%	29.3%	29.3%	18.3%	14.6%	19.5%	7.3%	12.2%	11.0%	1.2%	24.4%
運輸業・通信業	27	7.4%	25.9%	37.0%	25.9%	3.7%	7.4%	3.7%	11.1%	11.1%	0.0%	29.6%
卸売・小売業	73	20.5%	26.0%	31.5%	17.8%	17.8%	19.2%	11.0%	12.3%	11.0%	0.0%	28.8%
金融・保険業	13	15.4%	7.7%	7.7%	15.4%	15.4%	15.4%	15.4%	23.1%	23.1%	23.1%	23.1%
飲食店・宿泊業	25	16.0%	20.0%	32.0%	16.0%	16.0%	16.0%	4.0%	12.0%	8.0%	4.0%	44.0%
医療・福祉	48	14.6%	31.3%	37.5%	25.0%	2.1%	12.5%	2.1%	10.4%	6.3%	0.0%	18.8%
教育・学習支援業	6	16.7%	16.7%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%	33.3%
サービス業	44	20.5%	18.2%	22.7%	15.9%	4.5%	9.1%	4.5%	6.8%	2.3%	0.0%	40.9%
労働組合がある	84	7.1%	27.4%	34.5%	16.7%	9.5%	11.9%	10.7%	17.9%	16.7%	6.0%	21.4%
労働組合がない	259	21.2%	24.3%	27.4%	20.1%	10.8%	17.0%	6.9%	9.7%	7.7%	0.8%	29.3%

(25) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する取組みの効果

(24) で何らかの取組みをしていると回答した事業所での、ワーク・ライフ・バランスに関する取組みの効果としては、「従業員の仕事への意欲が向上した」と回答した事業所の割合が 33.3%と最も高く、ついで「従業員の心身の健康が向上した」27.9%、「会社に対する満足度が向上した」が 25.5%となっている。

図 22 ワーク・ライフ・バランスに関する取組みの効果（複数回答）

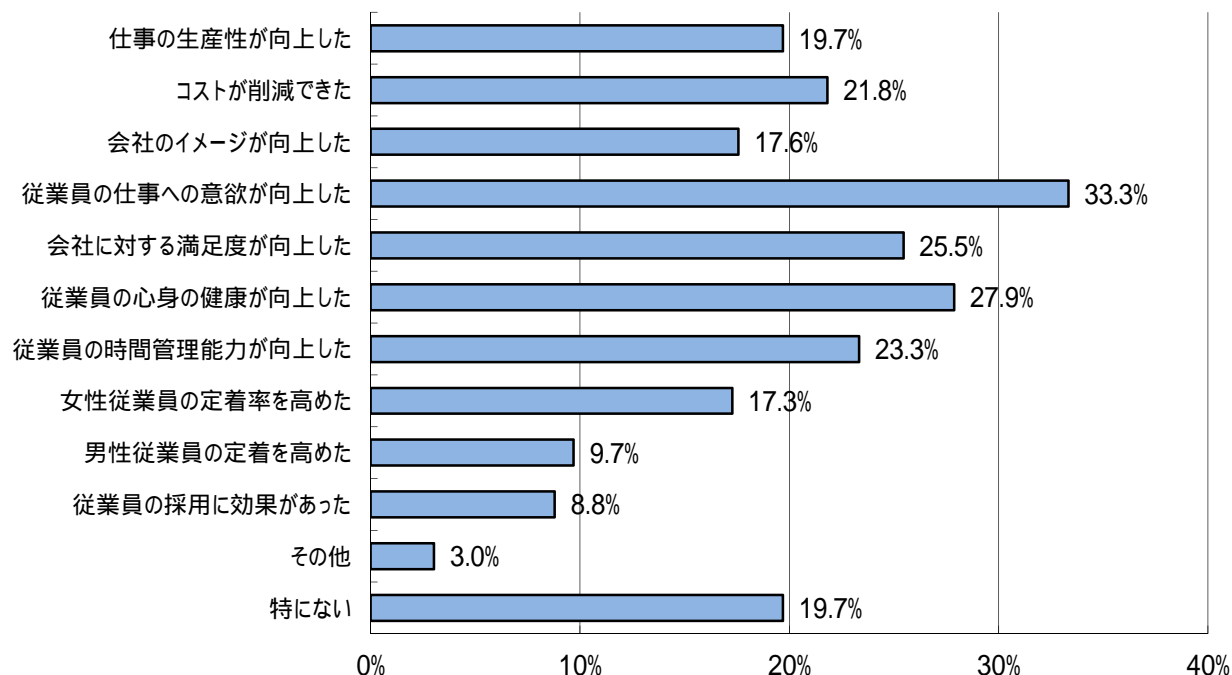


表 17 ワーク・ライフ・バランスに関する取組みの効果（複数回答）

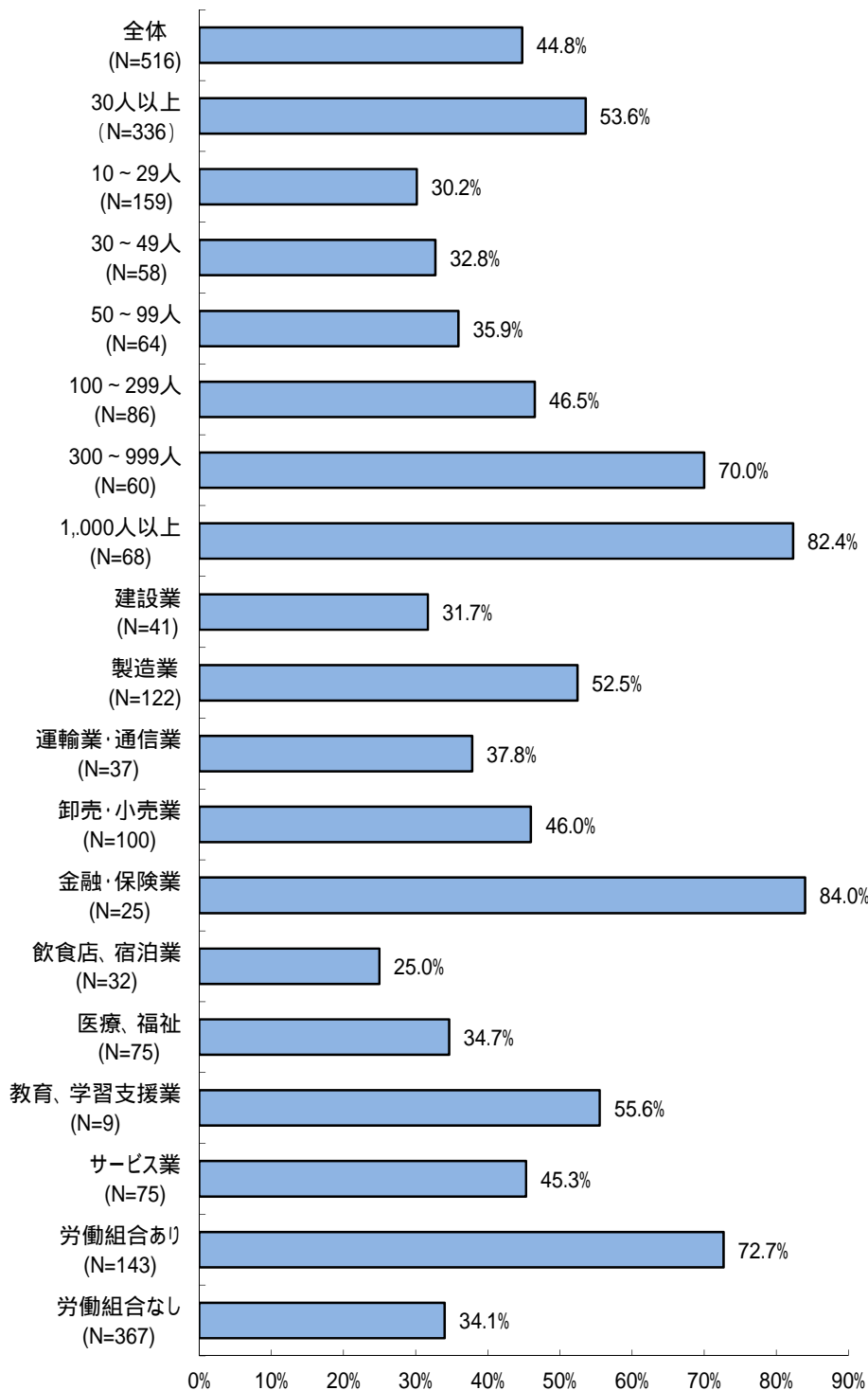
	有効回答 事業所数	仕事の 生産性が 向上した	コストが削 減できた	会社の イメージ が向上した	従業員の仕 事への意欲が 向上した	会社に対する 満足度が 向上した	従業員の心 身の健康が 向上した	従業員の時 間管理能力 が向上した	女性従業員 の定着率を 高めた	男性従業員 の定着率を 高めた	従業員の 採用に効 果があった	その他	特になし
全体	330	19.7%	21.8%	17.6%	33.3%	25.5%	27.9%	23.3%	17.3%	9.7%	8.8%	3.0%	19.7%
10～29人	87	12.6%	14.9%	12.6%	33.3%	18.4%	29.9%	14.9%	11.5%	3.4%	4.6%	0.0%	26.4%
30～49人	31	9.7%	9.7%	12.9%	29.0%	22.6%	29.0%	16.1%	22.6%	9.7%	0.0%	3.2%	22.6%
50～99人	39	12.8%	0.0%	15.4%	28.2%	17.9%	23.1%	20.5%	17.9%	12.8%	5.1%	0.0%	20.5%
100～299人	53	13.2%	17.0%	11.3%	34.0%	30.2%	24.5%	34.0%	17.0%	9.4%	5.7%	7.5%	11.3%
300～999人	51	29.4%	37.3%	23.5%	35.3%	19.6%	15.7%	15.7%	7.8%	0.0%	5.9%	5.9%	13.7%
1,000人以上	55	41.8%	36.4%	30.9%	43.6%	41.8%	43.6%	43.6%	34.5%	29.1%	29.1%	0.0%	16.4%
建設業	26	3.8%	15.4%	26.9%	19.2%	23.1%	23.1%	11.5%	11.5%	3.8%	7.7%	0.0%	26.9%
製造業	75	26.7%	20.0%	13.3%	28.0%	26.7%	33.3%	21.3%	10.7%	5.3%	2.7%	2.7%	18.7%
運輸業・通信業	22	13.6%	27.3%	9.1%	27.3%	13.6%	31.8%	22.7%	9.1%	4.5%	4.5%	4.5%	31.8%
卸売・小売業	56	21.4%	26.8%	19.6%	33.9%	33.9%	12.5%	21.4%	17.9%	10.7%	10.7%	3.6%	23.2%
金融・保険業	23	56.5%	65.2%	56.5%	52.2%	56.5%	56.5%	56.5%	56.5%	56.5%	52.2%	8.7%	13.0%
飲食店・宿泊業	15	0.0%	26.7%	6.7%	26.7%	6.7%	20.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	13.3%	13.3%
医療・福祉	57	7.0%	1.8%	17.5%	43.9%	24.6%	26.3%	17.5%	29.8%	12.3%	7.0%	1.8%	14.0%
教育・学習支援業	6	16.7%	16.7%	0.0%	33.3%	0.0%	16.7%	66.7%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%
サービス業	50	22.0%	22.0%	8.0%	32.0%	16.0%	30.0%	18.0%	6.0%	0.0%	4.0%	0.0%	20.0%
労働組合がある	113	31.0%	32.7%	24.8%	38.9%	29.2%	33.6%	30.1%	21.2%	15.9%	15.0%	5.3%	15.0%
労働組合がない	216	13.9%	15.7%	13.4%	30.6%	23.6%	25.0%	19.9%	15.3%	6.5%	5.6%	1.9%	22.2%

【メンタルヘルスケア（心の健康対策）】

(26) メンタルヘルスケア（心の健康対策）の実施の有無

メンタルヘルスケアを実施している事業所の割合は全体では44.8%となり、前年を1.5ポイント上回っている。企業規模30人以上の事業所においては53.6%となり、前年と比べて0.9ポイントの減少となっている。

図 23 メンタルヘルスケアを実施している事業所の割合（全体）



図内のNは、有効回答事業所数を表す

(27) メンタルヘルスケア（心の健康対策）の実施方法

(26) でメンタルヘルスケアを実施していると回答した事業所での、メンタルヘルスケアの実施方法としては「定期健康診断における問診」と回答した事業所の割合が62.8%と最も高く、次いで「従業員に対する教育研修、情報提供」が41.1%、「従業員が日常的に接する管理監督者に対する教育研修、情報提供」が31.6%となっている。

図 24 メンタルヘルスケアの実施方法（複数回答）

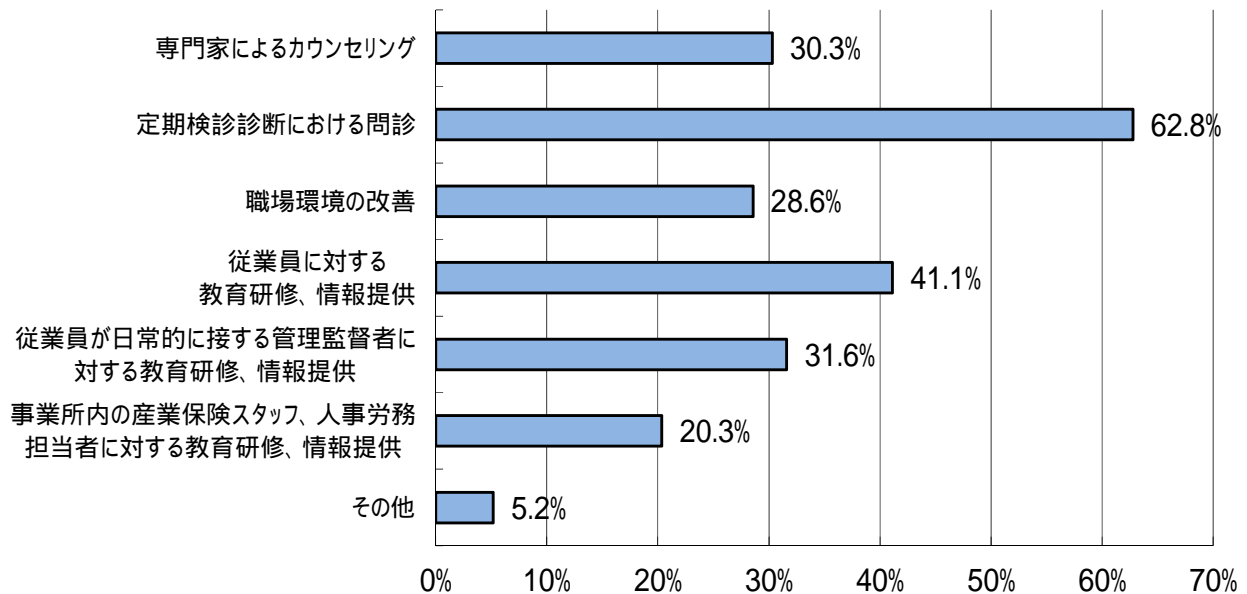


表 18 メンタルヘルスケアの実施方法（複数回答）

	有効回答事業所数	専門家によるカウンセリング	定期健康診断における問診	職場環境の改善	従業員に対する教育研修、情報提供	従業員が日常的に接する管理監督者に対する教育研修、情報提供	事業所内の産業保険スタッフ、人事労務担当者に対する教育研修、情報提供	その他
全体	516	30.3%	62.8%	28.6%	41.1%	31.6%	20.3%	5.2%
10～29人	159	18.8%	66.7%	31.3%	52.1%	25.0%	4.2%	6.3%
30～49人	58	5.3%	78.9%	26.3%	31.6%	5.3%	5.3%	5.3%
50～99人	64	13.0%	73.9%	8.7%	56.5%	30.4%	13.0%	0.0%
100～299人	86	20.0%	50.0%	37.5%	37.5%	47.5%	30.0%	12.5%
300～999人	60	47.6%	59.5%	16.7%	42.9%	45.2%	28.6%	0.0%
1,000人以上	68	50.0%	60.7%	37.5%	30.4%	25.0%	30.4%	3.6%
建設業	41	30.8%	76.9%	38.5%	38.5%	30.8%	0.0%	15.4%
製造業	122	26.6%	70.3%	18.8%	45.3%	32.8%	26.6%	7.8%
運輸業・通信業	37	42.9%	71.4%	35.7%	42.9%	28.6%	28.6%	7.1%
卸売・小売業	100	34.8%	50.0%	26.1%	37.0%	43.5%	21.7%	4.3%
金融・保険業	25	28.6%	61.9%	28.6%	47.6%	19.0%	14.3%	0.0%
飲食店・宿泊業	32	50.0%	62.5%	25.0%	25.0%	12.5%	37.5%	0.0%
医療、福祉	75	15.4%	46.2%	34.6%	38.5%	34.6%	7.7%	7.7%
教育、学習支援業	9	80.0%	100.0%	20.0%	20.0%	40.0%	0.0%	0.0%
サービス業	75	26.5%	64.7%	41.2%	44.1%	23.5%	23.5%	0.0%
労働組合がある	143	46.2%	68.3%	33.7%	40.4%	37.5%	26.0%	3.8%
労働組合がない	367	16.8%	58.4%	24.8%	41.6%	26.4%	16.0%	6.4%

【パートタイム労働者】

(28) パートタイム労働者を雇用する理由

パートタイム労働者を雇用する理由としては、「仕事の内容がパートタイム労働者で間に合うため」と回答した事業所の割合が57.6%と最も高く、次いで「1日のうち多忙な時間帯に対応するため」が36.4%、「人件費が割安のため」が32.0%となっている。

図 25 パートタイム労働者を雇用する理由

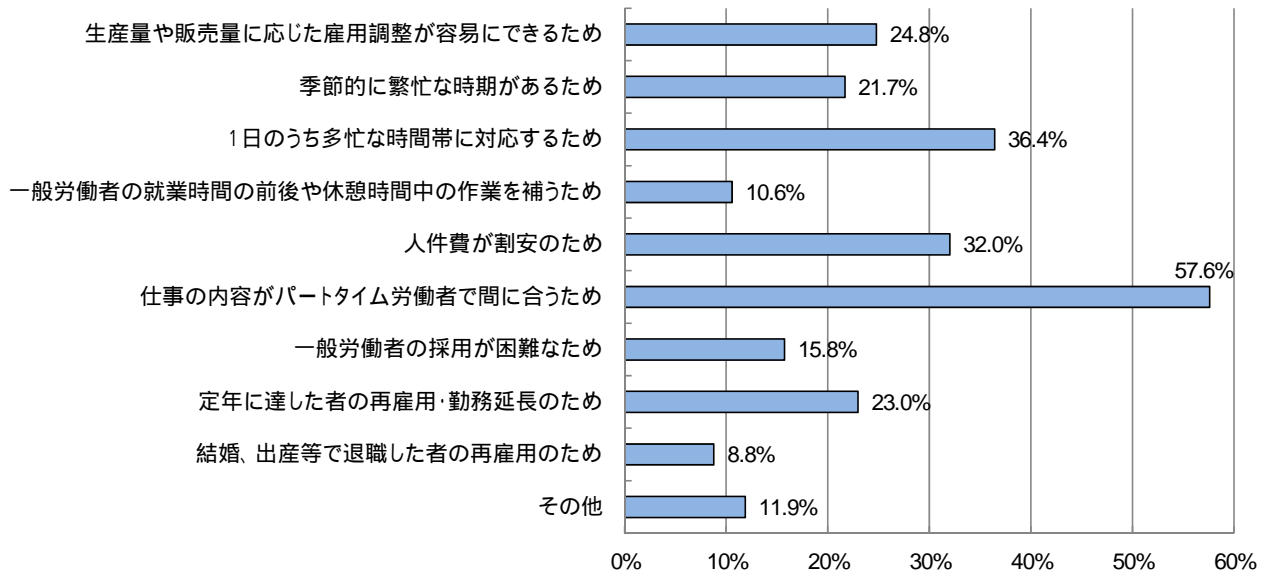


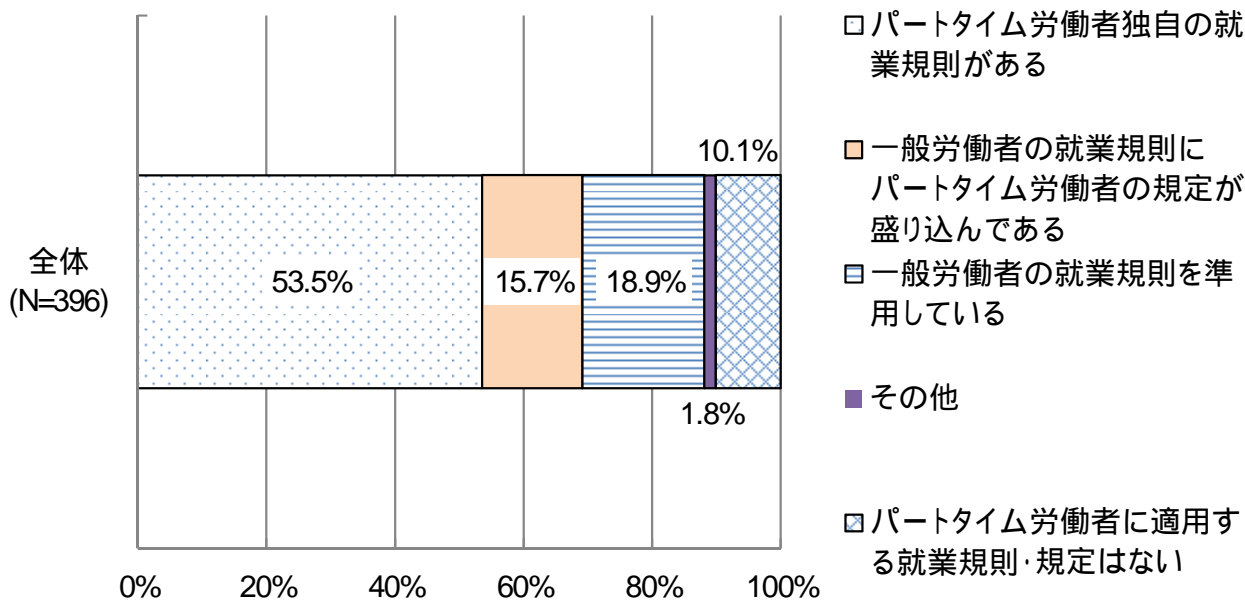
表 19 パートタイム労働者を雇用する理由

	有効回答事業所数	生産量や販売量に応じた雇用調整が容易にできるため	季節的に繁忙な時期があるため	1日のうち多忙な時間帯に対応するため	一般労働者の就業時間の前後や休憩時間中の作業を補うため	人件費が割安のため	仕事の内容がパートタイム労働者で間に合うため	一般労働者の採用が困難なため	定年に達した者の再雇用・勤務延長のため	結婚、出産等で退職した者の再雇用のため	その他
全体	387	24.8%	21.7%	36.4%	10.6%	32.0%	57.6%	15.8%	23.0%	8.8%	11.9%
10～29人	118	23.7%	19.5%	19.5%	7.6%	22.0%	53.4%	13.6%	21.2%	9.3%	14.4%
30～49人	49	18.4%	14.3%	38.8%	12.2%	22.4%	53.1%	16.3%	24.5%	8.2%	8.2%
50～99人	52	25.0%	28.8%	44.2%	11.5%	32.7%	55.8%	11.5%	30.8%	7.7%	13.5%
100～299人	67	26.9%	23.9%	50.7%	13.4%	43.3%	53.7%	17.9%	20.9%	9.0%	13.4%
300～999人	40	25.0%	27.5%	35.0%	17.5%	20.0%	62.5%	17.5%	32.5%	17.5%	15.0%
1,000人以上	52	30.8%	19.2%	48.1%	7.7%	53.8%	69.2%	15.4%	13.5%	3.8%	3.8%
建設業	15	6.7%	20.0%	6.7%	6.7%	26.7%	46.7%	26.7%	26.7%	0.0%	13.3%
製造業	91	23.1%	14.3%	20.9%	1.1%	25.3%	53.8%	5.5%	26.4%	7.7%	14.3%
運輸業・通信業	26	42.3%	30.8%	50.0%	7.7%	34.6%	46.2%	23.1%	42.3%	3.8%	7.7%
卸売・小売業	75	24.0%	20.0%	44.0%	14.7%	40.0%	74.7%	10.7%	14.7%	9.3%	9.3%
金融・保険業	19	15.8%	21.1%	21.1%	15.8%	78.9%	68.4%	31.6%	31.6%	10.5%	0.0%
飲食店、宿泊業	32	43.8%	53.1%	81.3%	12.5%	31.3%	78.1%	15.6%	15.6%	6.3%	6.3%
医療、福祉	71	18.3%	7.0%	46.5%	19.7%	22.5%	35.2%	28.2%	19.7%	15.5%	21.1%
教育、学習支援業	9	22.2%	44.4%	11.1%	0.0%	22.2%	66.7%	22.2%	11.1%	0.0%	11.1%
サービス業	49	26.5%	30.6%	22.4%	10.2%	30.6%	61.2%	10.2%	26.5%	8.2%	8.2%
労働組合がある	88	29.5%	22.7%	34.1%	8.0%	43.2%	65.9%	19.3%	25.0%	8.0%	4.5%
労働組合がない	295	23.7%	21.7%	37.6%	11.5%	28.8%	55.3%	14.6%	22.7%	8.8%	13.9%

(29) パートタイム労働者の就業規則

パートタイム労働者の就業規則については、「パートタイム労働者独自の就業規則がある」としている事業所の割合が53.5%と最も高くなっている。

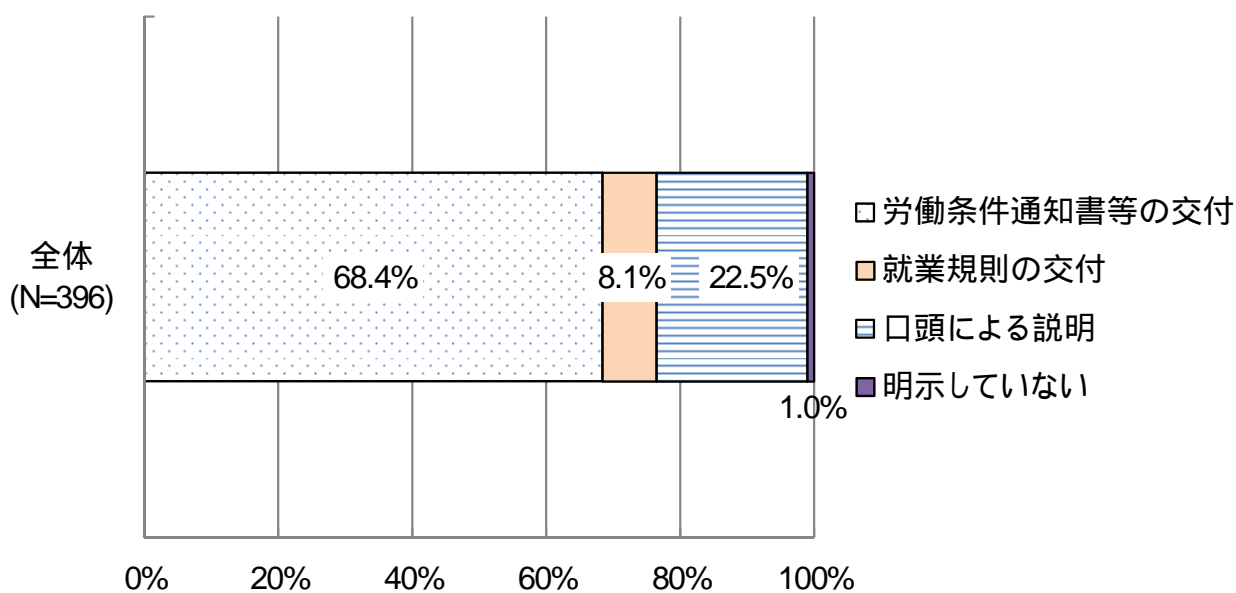
図 26 パートタイム労働者の就業規則



(30) パートタイム労働者に対する労働条件の明示方法

パートタイム労働者に対する労働条件の明示方法について、「労働条件通知書等の交付」により明示している事業所の割合が68.4%と最も高くなっている。

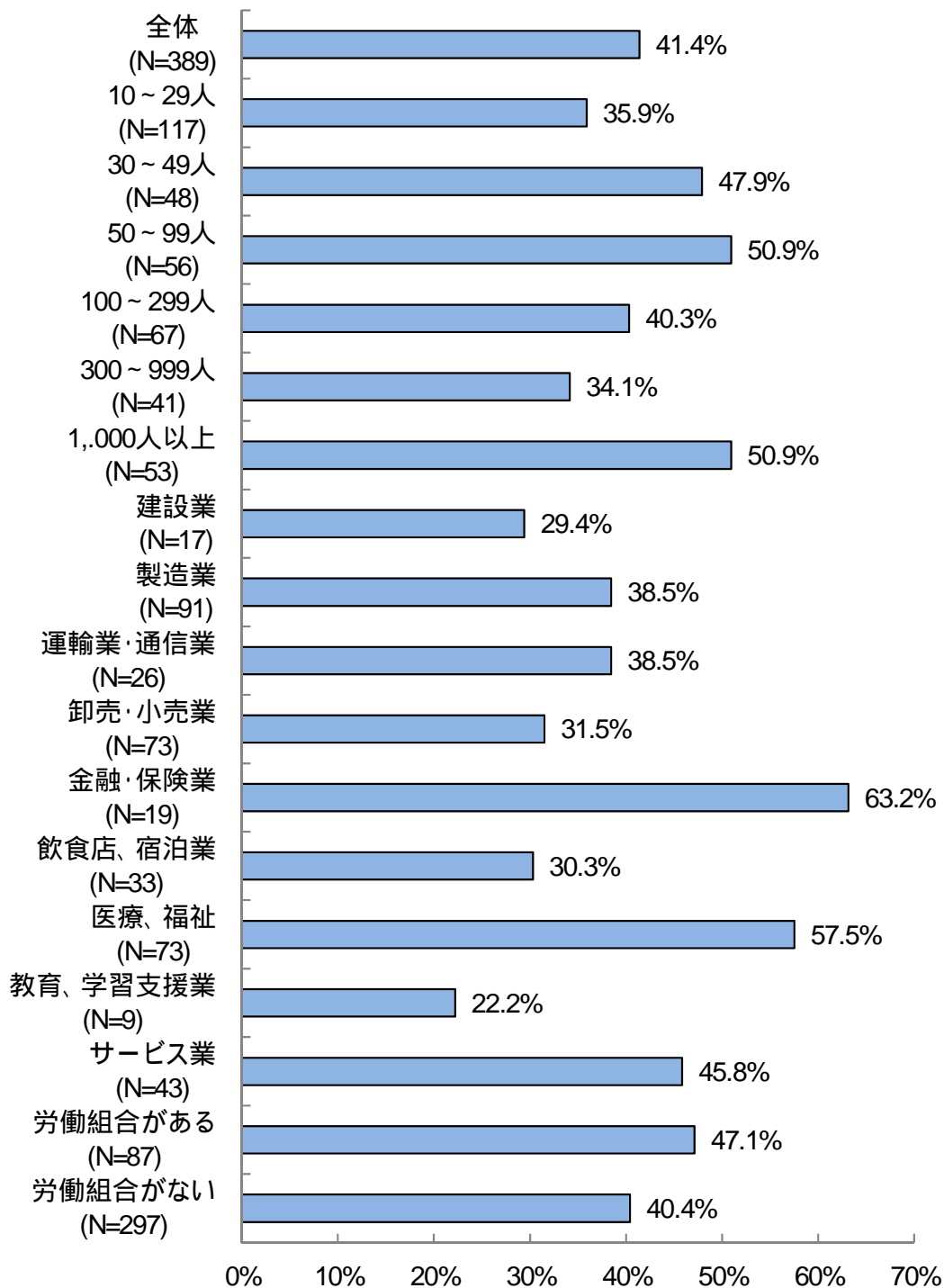
図 27 パートタイム労働者に対する労働条件の明示方法



(31) 一般労働者と職務内容が同じパートタイム労働者の有無

一般労働者と職務内容が同じパートタイム労働者がいる事業所の割合は41.4%となり、前回調査の平成21年を1.4ポイント上回っている。

図28 一般労働者と職務内容が同じ労働者がいる事業所の割合

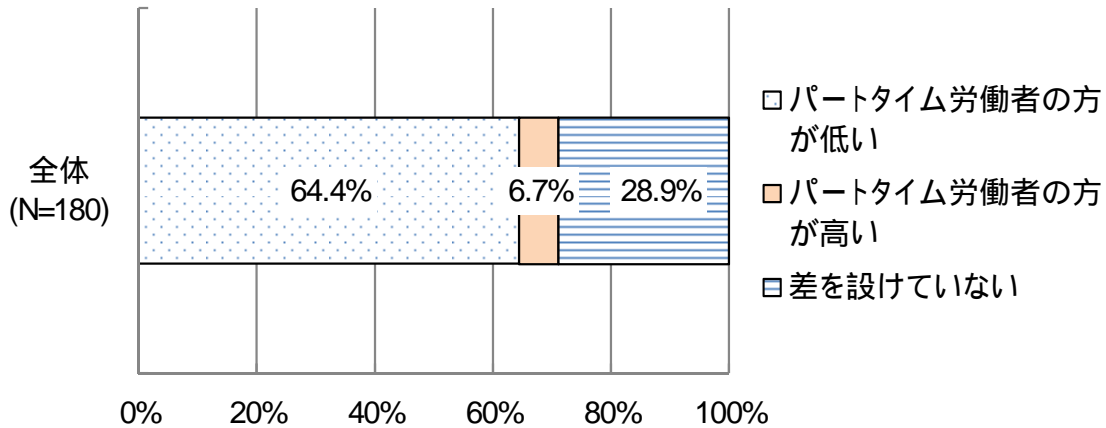


図内のNは、有効回答事業所数を表す

(32) 一般労働者と職務内容が同じパートタイム労働者の1時間あたりの賃金額の差

一般労働者と職務内容が同じパートタイム労働者の賃金については、パートタイム労働者のほうが低いと回答したが64.4%と、最も高くなっている。

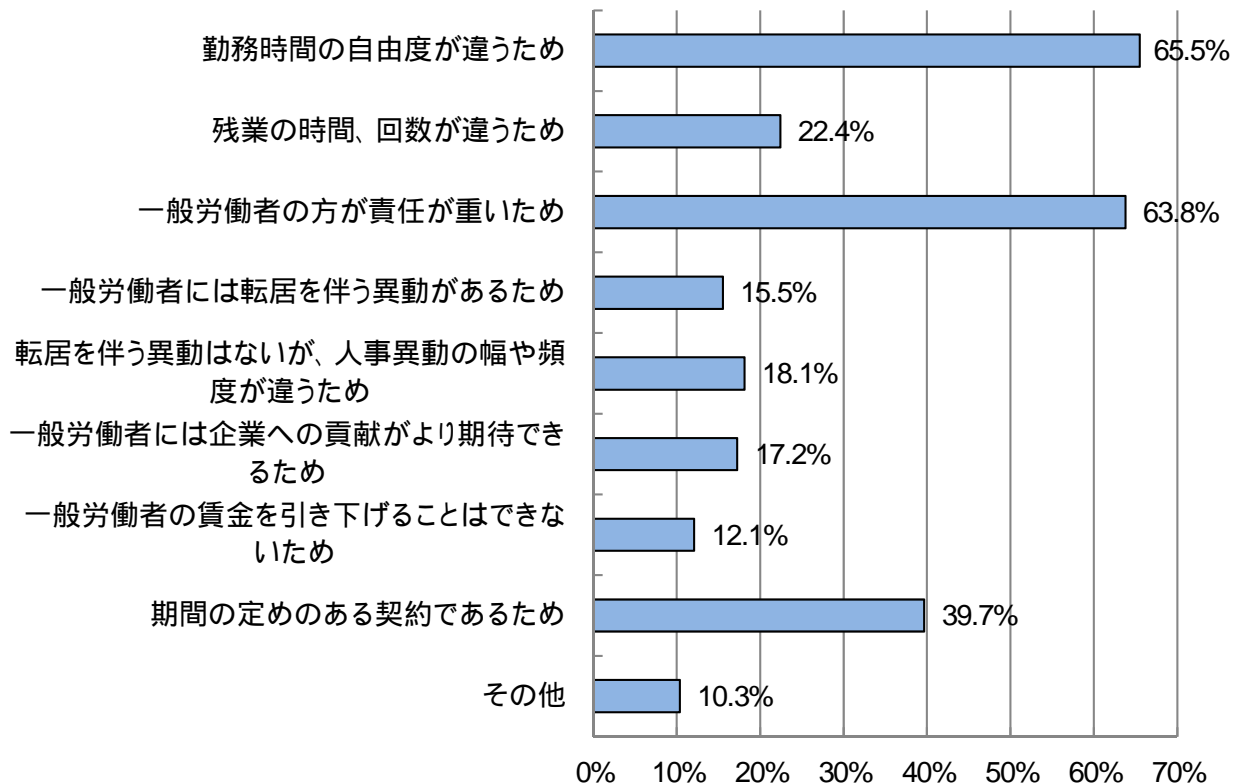
図 29 一般労働者と職務内容が同じパートタイム労働者の1時間あたりの賃金額の差



(33) パートタイム労働者のほうが1時間あたりの賃金額が低い理由

パートタイム労働者のほうが1時間あたりの賃金額が低い理由としては、「勤務時間の自由度が違うため」が65.5%と最も高く、次いで「一般労働者のほうが責任が重いため」が63.8%、「期間の定めがある契約であるため」が39.7%となっている。

図 30 パートタイム労働者のほうが1時間あたりの賃金額が低い理由



(34) パートタイム労働者に適用される諸制度

パートタイム労働者に適用される諸制度としては、「年次有給休暇制度」を適用している事業所が74.3%と最も高く、次いで「育児休業制度」が49.1%、「産前産後休業制度」が48.1%、「特別給与（賞与、ボーナス、一時金）制度」が46.3%となっている。

図 31 パートタイム労働者に適用される諸制度

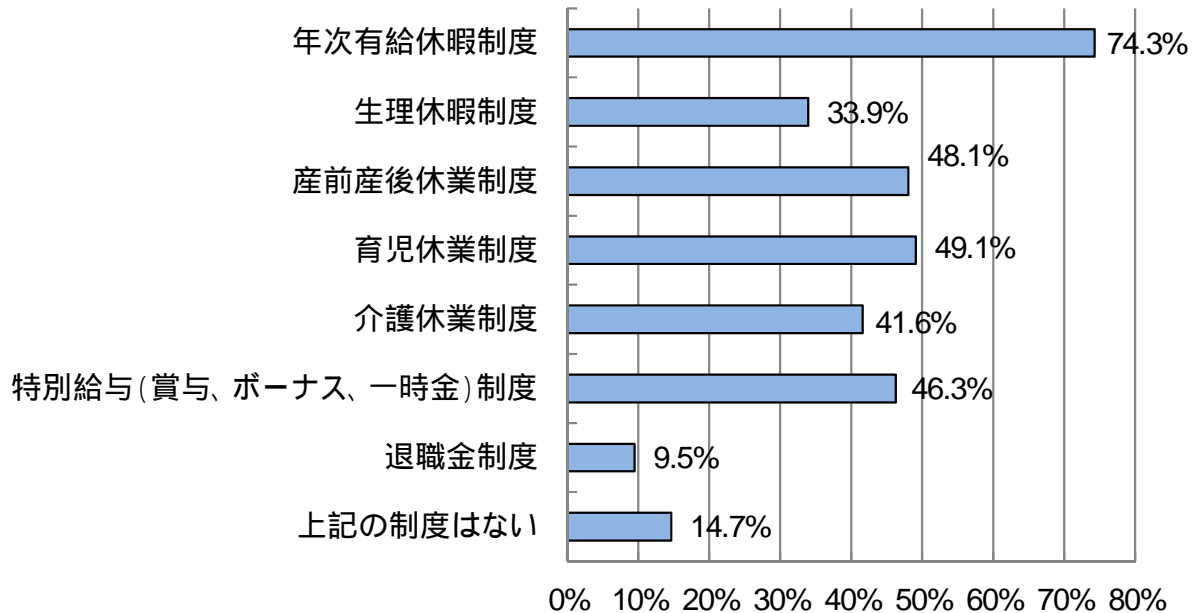


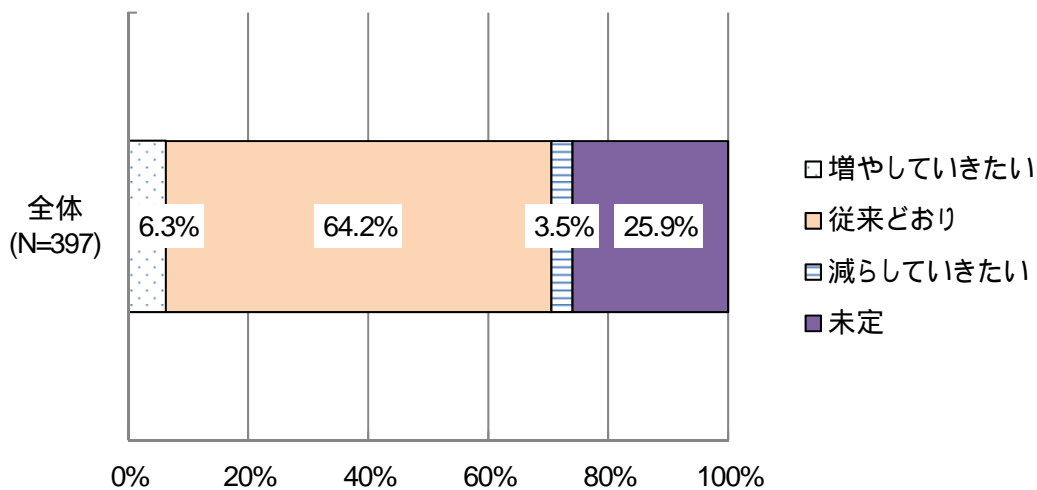
表 20 パートタイム労働者に適用される諸制度

	有効回答 事業所数	年次有給 休暇制度	生理休暇 制度	産前産後 休業制度	育児休業 制度	介護休業 制度	特別給与 (賞与、ボ ナス、一 時金)制度	退職金制度	左記の制度 はない
全体	389	74.3%	33.9%	48.1%	49.1%	41.6%	46.3%	9.5%	14.7%
10～29人	118	47.5%	18.6%	24.6%	28.0%	18.6%	44.9%	12.7%	29.7%
30～49人	48	75.0%	20.8%	29.2%	37.5%	33.3%	54.2%	6.3%	18.8%
50～99人	54	88.9%	33.3%	53.7%	59.3%	50.0%	44.4%	18.5%	1.9%
100～299人	67	88.1%	34.3%	59.7%	56.7%	52.2%	47.8%	4.5%	6.0%
300～999人	39	87.2%	48.7%	71.8%	64.1%	59.0%	35.9%	5.1%	7.7%
1,000人以上	51	98.0%	72.5%	86.3%	78.4%	70.6%	52.9%	5.9%	0.0%
建設業	14	50.0%	28.6%	35.7%	42.9%	35.7%	50.0%	7.1%	42.9%
製造業	91	76.9%	39.6%	57.1%	56.0%	48.4%	54.9%	9.9%	13.2%
運輸業・通信業	27	81.5%	37.0%	48.1%	55.6%	48.1%	37.0%	7.4%	7.4%
卸売・小売業	75	73.3%	25.3%	45.3%	37.3%	32.0%	40.0%	9.3%	17.3%
金融・保険業	21	95.2%	81.0%	85.7%	81.0%	71.4%	66.7%	9.5%	4.8%
飲食店・宿泊業	32	50.0%	18.8%	18.8%	25.0%	25.0%	34.4%	6.3%	31.3%
医療・福祉	72	80.6%	26.4%	55.6%	61.1%	50.0%	50.0%	16.7%	4.2%
教育・学習支援業	9	55.6%	55.6%	55.6%	44.4%	44.4%	11.1%	11.1%	22.2%
サービス業	48	75.0%	33.3%	29.2%	37.5%	27.1%	43.8%	2.1%	16.7%
労働組合がある	87	95.4%	54.0%	67.8%	69.0%	59.8%	51.7%	9.2%	3.4%
労働組合がない	297	69.0%	28.6%	43.1%	44.1%	37.0%	44.8%	9.1%	17.5%

(35) パートタイム労働者の雇用の今後の予定

パートタイム労働者の雇用の今後の予定については、「従来どおり」が64.2%と最も高くなっている。

図 32 パートタイム労働者の雇用の今後の予定



. 参 考 表 · 图

参考表1 産業別民営事業所数及び従業上の地位別従業者数、従業者数の外別経営の事業所から派遣されている人数（滋賀県）

	事業所数	従業者数（民営事業所）								従業者数の外別経営の事業所から派遣されている人		
		総数	個人業主	無給の家族従業者	有給役員	常用雇用者			臨時雇用者	計	男	女
						総数	正社員・正職員	正社員・正職員以外				
全産業（公務を除く）	55,469	590,842	23,341	8,260	35,800	489,755	295,362	194,393	33,686	14,298	8,275	6,022
農業，林業	299	3,842	-	-	1,013	2,196	1,338	858	662	59	43	16
漁業	24	181	-	-	57	94	75	19	30	-	-	-
鉱業，採石業，砂利採取業	26	150	1	-	45	99	76	23	5	-	-	-
建設業	6,424	33,415	3,101	936	5,527	21,729	17,932	3,797	2,122	186	97	89
製造業	5,877	163,329	2,073	930	5,809	151,472	119,704	31,768	3,045	9,503	6,356	3,147
電気・ガス・熱供給・水道業	40	1,528	-	-	17	1,509	1,435	74	2	39	29	10
情報通信業	404	4,601	40	6	498	3,999	3,390	609	58	224	137	87
運輸業，郵便業	1,326	30,731	103	28	981	27,647	18,825	8,822	1,972	374	268	106
卸売業，小売業	13,520	111,445	5,648	2,826	7,169	89,526	36,454	53,072	6,276	1,235	394	841
金融業，保険業	897	14,256	85	24	617	13,367	10,725	2,642	163	351	61	290
不動産業，物品賃貸業	3,307	11,735	1,569	573	2,541	6,722	4,589	2,133	330	47	26	20
学術研究，専門・技術サービス業	2,003	13,370	998	181	1,309	10,445	8,052	2,393	437	395	141	254
宿泊業，飲食サービス業	5,816	52,430	3,452	1,468	1,339	40,580	8,070	32,510	5,591	531	200	331
生活関連サービス業，娯楽業	4,553	26,212	2,995	673	991	19,416	9,454	9,962	2,137	92	61	31
教育，学習支援業	1,847	16,699	1,134	131	336	13,560	6,338	7,222	1,538	428	118	310
医療，福祉	3,470	58,872	1,634	309	1,979	50,306	29,259	21,047	4,644	398	69	329
複合サービス事業	352	4,336	26	7	176	4,021	3,092	929	106	19	7	12
サービス業（他に分類されないもの）	5,275	43,665	482	168	5,396	33,051	16,543	16,508	4,568	417	268	149

資料：県統計課「平成24年経済センサス-活動調査」

用語説明

「常用雇用者」とは事業所に常時雇用されている人で、期間を定めずに雇用されている人もしくは1か月を越える期間を定めて雇用されている人または調査日前2か月間でそれぞれ18日以上雇用されている人をいいます。

「正社員・正職員」とは「常用雇用者」のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいいます。

「正社員・正職員以外」とは「常用雇用者」のうち一般に正社員、正職員などと呼ばれている人以外で、嘱託、パートタイマー、アルバイトまたはそれに近い名称で呼ばれている人をいいます。

「臨時雇用者」とは1か月以内の期間を定めて雇用されている人または日々雇用されている人をいいます。

「従業者数の外別経営の事業所から派遣されている人」とは他の会社など別経営の事業所から派遣されている人または下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて当該事業所で働いている人をいい、上表の従業者数には含まれていません。

参考表 2 事業所規模、産業、就業形態別常用労働者一人あたり平均月間出勤数、総実労働時間数、所定内労働時間及び所定外労働時間数

(平成 24 年平均)

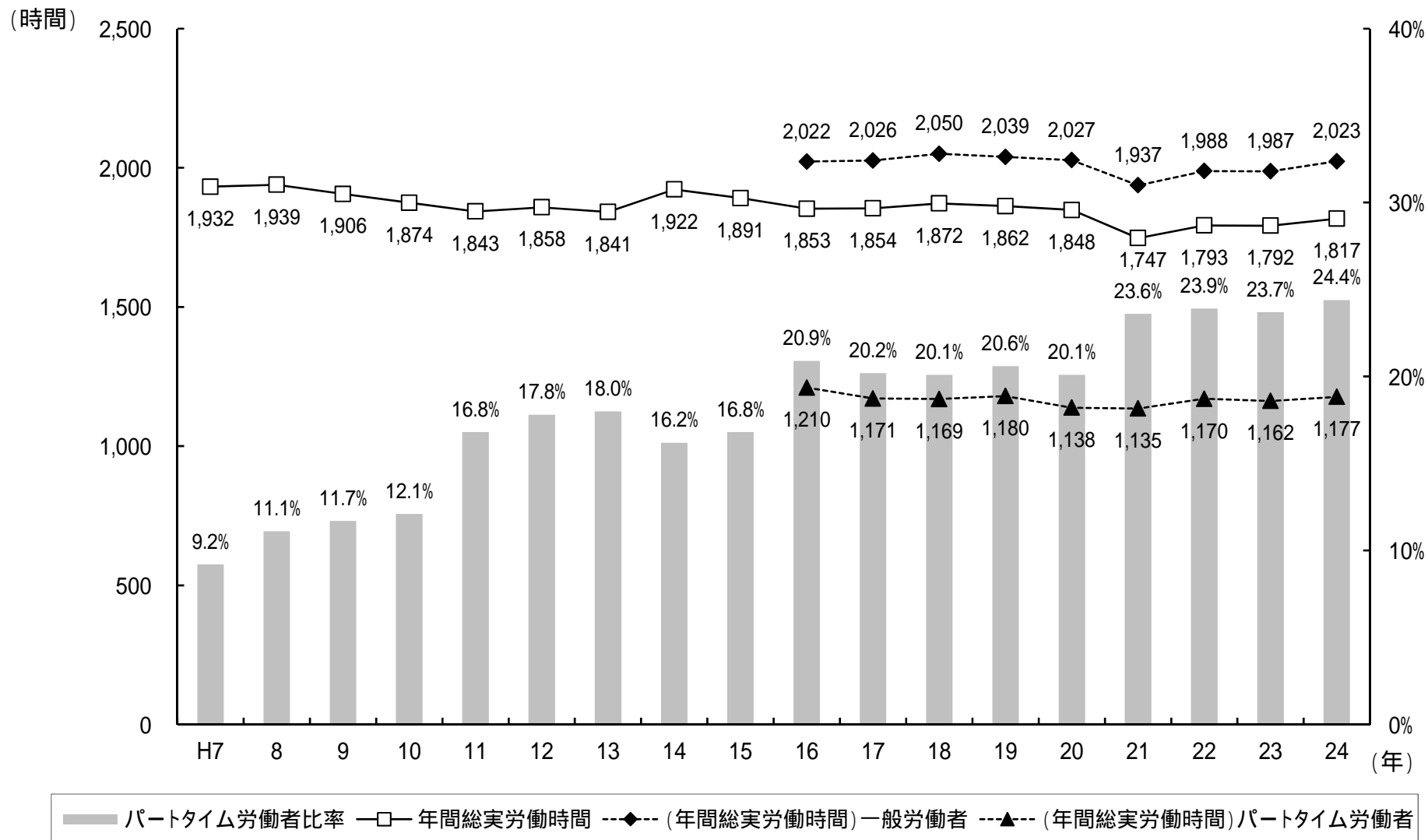
「所定内労働時間」とは労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間数のことをいい、「所定外労働時間」とは早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことをいいます。「総実労働時間」とは「所定内労働時間」と「所定外労働時間」の合計です。なお、以下の表の産業分類は県の労働条件実態調査とは必ずしも一致しませんので取扱いには注意してください。

産業	一般労働者				パートタイム労働者			
	出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間
調査産業計	19.9	168.6	152.5	16.1	16.3	98.1	94.8	3.3
建設業	X	X	X	X	X	X	X	X
製造業	19.4	168.6	149.8	18.8	18.1	128.6	121.7	6.9
電気・ガス・熱供給・水道業	19.5	159.1	144.3	14.8	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	20.6	169.4	159.5	9.9	15.3	88.8	87.7	1.1
運輸業、郵便業	20.1	189.1	155.3	33.8	18.7	112.4	102.6	9.8
卸売業、小売業	19.8	162.5	152.7	9.8	18.4	103.0	101.9	1.1
金融業、保険業	19.5	165.0	146.8	18.2	19.5	129.2	126.8	2.4
不動産業、物品賃貸業	20.8	164.7	154.4	10.3	15.1	96.8	90.1	6.7
学術研究、専門・技術サービス業	19.5	159.7	147.5	12.2	16.6	106.0	104.4	1.6
宿泊業、飲食サービス業	21.1	169.9	154.0	15.9	14.1	78.5	75.7	2.8
生活関連サービス業、娯楽業	21.8	176.0	170.0	6.0	16.2	113.7	110.5	3.2
教育、学習支援業	19.4	155.7	148.7	7.0	8.7	32.6	32.5	0.1
医療、福祉	20.0	161.5	154.2	7.3	14.1	79.0	78.1	0.9
複合サービス事業	X	X	X	X	X	X	X	X
サービス業(他に分類されないもの)	21.6	181.4	158.0	23.4	15.0	97.1	91.7	5.4

産業	一般労働者				パートタイム労働者			
	出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間
調査産業計	20.1	168.2	153.4	14.8	15.6	91.1	88.7	2.4
建設業	22.0	180.5	167.0	13.5	15.0	89.7	89.3	0.4
製造業	19.5	167.9	150.1	17.8	17.8	120.4	115.2	5.2
電気・ガス・熱供給・水道業	19.0	153.2	141.3	11.9	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	20.3	167.8	156.2	11.6	14.6	89.2	88.1	1.1
運輸業、郵便業	20.5	189.1	158.5	30.6	18.7	113.8	104.3	9.5
卸売業、小売業	20.7	172.1	158.4	13.7	16.8	93.8	92.8	1.0
金融業、保険業	19.5	161.6	147.0	14.6	19.2	128.1	126.5	1.6
不動産業、物品賃貸業	20.8	167.8	154.2	13.6	11.8	96.2	95.4	0.8
学術研究、専門・技術サービス業	19.6	161.5	149.1	12.4	16.5	106.3	104.3	2.0
宿泊業、飲食サービス業	20.8	159.5	149.7	9.8	14.2	77.2	75.2	2.0
生活関連サービス業、娯楽業	20.9	168.6	159.4	9.2	16.7	114.4	111.6	2.8
教育、学習支援業	19.6	152.9	147.2	5.7	10.0	41.9	41.8	0.1
医療、福祉	19.9	158.3	151.7	6.6	14.1	78.2	77.2	1.0
複合サービス事業	20.1	165.2	154.1	11.1	15.8	105.2	99.7	5.5
サービス業(他に分類されないもの)	21.7	179.6	160.9	18.7	13.9	88.1	83.7	4.4

資料：県統計課「毎月勤労統計調査」

参考図1 年間総実労働時間の推移（調査産業計、規模30人以上）



資料：県統計課「毎月勤労統計調査」

年間総実労働時間は年平均総実労働時間を12倍して、小数点第一位を四捨五入したものである。

参考表3～5は厚生労働省が実施した「平成23年賃金構造基本統計調査」結果の滋賀県分の一部を抜粋し掲載したものです。この調査の産業分類は県の労働条件実態調査とは必ずしも一致しませんので取扱いには注意してください。

参考表3 新規学卒者の初任給額（滋賀県）

初任給額とは、平成24年に採用し6月30日現在で実際に雇用している新規学卒者について、所定内給与額（所得税、社会保険料等控除前の「きまって支給する現金給与額」から超過労働給与額を差し引いた額）から通勤手当を除いたものであり、かつ平成24年6月30日現在で平成24年度の額として確定したものをいいます。

平成24年（2012年）6月30日現在

	産業計	製造業	卸売業・小売業	学術研究，専門・技術サービス業	宿泊業，飲食サービス業	生活関連サービス業，娯楽業	医療，福祉	複合サービス事業	サービス業（他に分類されないもの）
男性	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
学歴計	187.8	183.7	193.3	213.2	167.0	178.6	259.4	175.2	182.3
高校卒	162.8	162.9	-	158.2	165.0	166.0	-	-	162.7
高専・短大卒	178.1	178.5	178.1	172.9	149.5	-	185.0	-	180.0
大学卒	201.4	195.9	198.7	218.2	191.3	172.7	277.0	175.2	189.6
大学院修士課程修了	226.2	227.3	-	231.6	-	249.2	-	-	186.3
女性									
学歴計	181.7	179.0	186.1	216.0	149.7	157.8	199.9	175.4	171.8
高校卒	155.6	158.0	157.8	-	142.9	159.3	154.3	-	158.6
高専・短大卒	170.6	179.0	-	178.7	147.6	151.2	181.1	160.5	-
大学卒	197.1	189.6	192.4	-	163.3	183.7	257.9	176.5	183.8
大学院修士課程修了	218.0	216.8	-	226.7	-	-	-	-	180.0

資料：厚生労働省「平成24年賃金構造基本統計調査」

参考表4 パートタイム労働者の1時間あたりの所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額（滋賀県）

「1日当たりの所定内実労働時間数」とは各個人別ごとに所定内実労働時間数（総実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いたもの）を実労働日数で除したものをいいます。また、「1時間当たり所定内給与額」とは各労働者ごとに所定内給与額（所得税、社会保険料等控除前の「きまって支給する現金給与額」から超過労働給与額を差し引いた額）を所定内実労働時間数で除したものをいいます。

平成24年（2012年）6月30日現在

	男性労働者						女性労働者					
	年齢	勤続年数	実労働日数	1日当たり所定内実労働時間数	1時間当たり所定内給与額	年間賞与その他特別給与額	年齢	勤続年数	実労働日数	1日当たり所定内実労働時間数	1時間当たり所定内給与額	年間賞与その他特別給与額
産業計	39.2	5.0	15.4	5.2	994	26.7	44.7	6.0	16.7	5.3	968	34.6
製造業	58.4	10.9	18.6	6.1	1,275	113.7	46.0	8.0	18.9	6.0	963	90.9
卸売業，小売業	33.8	3.7	15.5	4.5	946	14.4	43.0	6.1	16.8	5.0	905	13.0
学術研究，専門・技術サービス業	67.3	14.8	14.9	6.7	1,277	56.9	47.2	6.8	18.7	5.0	964	27.6
宿泊業，飲食サービス業	28.8	2.3	12.6	5.4	906	6.8	40.1	4.6	15.5	5.0	899	11.9
生活関連サービス業，娯楽業	35.6	2.4	14.4	5.9	1,002	11.6	42.7	5.0	15.4	5.4	1,011	13.4
医療，福祉	42.0	7.5	19.1	5.1	815	6.2	49.4	5.2	15.6	5.5	1,129	42.1
複合サービス事業	55.1	5.9	17.6	6.2	994	69.8	46.4	8.0	19.1	5.7	998	102.1
サービス業（他に分類されないもの）	60.6	4.8	14.4	6.5	1,005	29.6	51.2	5.0	14.7	5.5	1,062	22.5

資料：厚生労働省「平成24年賃金構造基本統計調査」

参考表5 年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞與其他特別給与額（滋賀県 平成24年（2012年）6月30日現在）

「所定内実労働時間」とは総実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いた時間数をいいます。「きまって支給する給与額」とは手取り額ではなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額であり、「所定内給与額」とはここから超過労働給与額を差し引いたものをいいます。

	企業規模計（10人以上）						1,000人以上						100～999人						10～99人					
	年齢	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額		年間賞与 その他特 別給与額	年齢	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額		年間賞与 その他特 別給与額	年齢	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額		年間賞与 その他特 別給与額	年齢	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額		年間賞与 その他特 別給与額
				千円	千円					千円	千円					千円	千円					千円	千円	
産業計	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円
男	41.7	164	18	360.0	320.8	1039.2	40.9	156	18	407.8	359.1	1425.9	41.2	166	17	343.4	306.9	977.1	43.9	175	20	306.4	279.0	504.3
～19歳	19.2	164	14	198.2	175.2	177.1	19.2	159	10	208.3	187.0	219.8	19.1	163	18	194.5	166.6	182.6	19.4	178	6	187.5	179.8	44.0
20～24歳	23.0	164	20	239.7	201.5	478.8	23.1	154	20	255.4	208.7	622.9	23.0	166	23	238.7	198.9	500.2	22.9	178	14	211.3	192.0	159.5
25～29歳	27.5	165	23	276.9	234.8	666.0	27.5	156	23	297.9	246.6	834.7	27.5	166	23	273.9	230.7	674.6	27.6	179	22	244.9	220.7	356.2
30～34歳	32.6	165	25	324.4	275.8	884.8	32.7	156	24	355.6	296.0	1111.8	32.4	169	22	306.6	262.4	825.8	32.7	177	34	292.9	258.3	537.8
35～39歳	37.6	164	22	355.7	306.9	1002.6	37.6	156	22	392.9	334.2	1313.6	37.6	166	21	343.1	295.3	975.3	37.6	176	25	313.0	279.6	521.5
40～44歳	42.5	163	18	406.8	361.5	1282.6	42.5	155	18	459.6	406.7	1742.5	42.4	165	18	379.8	335.9	1132.4	42.4	175	17	338.3	307.0	550.0
45～49歳	47.5	164	16	432.1	394.4	1404.4	47.4	156	14	484.5	438.8	1829.6	47.7	166	10	417.8	391.9	1312.0	47.5	175	29	351.5	312.9	718.7
50～54歳	52.4	166	12	457.0	424.5	1434.6	52.2	159	13	541.1	499.7	2110.3	52.5	168	9	431.5	405.7	1296.3	52.5	174	15	368.5	339.8	635.0
55～59歳	57.5	164	11	420.6	392.2	1294.9	57.5	156	12	492.5	455.0	1863.7	57.6	167	10	399.1	371.6	1197.7	57.4	173	11	348.2	331.3	625.4
60～64歳	62.3	165	8	286.5	271.1	751.1	62.0	155	8	295.9	280.2	1039.1	62.2	163	6	302.1	288.7	971.6	62.5	174	10	266.4	249.5	367.6
65～69歳	67.2	167	9	243.4	230.3	201.2	67.7	130	2	326.0	322.7	856.5	67.2	176	12	199.4	186.2	99.6	67.1	169	9	245.4	231.2	150.2
70歳～	72.4	172	4	181.4	175.7	284.3	-	-	-	-	-	-	72.1	165	1	150.1	148.9	186.2	72.6	174	5	195.2	187.6	327.8
女	40.4	163	10	246.0	229.8	579.1	38.2	154	11	283.0	258.6	840.7	40.1	164	8	252.5	239.0	599.2	42.6	169	12	206.8	194.6	332.8
～19歳	19.2	174	8	184.1	174.2	173.8	19.5	171	10	178.8	166.4	405.7	19.2	171	8	186.1	176.7	189.5	19.2	182	9	182.6	173.1	4.5
20～24歳	23.1	167	14	208.1	188.4	331.4	23.3	158	16	237.5	208.0	533.8	23.2	166	14	207.3	188.0	296.9	22.7	175	12	183.5	171.9	193.7
25～29歳	27.4	164	13	235.3	213.4	604.7	27.3	157	16	259.8	229.5	727.6	27.6	165	12	232.1	212.0	608.6	27.4	175	10	202.2	190.7	410.7
30～34歳	32.5	161	9	237.0	221.0	618.0	32.5	153	10	263.4	241.3	892.7	32.4	164	8	237.8	223.8	596.8	32.8	168	10	203.9	191.9	319.5
35～39歳	37.6	160	9	259.5	245.7	628.5	37.6	150	9	276.0	256.9	887.9	37.6	159	6	288.4	278.9	662.0	37.6	170	12	209.3	195.4	339.1
40～44歳	42.4	162	8	271.1	256.7	681.7	42.3	153	8	315.7	294.2	993.3	42.5	164	7	275.5	263.5	641.5	42.4	169	8	209.1	200.0	360.5
45～49歳	47.7	161	11	262.6	245.5	694.6	47.6	156	13	317.3	286.2	994.6	47.6	162	6	258.1	247.6	723.6	47.8	165	13	221.4	208.8	408.9
50～54歳	52.5	164	12	256.6	240.1	540.9	52.2	154	11	326.6	299.2	803.1	52.7	165	7	267.6	256.1	673.9	52.5	169	16	214.2	199.3	313.7
55～59歳	57.3	164	12	245.1	230.0	598.3	57.7	153	9	267.2	252.2	836.5	57.1	168	11	257.8	240.3	652.5	57.3	166	15	225.7	212.5	455.9
60～64歳	62.0	162	6	212.9	203.4	346.5	62.0	149	1	337.3	333.1	777.8	61.7	166	6	221.6	210.9	430.9	62.3	162	8	182.0	172.4	199.4
65～69歳	66.5	162	3	210.8	207.7	205.2	67.6	143	1	233.2	232.1	287.3	66.8	156	2	224.7	221.9	308.2	66.2	170	3	197.0	193.1	119.6
70歳～	80.5	181	0	151.7	151.7	177.9	70.5	133	0	247.0	247.0	201.2	73.5	193	0	207.9	207.9	500.0	84.4	180	0	119.4	119.4	31.9

資料：厚生労働省「平成24年賃金構造基本統計調査」

参考表5 年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞與其他特別給与額（滋賀県 平成24年（2012年）6月30日現在）

「所定内実労働時間」とは総実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いた時間数をいいます。「きまって支給する給与額」とは手取り額ではなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額であり、「所定内給与額」とはここから超過労働給与額を差し引いたものをいいます。

	企業規模計（10人以上）						1,000人以上						100～999人						10～99人					
	年齢	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額		年間賞与 その他特 別給与額	年齢	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額		年間賞与 その他特 別給与額	年齢	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額		年間賞与 その他特 別給与額	年齢	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額		年間賞与 その他特 別給与額
				千円	千円					千円	千円					千円	千円					千円	千円	
建設業	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円
男	43.4	187	11	364.9	342.5	792.5	44.9	166	24	436.9	379.0	1699.7	44.0	184	14	314.9	293.5	971.9	42.9	194	6	346.2	334.9	495.2
～19歳	19.5	181	10	220.5	203.3	21.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19.5	181	10	220.5	203.3	21.6
20～24歳	22.8	190	14	236.1	211.1	289.0	24.5	184	50	314.1	220.1	841.5	23.5	184	30	216.3	177.1	683.4	22.5	191	7	228.9	214.5	167.5
25～29歳	27.8	190	19	274.5	242.5	659.6	28.1	170	36	307.9	240.3	1356.8	28.5	184	26	294.1	253.8	419.8	27.7	197	13	260.7	241.8	450.9
30～34歳	32.9	188	9	326.9	308.6	641.1	33.1	166	36	383.8	306.4	1488.7	33.5	184	0	256.0	256.0	540.0	32.9	194	2	316.9	312.4	433.6
35～39歳	38.0	195	14	378.6	346.5	836.2	37.6	165	43	437.9	331.0	1801.0	39.5	184	25	345.5	306.1	1008.3	38.1	205	4	360.4	353.3	510.7
40～44歳	42.5	187	11	406.7	378.6	805.5	41.8	171	34	545.7	452.1	2019.4	40.5	184	16	273.9	247.7	945.9	42.8	191	5	376.8	365.8	477.0
45～49歳	47.5	188	12	411.6	385.9	1107.9	47.7	174	13	568.9	528.5	2644.8	48.5	184	0	388.1	388.1	2322.0	47.4	192	13	382.4	357.6	711.9
50～54歳	52.4	193	7	476.0	462.7	936.9	52.4	170	7	634.6	615.1	2207.4	-	-	-	-	-	-	52.4	199	8	435.0	423.4	608.8
55～59歳	57.3	178	8	420.9	400.3	1224.8	57.5	160	10	465.9	438.5	1613.4	57.5	184	14	395.0	370.2	2175.8	57.1	190	6	391.5	376.7	762.7
60～64歳	62.2	180	2	308.2	304.5	500.6	61.2	157	3	251.3	243.3	1167.0	63.0	184	0	303.0	303.0	0.0	62.4	189	1	333.3	330.9	295.7
65～69歳	66.5	154	0	281.1	281.1	24.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	66.5	154	0	281.1	281.1	24.4
70歳～	71.5	150	0	180.0	180.0	1030.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	71.5	150	0	180.0	180.0	1030.0
女	36.5	185	7	224.2	211.8	604.1	32.7	166	15	248.5	220.3	1189.9	50.5	184	0	221.4	221.4	919.0	37.8	194	4	213.2	207.5	325.1
～19歳	19.5	207	0	138.0	138.0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19.5	207	0	138.0	138.0	0.0
20～24歳	23.7	192	2	186.5	183.4	498.5	24.1	170	6	199.3	190.8	993.4	-	-	-	-	-	-	23.5	204	0	179.3	179.3	223.0
25～29歳	27.3	177	21	246.3	205.7	948.2	27.8	158	32	280.0	219.1	1273.5	-	-	-	-	-	-	26.5	216	0	178.9	178.9	297.6
30～34歳	31.7	191	9	210.5	196.6	658.8	31.0	168	4	219.4	212.7	1272.5	-	-	-	-	-	-	32.1	204	13	205.4	187.2	303.4
35～39歳	37.1	186	7	209.3	197.5	418.4	38.9	172	6	283.7	269.8	1538.1	-	-	-	-	-	-	36.7	189	8	192.8	181.5	170.6
40～44歳	42.7	188	3	202.1	198.2	549.8	41.5	176	10	193.4	180.4	884.0	-	-	-	-	-	-	43.0	192	1	204.6	203.3	454.3
45～49歳	47.5	185	1	223.9	221.5	691.8	46.5	168	4	210.8	203.9	912.0	-	-	-	-	-	-	48.0	194	0	230.8	230.8	576.5
50～54歳	51.1	173	5	283.2	272.2	580.1	52.5	184	40	588.4	477.6	1691.0	50.5	184	0	221.4	221.4	919.0	51.2	168	4	278.8	272.9	336.3
55～59歳	55.9	169	3	289.0	286.5	365.3	55.5	158	0	293.5	293.5	1128.8	-	-	-	-	-	-	56.1	171	4	287.9	284.8	181.0
60～64歳	62.5	192	0	350.0	350.0	1130.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	62.5	192	0	350.0	350.0	1130.0
65～69歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70歳～	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資料：厚生労働省「平成24年賃金構造基本統計調査」

参考表5 年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額（滋賀県 平成24年（2012年）6月30日現在）

「所定内実労働時間」とは総実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いた時間数をいいます。「きまって支給する給与額」とは手取り額ではなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額であり、「所定内給与額」とはここから超過労働給与額を差し引いたものをいいます。

	企業規模計（10人以上）						1,000人以上					100～999人					10～99人							
	年齢	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額		年間賞与 その他特 別給与額	年齢	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額		年間賞与 その他特 別給与額	年齢	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額		年間賞与 その他特 別給与額	年齢	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額		年間賞与 その他特 別給与額
				千円	千円					千円	千円					千円	千円					千円	千円	
製造業	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円
男	40.9	161	18	373.7	327.9	1185.7	40.0	153	19	410.6	356.1	1511.7	40.9	165	18	352.1	309.9	1037.8	43.8	171	17	323.2	293.6	624.1
～19歳	19.2	162	14	198.4	174.3	195.8	19.2	159	10	207.3	186.1	228.5	19.1	162	17	194.5	166.5	195.7	19.4	177	7	189.8	181.9	63.6
20～24歳	22.9	160	23	246.8	200.7	600.6	23.0	151	21	258.9	207.1	693.1	22.9	166	27	244.5	197.6	597.4	22.8	171	15	205.0	185.0	228.4
25～29歳	27.5	160	24	288.7	238.7	757.5	27.5	153	25	297.9	242.5	886.9	27.3	165	25	288.6	236.9	715.8	27.7	173	20	255.3	230.4	409.9
30～34歳	32.6	161	26	334.6	276.1	983.9	32.8	153	25	359.4	293.9	1190.5	32.4	168	26	312.3	257.9	841.0	32.8	172	27	300.9	258.9	568.8
35～39歳	37.4	160	23	366.8	307.2	1125.3	37.5	153	22	399.6	335.1	1392.1	37.4	164	23	350.6	292.2	1013.4	37.6	171	26	312.8	265.3	620.2
40～44歳	42.5	159	17	422.0	372.2	1444.0	42.6	152	17	469.2	412.0	1869.1	42.5	164	17	393.5	347.1	1218.9	42.3	171	17	337.2	303.4	594.3
45～49歳	47.4	161	13	443.3	403.2	1599.8	47.3	154	16	491.7	436.9	1947.7	47.6	165	10	417.3	390.4	1442.8	47.3	171	14	359.0	332.7	926.5
50～54歳	52.4	165	12	485.1	448.2	1615.9	52.3	159	13	561.3	514.5	2200.1	52.4	168	10	447.7	418.5	1358.9	52.5	169	14	399.2	366.9	886.4
55～59歳	57.5	162	10	445.9	413.1	1483.0	57.6	153	11	511.7	470.5	2099.6	57.6	167	10	417.7	386.3	1269.4	57.4	170	10	373.3	354.2	694.4
60～64歳	62.1	161	7	298.4	280.5	993.0	61.7	152	7	297.2	278.0	1472.2	62.1	160	6	291.5	276.2	983.1	62.7	170	10	312.2	290.8	491.5
65～69歳	67.3	166	6	270.5	259.3	293.5	-	-	-	-	-	-	66.2	167	16	226.1	202.5	181.4	67.6	166	3	284.2	276.7	327.9
70歳～	71.5	158	0	167.2	166.7	260.1	-	-	-	-	-	-	72.4	143	0	116.7	116.7	0.0	70.7	173	1	212.6	211.6	493.6
女	40.3	162	11	235.4	216.6	630.5	38.8	152	12	280.3	255.6	986.6	39.2	164	12	225.1	206.3	590.5	43.8	168	10	203.1	190.7	306.2
～19歳	19.2	168	10	182.6	168.3	255.7	19.5	172	10	176.4	163.9	420.4	19.0	167	10	184.8	170.6	189.1	18.9	171	32	199.3	163.3	0.0
20～24歳	22.8	163	20	207.4	178.4	363.1	22.6	153	22	222.5	180.0	722.7	23.2	165	18	219.0	192.1	343.2	22.3	169	23	176.8	155.1	113.5
25～29歳	27.5	161	17	229.8	203.9	663.9	27.3	152	12	251.9	226.7	803.0	27.5	164	18	231.8	203.3	740.7	27.7	166	21	196.6	174.9	329.1
30～34歳	32.4	161	10	226.9	211.4	642.3	32.5	150	6	233.3	223.6	885.2	32.2	164	12	227.8	208.2	571.2	32.7	174	13	209.9	195.5	349.9
35～39歳	37.6	159	9	245.0	230.1	780.4	37.7	151	10	266.4	248.4	1008.2	38.0	160	8	235.7	223.2	719.3	37.0	170	8	220.7	207.3	453.8
40～44歳	42.3	162	9	252.6	236.6	785.8	42.3	150	10	324.0	299.1	1214.8	42.3	167	9	230.6	216.5	658.4	42.3	172	5	195.8	189.5	430.3
45～49歳	47.8	159	13	257.6	233.5	754.6	47.5	153	18	338.4	298.2	1206.2	48.0	163	11	215.3	197.8	600.0	47.9	163	9	205.5	194.4	342.8
50～54歳	52.5	164	10	252.4	234.3	572.3	52.6	156	13	376.1	341.1	1090.6	52.6	164	8	218.0	205.5	560.3	52.3	169	10	219.0	204.7	300.3
55～59歳	57.2	165	10	220.7	206.0	496.6	58.0	150	10	239.9	226.7	820.4	56.7	168	17	238.3	211.1	606.5	57.4	168	4	201.8	195.8	314.5
60～64歳	62.2	166	5	186.0	178.8	174.9	61.0	151	2	163.6	161.6	117.3	62.3	164	8	179.3	166.5	278.8	62.3	169	3	193.2	188.8	117.7
65～69歳	65.8	176	0	164.9	164.9	2.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	65.8	176	0	164.9	164.9	2.2
70歳～	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資料：厚生労働省「平成24年賃金構造基本統計調査」

参考表5 年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞與其他特別給与額（滋賀県 平成24年（2012年）6月30日現在）

「所定内実労働時間」とは総実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いた時間数をいいます。「きまって支給する給与額」とは手取り額ではなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額であり、「所定内給与額」とはここから超過労働給与額を差し引いたものをいいます。

	企業規模計（10人以上）						1,000人以上						100～999人						10～99人					
	年齢	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額		年間賞与 その他特 別給与額	年齢	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額		年間賞与 その他特 別給与額	年齢	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額		年間賞与 その他特 別給与額	年齢	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額		年間賞与 その他特 別給与額
				千円	千円					千円	千円					千円	千円					千円	千円	
卸売業、小売業	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円
男	42.6	174	8	335.2	322.6	739.1	43.7	166	6	401.2	390.2	1239.1	38.5	175	12	344.2	327.9	747.2	42.8	181	10	265.0	252.1	228.3
～19歳	19.5	192	2	161.4	159.8	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19.5	192	2	161.4	159.8	0.0
20～24歳	22.8	181	15	210.4	194.9	106.4	23.8	161	13	216.6	197.4	367.1	22.4	176	15	216.4	210.6	69.9	22.6	185	15	208.3	191.7	72.1
25～29歳	27.8	176	11	243.8	227.1	412.4	27.7	166	9	236.2	219.1	660.7	27.9	178	19	267.2	237.8	552.0	27.7	178	4	225.6	220.6	189.5
30～34歳	32.9	173	9	274.8	262.1	586.6	32.1	167	8	286.8	271.6	840.7	33.3	176	12	267.2	256.4	616.8	33.7	179	8	264.2	253.4	296.6
35～39歳	37.3	176	12	346.1	327.4	751.0	37.7	171	5	372.2	361.1	1261.7	37.8	174	13	386.2	368.9	773.0	36.7	182	19	302.4	275.4	223.3
40～44歳	42.3	173	4	377.7	368.3	1153.9	42.2	168	5	432.5	420.5	1630.7	42.1	176	6	401.6	390.5	1010.0	42.8	185	2	223.8	222.1	28.2
45～49歳	47.7	175	7	412.5	402.7	1015.2	48.0	166	5	501.1	495.9	1618.8	46.8	181	19	408.1	370.7	844.6	47.5	188	8	285.3	274.9	179.7
50～54歳	51.5	170	11	392.0	371.6	1029.3	51.6	156	7	427.8	411.9	1371.4	52.0	173	0	471.0	471.0	1814.6	51.3	188	19	330.8	300.7	438.4
55～59歳	57.1	163	4	410.7	404.3	915.9	57.6	165	5	469.0	460.2	1227.8	-	-	-	-	-	-	56.1	159	1	282.1	281.1	227.9
60～64歳	62.6	170	3	295.3	291.2	361.7	62.9	160	0	385.7	385.7	12.0	62.0	164	0	397.8	397.8	650.0	62.6	176	5	236.2	229.5	425.2
65～69歳	65.8	185	0	355.0	355.0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	65.8	185	0	355.0	355.0	0.0
70歳～	73.5	207	0	190.0	190.0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	73.5	207	0	190.0	190.0	0.0
女	40.4	163	6	204.5	195.7	268.0	39.8	154	3	207.3	201.9	460.9	39.1	161	9	206.5	190.8	209.3	41.6	173	5	200.9	194.0	150.6
～19歳	19.5	192	2	161.4	159.8	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19.5	192	2	161.4	159.8	0.0
20～24歳	23.6	173	3	197.2	193.0	190.5	23.3	165	4	214.7	208.3	216.8	24.2	170	3	188.6	184.8	316.3	23.4	178	3	194.8	191.2	102.8
25～29歳	28.0	168	5	210.2	203.3	254.5	27.8	154	2	207.6	204.3	572.8	27.7	161	8	196.5	186.2	165.8	28.7	197	3	239.7	235.0	66.7
30～34歳	32.8	163	11	222.6	208.1	379.6	32.8	150	5	230.5	221.8	685.2	32.6	173	55	282.2	205.8	72.0	32.8	175	9	205.6	195.1	129.1
35～39歳	37.0	161	6	203.1	194.7	288.5	36.6	143	6	203.6	193.6	538.4	36.6	158	3	205.6	200.3	205.4	37.7	178	10	200.1	190.2	157.4
40～44歳	42.4	161	5	211.8	205.0	315.3	42.8	159	2	214.1	210.1	421.7	41.6	154	4	222.3	216.1	277.5	42.6	169	8	201.1	190.1	202.0
45～49歳	47.2	160	1	194.1	192.7	266.7	47.4	159	1	219.0	218.0	564.9	46.5	158	3	195.7	192.2	110.8	47.5	162	0	165.0	165.0	72.0
50～54歳	52.9	157	5	204.0	195.0	268.6	52.4	146	2	146.8	144.0	153.4	53.0	154	7	230.5	220.7	320.9	53.4	169	7	250.9	236.1	363.4
55～59歳	57.9	156	9	182.0	164.3	157.1	57.7	161	4	213.1	211.8	403.7	58.3	167	25	197.2	142.9	157.6	57.8	147	0	160.6	160.6	65.1
60～64歳	61.0	176	12	206.9	171.7	68.8	61.5	168	0	163.4	163.4	0.0	60.5	173	31	184.6	94.6	21.4	61.2	179	0	229.3	229.3	113.3
65～69歳	65.5	168	0	275.7	275.7	359.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	65.5	168	0	275.7	275.7	359.5
70歳～	86.5	184	0	122.1	122.1	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	86.5	184	0	122.1	122.1	0.0

資料：厚生労働省「平成24年賃金構造基本統計調査」

参考表5 年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額（滋賀県 平成24年（2012年）6月30日現在）

「所定内実労働時間」とは総実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いた時間数をいいます。「きまって支給する給与額」とは手取り額ではなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額であり、「所定内給与額」とはここから超過労働給与額を差し引いたものをいいます。

	企業規模計（10人以上）						1,000人以上						100～999人						10～99人					
	年齢	所定内実労働時間数	超過実労働時間数	きまって支給する現金給与額		年間賞与その他特別給与額	年齢	所定内実労働時間数	超過実労働時間数	きまって支給する現金給与額		年間賞与その他特別給与額	年齢	所定内実労働時間数	超過実労働時間数	きまって支給する現金給与額		年間賞与その他特別給与額	年齢	所定内実労働時間数	超過実労働時間数	きまって支給する現金給与額		年間賞与その他特別給与額
				千円	千円					千円	千円					千円	千円					千円	千円	
医療・福祉	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円
男	38.4	165	24	310.2	279.8	651.6	36.8	159	14	432.4	372.7	792.3	36.4	163	6	321.3	304.7	740.0	40.6	168	43	259.9	228.1	532.0
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～24歳	22.7	166	3	209.8	198.0	231.6	23.0	158	3	216.5	207.9	240.9	23.2	163	1	213.2	195.5	243.0	22.0	176	5	200.6	194.7	209.5
25～29歳	27.4	162	8	226.8	206.2	344.7	27.3	159	15	340.1	283.3	366.2	27.8	155	10	203.9	184.8	435.9	27.1	172	0	184.1	183.9	226.0
30～34歳	32.2	169	48	309.5	260.8	867.8	32.4	163	18	417.9	333.3	628.8	32.0	169	5	312.0	298.2	852.4	32.2	172	100	270.6	199.4	963.1
35～39歳	37.9	163	15	270.3	252.0	492.2	37.7	154	17	458.5	399.9	927.2	38.4	165	3	260.0	251.4	534.9	37.6	162	21	243.9	226.5	389.7
40～44歳	42.9	162	10	483.8	448.1	1204.0	43.7	157	18	519.1	434.7	1189.3	42.6	164	8	392.0	359.8	1331.7	42.8	161	8	596.6	584.8	1026.5
45～49歳	48.3	170	83	459.8	393.1	919.1	45.5	158	8	407.4	369.5	997.8	47.9	164	4	658.0	640.8	837.3	48.8	176	150	320.9	214.8	970.0
50～54歳	52.2	161	6	425.1	392.5	982.1	51.3	157	15	620.7	526.9	1845.5	52.5	163	5	402.2	380.7	1160.6	52.5	160	0	302.0	302.0	0.0
55～59歳	58.3	163	1	393.7	384.5	886.9	58.6	162	3	632.3	605.9	1504.3	57.6	156	0	343.1	343.1	1305.4	58.5	168	0	208.2	208.2	0.0
60～64歳	63.1	170	18	204.5	192.1	371.6	61.5	176	0	550.0	550.0	0.0	-	-	-	-	-	-	63.2	169	19	182.5	169.3	395.3
65～69歳	67.5	144	0	192.0	192.0	84.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	67.5	144	0	192.0	192.0	84.0
70歳～	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
女	42.3	163	11	268.8	253.3	589.0	35.4	157	14	337.7	295.2	790.3	42.8	163	3	311.3	303.8	727.7	44.1	165	16	207.5	193.9	397.0
～19歳	19.5	189	0	210.5	210.5	275.0	-	-	-	-	-	-	19.5	189	0	210.5	210.5	275.0	-	-	-	-	-	-
20～24歳	23.0	163	12	219.1	197.0	406.2	23.5	157	17	263.5	223.4	490.4	23.2	165	10	206.3	196.3	342.7	22.3	168	8	180.0	170.9	347.1
25～29歳	27.4	166	11	249.9	227.9	621.1	27.5	158	22	276.8	234.2	633.2	27.7	164	4	262.3	249.0	641.9	27.1	177	7	209.3	201.2	588.4
30～34歳	32.7	158	5	247.6	234.3	602.7	32.6	153	12	334.3	284.6	908.3	32.4	162	5	257.3	247.7	715.5	33.0	154	2	192.5	190.3	286.5
35～39歳	37.8	160	10	317.0	303.2	515.9	37.8	156	8	379.0	335.1	945.7	37.7	157	2	427.7	423.1	634.2	38.0	163	17	201.8	187.7	296.7
40～44歳	42.5	163	6	315.1	302.5	560.8	42.4	156	5	468.1	428.5	822.2	42.8	163	3	375.0	365.9	708.7	42.3	165	9	209.3	201.2	333.7
45～49歳	47.8	163	12	283.1	269.0	780.9	47.9	160	13	386.2	339.7	1000.1	47.5	160	2	306.4	301.4	979.0	48.0	165	21	238.6	221.7	535.5
50～54歳	52.6	167	15	256.4	239.1	547.1	52.1	158	10	384.1	338.3	992.0	52.9	165	5	308.9	298.6	778.5	52.5	170	22	202.6	185.8	329.7
55～59歳	57.1	165	22	276.9	258.9	755.2	57.5	154	0	391.3	388.0	1031.3	57.3	169	2	280.0	277.1	744.2	56.9	164	39	263.0	232.8	734.9
60～64歳	61.9	159	7	209.9	200.4	450.1	61.5	159	0	514.7	493.0	2241.1	61.2	169	1	266.8	264.7	657.8	62.5	152	12	157.2	142.7	234.9
65～69歳	66.5	153	0	257.3	257.3	312.6	-	-	-	-	-	-	66.5	153	0	257.3	257.3	312.6	-	-	-	-	-	-
70歳～	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資料：厚生労働省「平成24年賃金構造基本統計調査」

参考表5 年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞與其他特別給与額（滋賀県 平成24年（2012年）6月30日現在）

「所定内実労働時間」とは総実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いた時間数をいいます。「きまって支給する給与額」とは手取り額ではなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額であり、「所定内給与額」とはここから超過労働給与額を差し引いたものをいいます。

	企業規模計（10人以上）						1,000人以上						100～999人						10～99人					
	年齢	所定内実労働時間数	超過実労働時間数	きまって支給する現金給与額		年間賞與其他特別給与額	年齢	所定内実労働時間数	超過実労働時間数	きまって支給する現金給与額		年間賞與其他特別給与額	年齢	所定内実労働時間数	超過実労働時間数	きまって支給する現金給与額		年間賞與其他特別給与額	年齢	所定内実労働時間数	超過実労働時間数	きまって支給する現金給与額		年間賞與其他特別給与額
				千円	千円					千円	千円					千円	千円					千円	千円	
学術研究、専門・技術サービス業	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円
男女計	41.6	157	20	389.9	345.2	1653.9	41.5	152	13	409.4	377.0	1859.6	40.7	167	37	375.6	300.5	1511.9	46.9	159	4	291.3	279.7	581.4
～19歳	19.5	153	7	188.3	180.1	537.9	19.5	168	9	197.8	187.1	288.5	19.5	135	4	176.4	171.3	849.7	-	-	-	-	-	-
20～24歳	23.4	167	14	228.6	208.0	321.0	23.7	156	6	219.9	211.3	312.2	23.0	179	22	237.6	204.6	330.0	-	-	-	-	-	-
25～29歳	27.7	162	31	298.4	246.9	1131.8	27.5	156	14	285.4	257.3	1145.5	28.0	170	55	323.1	237.7	1141.1	27.8	170	9	231.8	208.9	894.9
30～34歳	32.7	162	31	345.8	283.8	1437.0	32.8	154	24	368.6	309.7	1565.8	32.7	176	46	325.9	252.1	1335.3	31.7	151	9	214.1	198.9	615.1
35～39歳	38.1	157	26	377.8	318.1	1570.0	38.0	151	19	375.5	327.5	1672.0	38.3	167	47	392.1	297.6	1553.3	37.7	168	3	339.4	312.8	655.2
40～44歳	42.3	158	23	390.3	341.8	1637.6	42.1	152	10	393.0	368.1	1803.4	42.7	165	49	408.4	311.3	1622.0	42.1	166	4	280.7	271.9	345.0
45～49歳	47.9	155	9	463.3	433.8	2098.0	48.0	155	6	490.6	472.0	2326.0	47.4	158	21	431.5	358.4	1813.2	48.4	146	1	264.4	259.1	503.9
50～54歳	52.1	148	13	543.1	503.3	2657.4	52.2	146	9	581.7	548.4	2916.4	51.8	152	24	444.3	380.1	2036.5	51.5	165	13	389.5	358.6	1446.1
55～59歳	57.4	152	5	462.7	440.5	2173.0	57.6	145	6	461.8	447.5	2234.3	57.1	162	5	478.4	437.6	2265.2	57.1	160	0	406.6	406.1	1397.2
60～64歳	62.4	162	5	290.9	281.1	817.1	62.3	163	0	352.7	352.7	1336.7	62.2	165	9	264.5	245.2	1099.3	62.7	158	0	294.6	294.5	0.0
65～69歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70歳～	74.0	126	0	137.5	137.5	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	74.0	126	0	137.5	137.5	0.0
宿泊業、飲食サービス業																								
男女計	39.9	179	18	280.5	256.6	380.6	39.3	181	17	316.7	289.2	835.9	39.3	171	14	270.7	249.7	233.6	40.8	184	23	269.8	245.2	267.0
～19歳	19.2	171	32	194.4	160.3	124.6	19.5	176	44	279.3	205.2	685.1	19.5	166	31	183.4	156.3	62.3	18.5	180	30	178.4	148.4	0.0
20～24歳	23.1	175	26	205.4	176.0	82.7	23.4	175	34	223.4	184.7	193.3	23.3	168	26	193.6	166.7	16.9	22.5	182	21	206.1	180.8	80.0
25～29歳	27.7	174	17	218.0	197.1	241.2	27.6	158	9	223.0	206.4	473.9	27.7	171	16	212.9	190.7	212.5	27.7	183	22	220.9	199.5	177.4
30～34歳	32.3	179	21	275.0	248.4	371.6	32.6	184	16	319.1	295.6	769.5	32.2	172	16	253.9	226.8	199.5	32.4	183	27	272.0	244.4	327.5
35～39歳	37.7	180	19	306.2	277.5	483.1	37.2	187	16	342.4	321.7	1029.4	38.0	175	15	313.4	287.8	397.3	37.6	181	25	284.0	249.2	297.8
40～44歳	42.4	180	19	319.6	287.6	649.4	42.3	184	18	345.4	308.7	1027.9	42.9	174	13	291.6	266.1	365.9	42.0	182	25	319.0	285.9	528.7
45～49歳	47.3	177	14	331.9	308.1	374.9	47.1	186	15	392.6	362.5	1071.2	47.2	168	4	351.2	335.4	124.9	47.6	180	25	275.7	247.5	216.0
50～54歳	52.6	179	9	325.3	317.0	585.3	51.2	190	1	430.3	429.6	1704.2	52.8	170	3	303.6	296.1	209.2	53.1	180	16	289.2	276.7	290.0
55～59歳	57.3	184	14	299.6	283.6	402.7	57.4	175	15	288.1	253.8	721.6	57.6	175	6	310.3	300.1	353.6	56.9	198	22	296.0	285.8	251.4
60～64歳	62.5	185	10	280.6	266.0	153.8	61.8	167	16	188.1	167.8	10.0	62.2	165	5	293.4	282.2	23.3	62.7	199	13	287.5	271.8	252.1
65～69歳	67.3	172	16	226.7	217.8	66.3	66.0	163	0	148.0	148.0	0.0	65.5	155	0	154.4	154.4	200.0	67.6	175	19	239.4	228.9	56.0
70歳～	70.5	176	0	179.6	179.6	720.0	-	-	-	-	-	-	70.5	176	0	179.6	179.6	720.0	-	-	-	-	-	-

資料：厚生労働省「平成24年賃金構造基本統計調査」

参考表5 年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額（滋賀県 平成24年（2012年）6月30日現在）

「所定内実労働時間」とは総実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いた時間数をいいます。「きまって支給する給与額」とは手取り額ではなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額であり、「所定内給与額」とはここから超過労働給与額を差し引いたものをいいます。

	企業規模計（10人以上）						1,000人以上						100～999人						10～99人					
	年齢	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額		年間賞与 その他特 別給与額	年齢	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額		年間賞与 その他特 別給与額	年齢	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額		年間賞与 その他特 別給与額	年齢	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額		年間賞与 その他特 別給与額
				千円	千円					千円	千円					千円	千円					千円	千円	
生活関連サービス業、娯楽業	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円
男女計	39.4	178	8	282.7	266.6	447.2	41.3	171	17	347.6	319.1	633.6	39.9	177	12	239.6	223.2	194.4	38.8	179	5	288.2	274.7	519.8
～19歳	19.2	173	8	197.6	189.5	17.7	19.5	154	0	168.3	168.3	0.0	19.1	180	14	181.9	166.3	29.8	19.2	171	4	209.8	205.9	11.3
20～24歳	22.9	179	9	197.9	187.5	166.7	23.8	169	11	229.1	215.6	365.8	23.0	181	13	199.3	182.5	190.7	22.8	179	7	192.6	186.4	124.6
25～29歳	27.5	175	7	228.8	217.7	261.0	28.0	161	17	292.8	264.1	610.9	27.0	173	11	213.8	199.9	137.9	27.5	177	5	225.2	217.4	255.2
30～34歳	32.4	179	9	282.8	264.6	507.7	32.2	176	21	305.3	269.3	538.8	32.0	182	11	261.8	246.1	340.6	32.5	179	5	282.9	268.8	548.7
35～39歳	37.7	178	11	326.3	302.0	646.9	37.2	165	17	376.7	336.3	802.5	37.2	176	23	286.9	250.5	127.5	37.9	181	5	330.1	313.5	801.2
40～44歳	42.4	177	9	346.9	324.8	667.0	42.7	168	15	426.3	400.3	974.3	42.9	179	10	286.5	267.7	239.3	42.1	180	7	349.7	327.3	775.4
45～49歳	47.6	179	8	313.5	293.3	591.1	48.1	169	32	409.5	356.8	579.3	47.9	176	11	244.5	233.2	248.7	47.4	182	5	335.1	314.0	743.2
50～54歳	52.3	181	6	333.0	318.3	574.1	51.9	177	19	522.3	488.8	956.4	52.0	182	6	249.0	239.3	278.3	52.5	181	4	332.6	319.5	630.3
55～59歳	57.3	179	6	334.3	319.8	558.2	57.6	179	18	425.7	400.6	746.5	57.6	170	7	257.6	244.1	246.9	57.0	184	3	339.5	327.8	634.0
60～64歳	62.4	177	7	276.7	262.3	358.5	62.6	178	8	185.3	176.3	0.0	61.3	177	6	230.7	222.5	51.3	63.0	177	7	332.4	312.4	663.0
65～69歳	67.2	167	10	211.2	201.2	76.9	67.0	172	4	164.8	161.2	0.0	67.7	163	17	179.9	163.3	73.2	66.1	173	0	330.3	330.3	158.2
70歳～	73.2	180	13	187.1	173.6	103.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	73.2	180	13	187.1	173.6	103.2
教育、学習支援業																								
男女計	42.7	160	5	415.9	404.3	1346.6	43.5	146	4	469.3	457.4	1467.1	42.9	170	5	405.5	395.3	1432.8	39.4	174	8	282.7	267.6	688.7
～19歳	18.5	176	0	168.7	168.7	253.0	-	-	-	-	-	-	18.5	176	0	168.7	168.7	253.0	-	-	-	-	-	-
20～24歳	23.4	170	5	199.7	192.1	249.7	24.1	163	4	230.9	224.2	275.5	22.9	175	10	193.3	180.2	249.2	23.6	169	0	183.8	183.2	229.4
25～29歳	27.8	172	7	237.6	227.2	528.8	28.1	167	10	268.7	255.1	350.6	27.8	175	7	235.2	223.6	615.9	27.5	170	2	206.0	202.4	511.2
30～34歳	32.5	162	7	309.4	294.4	704.9	32.8	153	6	325.5	311.2	690.6	32.6	171	7	307.8	292.2	808.2	31.3	172	12	252.0	235.9	433.7
35～39歳	37.8	157	6	380.6	364.0	1037.2	37.7	144	7	383.2	360.1	972.1	37.8	172	1	409.5	405.9	1274.7	38.3	176	11	307.5	286.9	764.3
40～44歳	42.5	161	3	441.4	432.0	1424.5	42.1	146	2	484.1	477.2	1550.9	43.2	172	4	424.7	415.1	1466.6	41.8	183	8	319.6	300.8	708.4
45～49歳	47.5	156	4	515.2	502.1	1906.4	47.2	142	2	600.3	591.5	2233.3	47.9	167	4	443.0	432.1	1679.4	46.6	170	20	412.3	364.7	1259.0
50～54歳	52.5	161	4	556.7	543.9	2115.1	52.8	147	1	650.1	646.0	2512.8	52.3	167	6	517.3	499.1	1993.6	53.0	190	6	394.0	379.2	1081.4
55～59歳	57.3	160	4	562.8	552.2	2297.2	57.9	143	4	644.6	631.3	2627.3	56.9	170	1	530.1	525.9	2247.2	56.8	180	12	393.4	367.5	1287.7
60～64歳	62.3	153	1	550.1	546.6	1995.1	62.3	136	1	597.4	595.1	1715.0	62.3	162	1	588.7	584.6	2505.9	61.9	169	3	237.0	232.8	572.1
65～69歳	67.9	102	2	441.7	438.7	1293.1	68.1	97	0	461.5	461.5	1389.6	-	-	-	-	-	-	65.5	152	23	233.8	199.3	280.0
70歳～	74.7	175	0	302.3	302.3	1044.0	-	-	-	-	-	-	73.5	180	0	254.5	254.5	1000.0	76.5	168	0	374.0	374.0	1110.0

資料：厚生労働省「平成24年賃金構造基本統計調査」

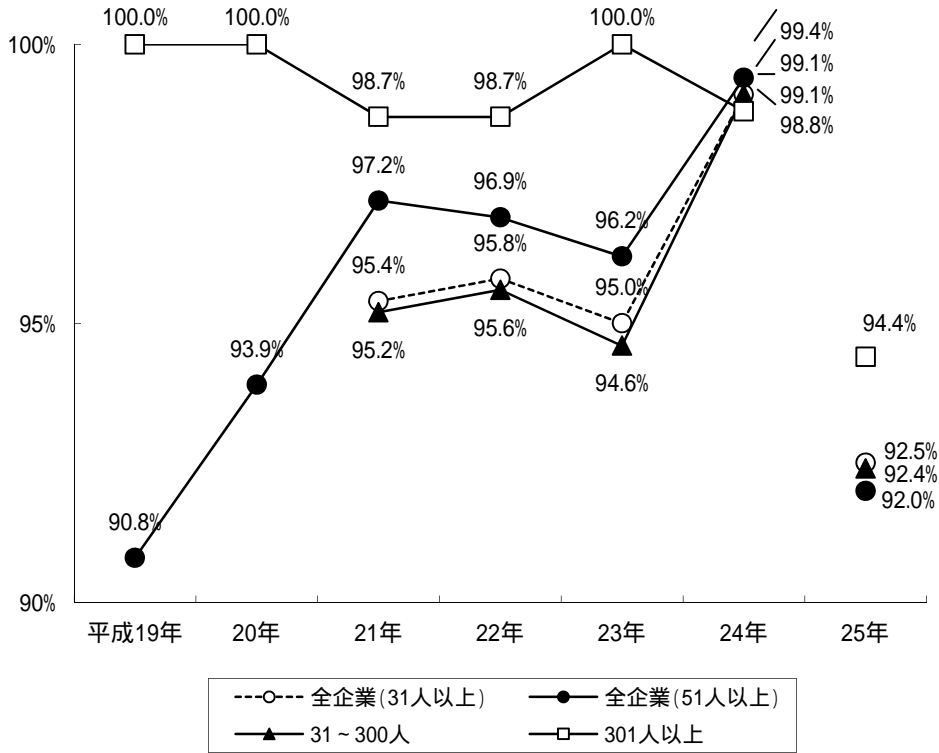
参考表5 年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額（滋賀県 平成24年（2012年）6月30日現在）

「所定内実労働時間」とは総実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いた時間数をいいます。「きまって支給する給与額」とは手取り額ではなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額であり、「所定内給与額」とはここから超過労働給与額を差し引いたものをいいます。

	企業規模計（10人以上）						1,000人以上						100～999人						10～99人					
	年齢	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額		年間賞与 その他特 別給与額	年齢	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額		年間賞与 その他特 別給与額	年齢	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額		年間賞与 その他特 別給与額	年齢	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額		年間賞与 その他特 別給与額
				千円	千円					千円	千円					千円	千円					千円	千円	
複合サービス事業	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円
男 女 計	39.7	157	7	310.1	298.3	1002.5	40.3	154	11	383.2	359.6	1246.1	39.6	158	6	291.2	282.3	939.1	-	-	-	-	-	-
～19歳	19.5	172	15	197.0	180.1	474.1	-	-	-	-	-	-	19.5	172	15	197.0	180.1	474.1	-	-	-	-	-	-
20～24歳	23.6	158	13	225.5	209.1	461.3	23.8	165	12	262.2	248.4	509.0	23.5	156	14	211.4	194.1	443.1	-	-	-	-	-	-
25～29歳	27.9	158	6	233.3	225.1	729.1	28.1	158	9	246.8	234.8	678.0	27.9	158	6	231.4	223.7	736.2	-	-	-	-	-	-
30～34歳	32.8	156	8	274.4	260.6	947.6	32.4	157	15	304.9	280.5	1017.7	32.8	156	7	268.2	256.6	933.4	-	-	-	-	-	-
35～39歳	37.7	156	11	310.0	293.3	1016.6	37.6	153	13	377.3	352.8	1199.0	37.7	156	10	295.2	280.2	976.3	-	-	-	-	-	-
40～44歳	42.5	157	4	356.6	347.4	1182.3	42.1	155	9	402.1	384.2	1290.4	42.8	159	1	318.3	316.5	1091.4	-	-	-	-	-	-
45～49歳	47.7	156	3	358.8	351.4	1231.0	47.2	146	8	420.2	400.9	1569.9	47.8	158	2	345.4	340.5	1156.8	-	-	-	-	-	-
50～54歳	52.7	157	6	404.5	395.1	1339.6	53.1	149	14	507.1	469.6	1703.6	52.6	159	4	376.7	374.9	1241.0	-	-	-	-	-	-
55～59歳	57.3	160	6	332.9	318.6	1140.0	57.7	157	21	533.3	472.7	1990.7	57.2	160	1	275.6	274.6	897.0	-	-	-	-	-	-
60～64歳	61.7	156	15	206.5	183.8	129.8	-	-	-	-	-	-	61.7	156	15	206.5	183.8	129.8	-	-	-	-	-	-
65～69歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70歳～	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業 (他に分類 されないもの)																								
男 女 計	44.0	167	17	262.6	233.4	377.3	41.0	157	25	280.0	234.4	379.9	44.4	170	17	244.6	218.5	384.0	46.1	173	12	272.8	253.8	365.1
～19歳	19.3	166	8	211.4	193.5	5.7	19.5	149	4	263.6	239.3	0.0	19.1	172	17	200.2	178.2	0.0	19.4	176	1	172.2	167.4	20.0
20～24歳	22.6	166	20	224.7	191.0	115.3	22.2	156	34	254.5	197.7	123.5	22.7	168	16	216.8	189.1	105.0	23.1	177	10	200.3	185.8	128.5
25～29歳	27.5	169	18	228.7	199.8	211.6	27.7	157	24	236.9	197.7	170.5	27.6	173	16	223.8	198.3	264.3	27.1	179	13	224.6	206.0	181.6
30～34歳	32.6	169	17	256.6	228.4	343.3	32.6	157	29	266.2	216.3	321.3	32.3	173	14	243.3	221.9	366.5	32.8	179	8	264.7	252.3	335.3
35～39歳	37.7	169	22	288.5	249.5	462.6	37.6	159	24	305.5	253.4	453.3	37.7	171	24	275.8	239.8	501.6	37.9	175	18	289.1	258.9	419.0
40～44歳	42.4	165	22	276.8	238.7	367.2	42.3	155	32	301.8	244.3	411.9	42.4	167	22	246.4	211.5	282.3	42.6	174	11	302.0	282.9	470.2
45～49歳	47.4	166	19	289.1	255.2	459.9	47.1	156	28	296.9	246.7	483.9	47.6	169	15	275.7	249.3	529.4	47.5	174	14	294.1	270.7	363.2
50～54歳	52.4	168	16	292.5	264.8	528.6	52.3	157	21	299.1	263.9	524.6	52.6	171	16	282.5	254.9	526.3	52.3	170	14	301.2	276.6	533.1
55～59歳	57.7	167	14	284.0	260.9	596.7	57.6	161	18	310.5	270.8	574.5	57.8	164	16	260.7	236.9	579.4	57.6	174	7	299.0	287.1	633.5
60～64歳	62.2	167	8	217.3	204.5	285.3	61.7	157	1	221.7	219.1	338.1	62.4	169	9	195.2	181.8	374.6	62.2	168	11	249.6	233.2	125.0
65～69歳	67.4	168	7	180.5	172.8	107.0	67.0	148	4	185.1	178.2	372.4	67.0	183	12	176.8	166.9	76.1	68.0	161	4	182.3	176.3	35.3
70歳～	73.6	179	3	187.5	183.9	98.3	-	-	-	-	-	-	72.6	192	3	172.2	169.4	98.0	74.8	162	3	205.4	200.8	98.7

資料：厚生労働省「平成24年賃金構造基本統計調査」

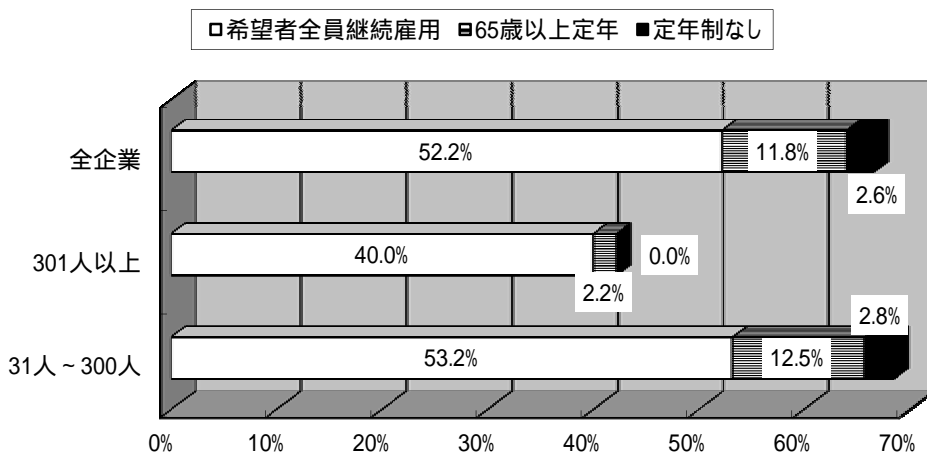
参考図2 高齢者雇用確保措置の実施状況（滋賀県内、企業規模別）



資料：滋賀労働局「平成25年『高齢者の雇用状況』」

（注）平成25年4月1日に制度が改正され、継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みが廃止されたことが影響して、前年に比べ低下した。

参考図3 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況（滋賀県内、企業規模別）



資料：滋賀労働局「平成25年『高齢者の雇用状況』」

参考表 6 は、県労働雇用政策課が実施した「労働組合基礎調査」の結果であり、組合数・組合員数は単位労働組合・単一労働組合の組合数・組合員数の合計です。

(注) 単位組織組合とは、規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行い得る下部組織(支部等)を持たない労働組合をいい、単一組織組合とは、規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に下部組織(支部等)を有する労働組合をいいます。

参考表 6-1 県内の労働組合数・組合員数

(各年6月末日現在)

区 分	組合数 (組合)	組合員数 (人)	対前年増減数		対前年増減率	
			組合数 (組合)	組合員数 (人)	組合数 (%)	組合員数 (%)
平成6年(1994年)	795	127,447	1	557	0.1	0.4
平成7年(1995年)	784	125,710	11	1,737	1.4	1.4
平成8年(1996年)	792	123,351	8	2,359	1.0	1.9
平成9年(1997年)	795	123,063	3	288	0.4	0.2
平成10年(1998年)	783	121,460	12	1,603	1.5	1.3
平成11年(1999年)	777	119,177	6	2,283	0.8	1.9
平成12年(2000年)	767	116,287	10	2,890	1.3	2.4
平成13年(2001年)	766	114,097	1	2,190	0.1	1.9
平成14年(2002年)	756	109,134	10	4,963	1.3	4.3
平成15年(2003年)	779	106,259	23	2,875	3.0	2.6
平成16年(2004年)	763	102,745	16	3,514	2.1	3.3
平成17年(2005年)	734	100,067	29	2,678	3.8	2.6
平成18年(2006年)	718	100,176	16	109	2.2	0.1
平成19年(2007年)	711	99,873	7	303	1.0	0.3
平成20年(2008年)	715	100,061	4	188	0.6	0.2
平成21年(2009年)	743	102,088	28	2,027	3.9	2.0
平成22年(2010年)	736	102,131	7	43	0.9	0.0
平成23年(2011年)	734	101,010	2	1,121	0.3	1.1
平成24年(2012年)	744	101,360	10	350	1.4	0.3
平成25年(2013年)	738	100,478	6	882	0.8	0.9

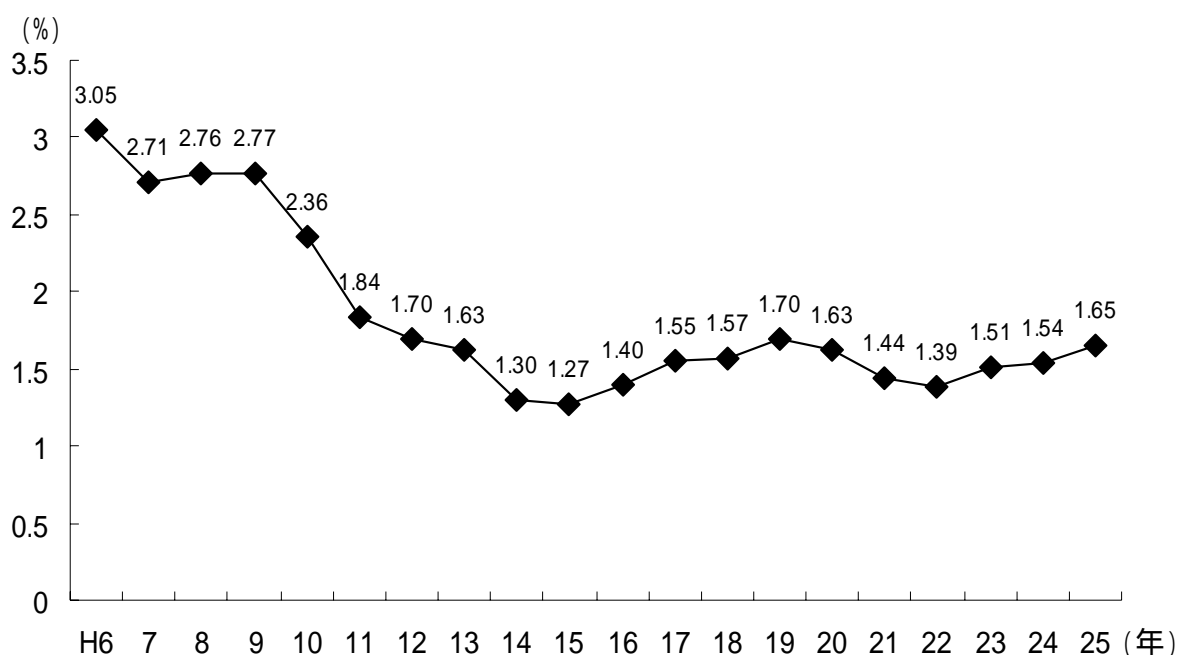
参考表 6-2 上部組織への加盟状況

上部団体への加盟状況	組合数		組合員数		対前年増減数		対前年増減率	
	(組合)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	組合数 (組合)	組合員数 (人)	組合数 (%)	組合員数 (%)
連 合 滋 賀	453	61.4	72,287	71.9	20	4,237	4.6	6.2
滋 賀 県 労 連	118	16.0	8,586	8.5	1	146	0.8	1.7
上記に属さない組合	167	22.6	19,605	19.5	25	4,973	13.0	20.2
合 計	738	100.0	100,478	100.0	6	882	0.8	0.9

参考表 6-3 産業別労働組合数・組合員数の状況

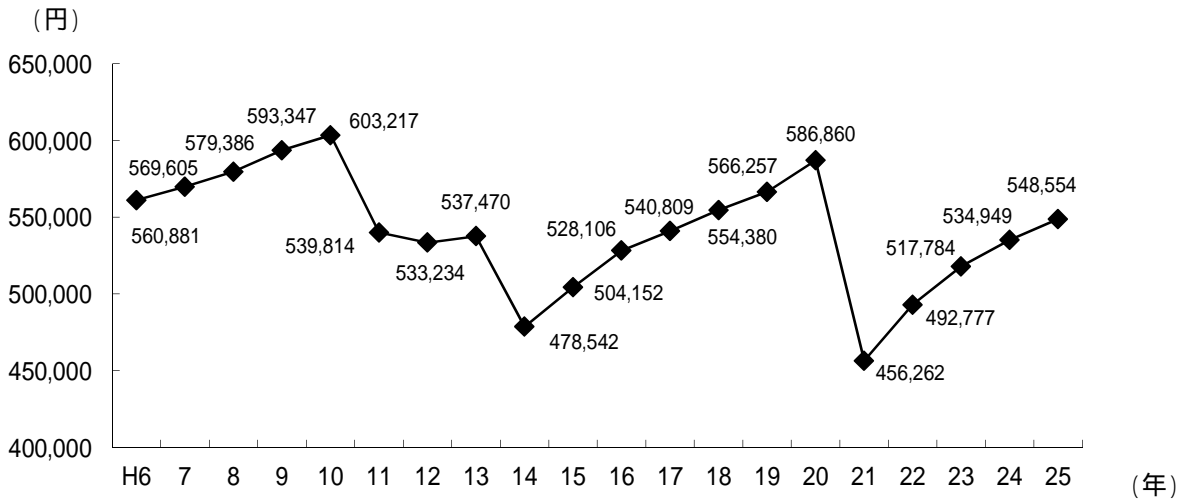
業 種	組合数		組合員数		対前年増減数		対前年増減率	
	(組合)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	組合数 (組合)	組合員数 (人)	組合数 (%)	組合員数 (%)
農 業 , 林 業	3	0.4	24	0.0	1	7	50.0	41.2
建 設 業	23	3.1	2,592	2.6	1	207	4.2	7.4
製 造 業	261	35.4	57,456	57.2	7	895	2.6	1.5
電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業	12	1.6	1,245	1.2	4	2	50.0	0.2
情 報 通 信 業	6	0.8	58	0.1	0	1	0.0	1.7
運 輸 業 , 郵 便 業	71	9.6	3,197	3.2	6	134	7.8	4.0
卸 売 業・小 売 業	107	14.5	5,555	5.5	8	186	8.1	3.5
金 融 業・保 険 業	18	2.4	4,607	4.6	1	20	5.9	0.4
学 術 研 究 , 専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	7	0.9	543	0.5	0	11	0.0	2.1
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	6	0.8	233	0.2	0	10	0.0	4.1
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	6	0.8	1,394	1.4	0	13	0.0	0.9
教 育 , 学 習 支 援 業	51	6.9	4,499	4.5	1	35	2.0	0.8
医 療 , 福 祉	67	9.1	4,716	4.7	2	142	2.9	2.9
複 合 サ ー ビ ス 事 業	25	3.4	3,942	3.9	1	356	4.2	9.9
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	4	0.5	115	0.1	2	8	33.3	6.5
公 務	68	9.2	10,256	10.2	4	21	5.6	0.2
分 類 不 能 の 産 業	3	0.4	46	0.0	0	0	0.0	0.0
合 計	738	100.0	100,478	100.0	6	882	0.8	0.9

参考図 4 春季賃上げ率の推移



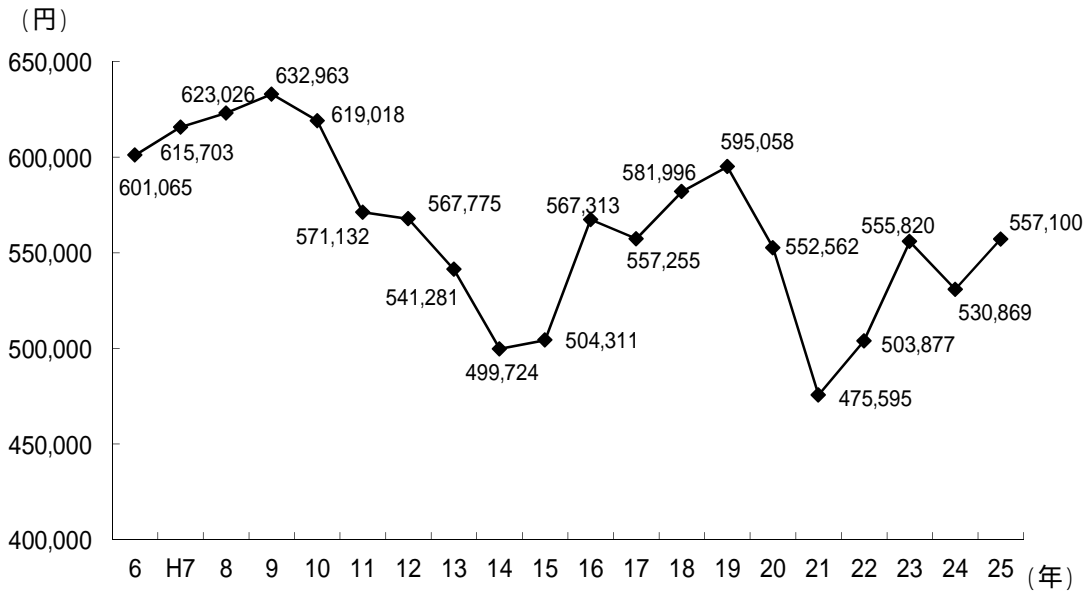
資料：県労働雇用政策課「春季賃上げ受結状況調査結果」

参考図5 夏季一時金受結額の推移



資料：県労働雇用政策課「夏季一時金受結状況調査結果」

参考図6 年末一時金受結額の推移



資料：県労働雇用政策課「年末一時金受結状況調査結果」

(注) 参考図4～6について平成24年までは県内民間労働組合の約3割を対象としていたのに対し、平成25年は県内の全ての民間労働組合を対象としているため、比較には注意を要します。

. 資料（調査票）

平成 25 年 労働条件実態調査(質問用紙)

【調査についてのお願い】

平素は本県の労働行政の推進につきまして、格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、滋賀県では、無作為で抽出した県内 1,000 の民営事業所を対象として、そこで雇用されている労働者の方々の労働条件を明らかにすることにより、雇用管理等の改善と労使関係の安定を図るための基礎資料を得ることを目的に「労働条件実態調査」を実施しております。

無作為抽出の結果、貴事業所を調査対象とさせていただきたいと思っております。御多忙中のところ誠に恐縮ですが、本調査の趣旨を御理解いただき、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、御協力いただきました事業所で希望される方には、調査結果をまとめた「平成 25 年版滋賀県の労働条件」を送付させていただきます。

平成 25 年 7 月

事業主各位

滋賀県商工観光労働部長 羽泉 博史

【記入にあたってのお願い】

1. 企業全体ではなく、この調査票の送付先である **貴事業所のみ**の状況についてご記入ください。(調査対象が本店となっている場合は、本店のみについてご記入ください。)
なお、貴事業所のみで判断できない項目や把握できない項目については、お手数ですが本店等にご確認のうえ回答してください。
2. 調査時点は特に断りのない限り **平成 25 年(2013 年)6 月 30 日現在**です。
3. この調査でいう「制度」とは、労働協約、就業規則等に明示されているものだけでなく、多年にわたる実績があり、現在、慣行として行われているものも含まれます。現在の慣行が就業規則等に明示されているものと異なっている場合には、現在の慣行の方についてご記入ください。
4. この調査で回答された事項については、統計以外の目的に使用したり、内容を他に漏らしたりすることは **絶対にありません**ので、ありのままをご記入ください。
5. 回答につきましては、**別添の回答用紙にご記入ください**。ご記入いただきましたら、**7 月 31 日(水)までに同封の返信用封筒(切手不要)に入れて投函**願います。
6. 事業所を閉鎖されたり、休業中の場合は、お手数ですがご連絡願います。

お問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部 労働雇用政策課
労政福祉担当：中川、酒居
〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号
TEL：077-528-3751

調査結果をまとめた冊子の送付をご希望の方は、回答用紙の所定の欄に 印をつけてください

【基本事項】

設問01．貴事業所の事業内容は何ですか。

企業全体ではなくこの調査票をお送りしている事業所の事業内容を記入してください。
2つ以上該当する場合は、主たる業務を一つだけ選んでください。

《事業内容》

- 1．建設業
- 2．製造業
- 3．運輸業（倉庫業など、運輸に付帯するサービス業を含む）・通信業
- 4．卸売・小売業
- 5．金融・保険業
- 6．飲食店、宿泊業
- 7．医療、福祉
- 8．教育、学習支援業
- 9．サービス業（駐車場業、娯楽業、自動車整備業、廃棄物処理業、宗教を含む）

設問02．貴事業所の正規社員・正規職員、非正規社員・非正規職員および派遣労働者はそれぞれ何人ですか。回答用紙の所定欄にご記入ください。該当する方がいない場合は0を記入してください。

企業全体ではなく、この調査票をお送りしている事業所について回答してください。
非正規社員・非正規職員とは、「パートタイマー」「アルバイト」「契約社員」「臨時社員」など呼び方は異なっても、正規社員・正規職員としてあてはまらない場合に該当します。なお、「派遣労働者」は除いてください。

《労働者数》

	正規社員・正規職員数	非正規社員・非正規職員数	派遣労働者数
男性	人	人	人
女性	人	人	人
合計	人	人	人

設問03. 貴事業所において係長以上の管理職はそれぞれ何人ですか。回答用紙の所定欄にご記入ください。該当する方がいない場合は0を記入してください。

《管理職者数》

	役員	部長相当職	課長相当職	係長相当職
男性	人	人	人	人
女性	人	人	人	人
合計	人	人	人	人

管理職には企業の組織形態の各部署において、配下の係員等を指揮・監督する役職のほか、専任職、スタッフ管理職等と呼ばれている役職を含みます。

部長・課長等の役職名を採用していない場合や、次長等役職欄にない職については、どの役職に該当するか適宜判断してください。

【労働組合】

設問04. 貴事業所には、労働組合がありますか。

《労働組合が》

1. ある [設問05へ](#)
2. ない [設問06へ](#)

設問04で「1」と答えた事業所のみ回答してください。

設問05. 労働組合には、正規社員・職員以外の従業員も加入していますか。

《正規社員・職員以外の従業員も》

1. 加入している
2. 加入していない

【休日・休暇制度】

休日・休暇制度については、正規社員・職員を対象とします。正規社員・職員がおられない事業所についてはこの項目は記入不要です。 設問11へ

設問06．貴事業所の就業規則等による週休制は、どのような形態ですか。

《週休制の形態》

- 1．週休1日制
- 2．週休1日半制
- 3．完全週休2日制
- 4．その他の週休2日制（月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制）
- 5．その他（月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に完全週休2日制より休日日数が多いもの）

設問07．貴事業所の年間休日総数は何日ですか。

就業規則等で年間休日総数を定めていない場合には、最も多くの正規社員・職員に適用されている休日数を選んでください。

《年間休日総数》

1	2	3	4	5	6	7	8
60日	70日	80日	90日	100日	110日	120日	130日
	～	～	～	～	～	～	
以下	79日	89日	99日	109日	119日	129日	以上

設問08．貴事業所の最近1年間の年次有給休暇の付与および取得状況について、正規社員・職員1人当たりの平均日数を回答用紙の所定欄に記入してください。

「最近1年間」とは、年休を付与する区切りとしている期間（年休年度）で、平成25年6月30日までに終了したものとします。

「平均付与日数」は当該年度内に新たに付与された年次有給休暇の日数の平均です（繰越日数は除く）。

「平均取得日数」は実際に取得した年次有給休暇の日数の平均です。

年度の途中で入・退社された方は除いてください。

小数点以下第1位を四捨五入してください。

《1年間の年次有給休暇》

平均付与日数

（繰越分を除く）

日

平均取得日数

日

設問 09 . 貴事業所では、年次有給休暇を時間単位もしくは半日単位で取得する制度がありますか。

《年次有給休暇の取得単位》

- 1 . 時間単位の取得を認めている
- 2 . 半日単位の取得を認めている
- 3 . 時間単位・半日単位の両方の取得を認めている
- 4 . いずれも認めていない

設問 10 . 貴事業所の就業規則等で定められている、年次有給休暇以外の有給休暇制度をすべて選んでください。

《その他の休暇制度（複数回答）》

- 1 . リフレッシュ休暇
- 2 . ボランティア休暇
- 3 . メモリアル休暇
- 4 . 夏季休暇
- 5 . 教育訓練休暇
- 6 . 学校等行事休暇
- 7 . 妻が出産した場合の夫の休暇
- 8 . その他
- 9 . 特にない

「リフレッシュ休暇」とは、職業生活の節目に労働者のリフレッシュを目的として勤続年数など一定の要件に合致する労働者に付与する有給の連続休暇をいいます。

「ボランティア休暇」とは、各種の社会貢献活動を行う労働者に付与する有給の休暇をいいます。

「メモリアル休暇」とは、本人の誕生日や結婚記念日など記念になる日に付与する有給の休暇をいいます。

「夏季休暇」とは、一般的に7～9月の夏季の期間に与えられる有給の休暇をいいます。

「教育訓練休暇」とは、職業人としての資質の向上、その他職業に関する教育訓練を受ける労働者に与えられる有給の休暇をいいます。

「学校等行事休暇」とは、労働者の子の在籍する学校等が実施する行事（入学式など）であって、その子に係るものに出席する場合に与えられる休暇をいいます。

【労働時間】

設問 1 1 . 貴事業所では労働時間短縮のための取組みを実施していますか。該当する番号をすべて選んでください。

《労働時間短縮のための取組み（複数回答）》

- 1 . 所定内労働時間の短縮
- 2 . 所定外労働時間の削減
- 3 . 週休制の改善
- 4 . 年次有給休暇の付与日数の増加
- 5 . 年次有給休暇の計画的付与の実施
- 6 . 変形労働時間制の導入・活用
- 7 . 連続休暇制度の導入・拡大
- 8 . ノー残業デー、ノー残業ウィークの設定
- 9 . その他
- 10 . いずれも実施していない

設問 1 2 . 貴事業所では、労働時間、休日および年次有給休暇等の課題について、労使の話し合いの機会を設けていますか。話し合いの機会には、労働時間等設定改善委員会の設置、プロジェクトチームの組織化、労働組合との定期協議の実施、労使懇話会の開催等も含めるものとします。

《労使の話し合いの機会を》

- 1 . 設けている
- 2 . 設けていない

【育児・介護休業制度】

育児・介護休業制度については、特に断りのない限り正規社員・職員と非正規社員・職員を含めた従業員について回答してください。

設問 1 3 . 貴事業所において、過去 2 年間（平成 23 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）に従業員（正規社員・職員および非正規社員・職員）またはその配偶者で出産された人がいましたか。過去 2 年間に出産した女性、または配偶者が出産した男性の数を回答用紙に記入してください。また、そのうち平成 25 年 6 月 30 日までに育児休業を開始した人の数を男女別に回答用紙に記入してください。なお、該当する方がいない場合は、0 を記入してください。

《出産者数（または配偶者が出産した人の数）》

出産した女性

--	--	--	--

人

配偶者が出産した男性

--	--	--	--

人

《うち育児休業を開始した人の数》

女性

--	--	--	--

人

男性

--	--	--	--

人

設問 1 4 . 貴事業所では就業規則等に、育児休業制度の定めがありますか。

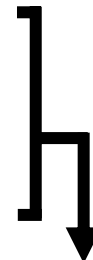
《育児休業制度の定めが》

- 1 . ある
- 2 . ない

設問 15 . その他育児のために就業規則等により定めている制度がありますか。正規社員・職員および非正規社員・職員のそれぞれについて、該当する番号をすべて選んでください。

《その他育児のための制度（複数回答）》

	正規社員・職員	非正規社員・職員
育児のための短時間勤務制度	1	1
所定外労働の免除	2	2
育児のためのフレックスタイム制	3	3
始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ	4	4
事業所内託児施設	5	5
休業後の復帰に備えた業務等に関する情報提供	6	6
育児休業中または復帰前後の講習等の実施	7	7
育児休業中の給与等の全部または一部を支給	8	8
育児休業期間中の生活資金等の貸付制度	9	9
その他	10	10
特になし	11	11



「1」～「5」のいずれかに該当する場合は設問 16 へ
「1」～「5」のいずれにも該当しない場合は設問 17 へ

設問 15 で「1」～「5」のいずれかを選んだ事業所のみ回答してください。

設問 16 . 設問 15 の「1」～「5」の制度を利用できる期間はいつまでとされていますか。該当する制度ごとに番号を選んでください。

4 歳など、3 歳と小学校就学との間にしている場合

《制度の最長取得期間》

	満 1 歳に達するまで	満 1 歳を超え満 3 歳未満	満 3 歳に達するまで	満 3 歳を超え小学校就学前の一定年齢に達するまで	小学校就学の始期に達するまで	左記を超える期間
短時間勤務制度	1	2	3	4	5	6
所定外労働の免除	1	2	3	4	5	6
フレックスタイム制	1	2	3	4	5	6
始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ	1	2	3	4	5	6
事業所内託児施設	1	2	3	4	5	6

設問 17 . 貴事業所では就業規則等に子の看護休暇制度の定めがありますか。

「子の看護休暇」とは、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に対して、負傷や疾病にかかった子どもを世話するために与えられる休暇で、労働基準法による年次有給休暇とは別のものです。

《子の看護休暇制度が》

- 1 . ある [設問 18 へ](#)
- 2 . ない [設問 19 へ](#)

設問 17 で「1」と答えた事業所のみ回答してください。

設問 18 . 子の看護休暇を 1 年間に利用できる日数は従業員 1 人につき最大で何日ですか。子どもが 1 人の場合および 2 人以上の場合のそれぞれについて該当する番号を選んでください。

《最大利用可能日数》

	1～4 日	5 日	6～9 日	10 日	11 日以上	上限なし
子どもが 1 人の場合	1	2	3	4	5	6
子どもが 2 人以上の場合	1	2	3	4	5	6

設問 19 . 貴事業所では就業規則等により、介護休業制度の定めがありますか。

《介護休業制度の定めが》

- 1 . ある
- 2 . ない

設問 20 . 過去 2 年間（平成 23 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）の介護休業制度の利用状況はどうでしたか。現在事業所に規定がなく、従業員からの申し出により育児・介護休業法に基づき介護休業を取得させている事業所もお答えください。

《介護休業制度の利用実績》

- 1 . 利用実績なし
- 2 . 女性のみ利用実績あり
- 3 . 男性のみ利用実績あり
- 4 . 男女とも利用実績あり

設問 2 1 . その他介護のために就業規則等により定めている制度がありますか。該当する番号をすべて選んでください。

《その他介護のための制度（複数回答）》

- 1 . 介護のための短時間勤務制度
- 2 . 介護のためのフレックスタイム制
- 3 . 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
- 4 . 介護要員の派遣・あっせん
- 5 . 介護費用の貸付・補助
- 6 . 介護休業後の復帰に備えた業務等に関する情報提供
- 7 . 介護に関する情報提供・相談
- 8 . 介護休業中の生活資金等の貸付制度
- 9 . その他
- 10 . 特にない

設問 2 2 . 貴事業所では、妊娠、出産もしくは育児または介護を理由として退職した者に対する再雇用制度はありますか。制度がある場合は、該当する番号をすべて選んでください。

《再雇用制度（複数回答）》

- 1 . 正規社員・職員として退職したものを正規社員・職員として再雇用
- 2 . 正規社員・職員として退職したものを非正規社員・職員として再雇用
- 3 . 非正規社員・職員として退職したものを正規社員・職員として再雇用
- 4 . 非正規社員・職員として退職したものを非正規社員・職員として再雇用
- 5 . 再雇用制度はない

【多様な働き方】

設問 2 3 . 貴事業所では雇用形態を転換する制度がありますか。非正規社員・職員から正規社員・職員への転換および正規社員・職員から非正規社員・職員への転換それぞれについて、該当する番号を選んでください。

《雇用形態の転換制度》

	制度があり、 実際例もある	制度はあるが、 実際例はない	制度はないが、 実際例はある	制度も実際例も ない
非正規社員・職員から 正規社員・職員へ	1	2	3	4
正規社員・職員から 非正規社員・職員へ	1	2	3	4

【ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）経営】

設問24．貴事業所において、対応すべき経営課題として認識しているものは何ですか。あてはまる番号をすべて選んでください。

《対応すべき経営課題（複数回答）》

- 1．仕事の生産性が低い
- 2．優秀な人材の確保が困難である
- 3．従業員の定着率が低い
- 4．従業員がイキイキとしていない
- 5．従業員の心身の健康
- 6．出産・育児を機に女性従業員が退職してしまう
- 7．介護のために従業員が退職してしまう
- 8．従業員のニーズに合った労働時間制度が整備されていない
- 9．過重労働が常態化している
- 10．在宅勤務などの柔軟な働き方、多様な人材に対応できない
- 11．その他
- 12．特にない

設問25．貴事業所では、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関してどのような取組みを実施していますか。また、現在は実施していないが今後実施したい取組みはありますか。それぞれについて、あてはまる番号をすべて選んでください。

《ワーク・ライフ・バランスに関する取組み（複数回答）》

	実施している	現在は実施していないが今後、実施したい
労働時間削減の取組み	1	1
年次有給休暇取得推進	2	2
従業員の心身の健康支援	3	3
従業員の自己啓発支援	4	4
出産・育児支援	5	5
介護支援	6	6
在宅勤務などの多様な働き方支援	7	7
従業員の地域活動支援	8	8
家族への職場紹介・参加等	9	9
その他	10	10
特にない	11	11

「実施している」の「1」～「10」のいずれかに該当する場合は設問26へ
 「実施している」で「11」を選んだ場合は設問27へ

設問25で「実施している」の「1」～「10」のいずれかを選んだ事業所のみ回答してください。
 設問26．ワーク・ライフ・バランスに関する取組みは、貴事業所の経営に関してどのような効果がありましたか。あてはまる番号をすべて選んでください。

《ワーク・ライフ・バランスに関する取組みの効果（複数回答）》

- 1．仕事の生産性が向上した
- 2．コストが削減できた
- 3．会社のイメージが向上した
- 4．従業員の仕事への意欲が向上した
- 5．会社に対する満足度が向上した
- 6．従業員の心身の健康が向上した
- 7．従業員の時間管理能力が向上した
- 8．女性従業員の定着率を高めた
- 9．男性従業員の定着率を高めた
- 10．従業員の採用に効果があった
- 11．その他
- 12．特にない

【メンタルヘルスケア（心の健康対策）】

メンタルヘルスケア（心の健康対策）については、正規社員・職員と非正規社員・職員を含めた従業員について回答してください。

設問 27．貴事業所では従業員に対してメンタルヘルスケアを実施していますか。

《メンタルヘルスケア（心の健康対策）を》

- 1．実施している [設問 28へ](#)
- 2．実施していない [設問 29へ](#)

設問 27で「1」と答えた事業所のみ回答してください。

設問 28．どのような方法でメンタルヘルスケア（心の健康対策）を実施していますか。該当する番号をすべて選んでください。

《メンタルヘルスケア（心の健康対策）の実施方法（複数回答）》

- 1．専門家によるカウンセリング
- 2．定期健康診断における問診
- 3．職場環境の改善
- 4．従業員に対する教育研修、情報提供
- 5．従業員が日常的に接する管理監督者に対する教育研修、情報提供
- 6．事業所内の産業保健スタッフ、人事労務担当者に対する教育研修、情報提供
- 7．その他

【パートタイム労働者】

「パートタイム労働者」を雇用しておられない事業所につきましては以下の回答は不要です。
お忙しいなかご協力をいただきありがとうございました。

設問29．パートタイム労働者を雇用している理由としてあてはまるものをすべて選んでください。

《パートタイム労働者を雇用している理由(複数回答)》

- 1．生産（販売）量の増減に応じて雇用調整が容易にできるため
- 2．季節的に繁忙な時期があるため
- 3．1日のうち多忙な時間帯に対応するため
- 4．一般労働者の就業時間の前後や休憩時間中の作業を補うため
- 5．人件費が割安であるため
- 6．仕事の内容がパートタイム労働者で間に合うため
- 7．一般労働者の採用が困難なため
- 8．定年に達した者の再雇用・勤務延長のため
- 9．結婚、出産等で退職した者の再雇用のため
- 10．その他

設問30．パートタイム労働者の就業規則はどのように定められていますか。あてはまるものを一つ選んでください。

《パートタイム労働者の就業規則》

- 1．パートタイム労働者独自の就業規則がある
- 2．一般労働者の就業規則にパートタイム労働者の規定が盛り込んである
- 3．一般労働者の就業規則を準用している
- 4．その他
- 5．パートタイム労働者に適用する就業規則・規定はない

設問31．パートタイム労働者を採用する際に、労働条件をどのように伝えていきますか。最も多くのパートタイム労働者に適用されている方法を一つ選んでください。

《労働条件の明示方法》

- 1．労働条件通知書等の交付
- 2．就業規則の交付
- 3．口頭による説明
- 4．明示していない

設問32．貴事業所では、一般労働者と職務の内容がほとんど同じであるパートタイム労働者がいますか。

《職務内容が同じパートタイム労働者が》

- 1．いる [設問33へ](#)
- 2．いない [設問35へ](#)

設問32で「1」と答えた事業所のみ回答してください。

設問33．職務の内容が一般労働者とほとんど同じであるパートタイム労働者の1時間あたりの賃金額と一般労働者の1時間あたりの賃金額に差を設けていますか。

《1時間あたりの賃金額の差》

- 1．パートタイム労働者の方が低い → [設問34へ](#)
- 2．パートタイム労働者の方が高い → [設問35へ](#)
- 3．差を設けていない

設問33で「1」と答えた事業所のみ回答してください。

設問34．職務の内容が一般労働者とほとんど同じであるパートタイム労働者の1時間あたりの賃金額が、一般労働者の1時間あたりの賃金額より低いのはなぜですか。該当する番号をすべて選んでください。

《パートタイム労働者の方が低い理由（複数回答）》

- 1．勤務時間の自由度が違うから
- 2．残業の時間、回数が違うから
- 3．一般労働者の方が責任が重いから
- 4．一般労働者には転居を伴う異動があるから
- 5．転居を伴う異動はないが、人事異動の幅や頻度が違うから
- 6．一般労働者には企業への貢献がより期待できるから
- 7．一般労働者の賃金を引き下げることはいできないから
- 8．期間の定めのある契約であるから
- 9．その他

設問35．パートタイム労働者に適用される諸制度について該当するものをすべて選んでください。

《パートタイム労働者に適用される諸制度（複数回答）》

- 1．年次有給休暇制度
- 2．生理休暇制度
- 3．産前産後休業制度
- 4．育児休業制度
- 5．介護休業制度
- 6．特別給与（賞与、ボーナス、一時金）制度
- 7．退職金制度
- 8．上記の制度はない

設問36．労働契約法改正によって、有期労働契約が通算で5年を超えて反復更新された場合は、労働者の申込により期間の定めのない労働契約に転換できるようになりました（平成25年4月1日施行）。このことを受けて、パートタイム労働者の雇用について今後どのように考えていますか。

通算契約期間のカウントは、平成25年4月1日以後に開始する有期労働契約から対象になります。

《パートタイム労働者を今後》

1	2	3	4
増やしていきたい	従来どおり	減らしていきたい	未定

設問は以上です。お忙しいなかご協力ありがとうございました。

平成25年労働条件実態調査(回答用紙)

(記入不要)
No.

事業所名(送付先の事業所)		
〒 所在地	資本金 万円	
		従業員数合計 (本社・支社など含む) 人
担当者 所属・氏名	冊子の送付を希望する 場合はこの欄に 印を ご記入ください	
電話番号 ()		

あらかじめ番号が記入されている箇所については、該当する番号に をしてください。
それ以外の箇所については該当する番号または実数を記入願います。

設問01 事業内容は

設問02 正規社員・職員数	非正規社員・職員数	派遣労働者数
男性 <input style="width: 60px; height: 20px;" type="text"/> 人	<input style="width: 60px; height: 20px;" type="text"/> 人	<input style="width: 60px; height: 20px;" type="text"/> 人
女性 <input style="width: 60px; height: 20px;" type="text"/> 人	<input style="width: 60px; height: 20px;" type="text"/> 人	<input style="width: 60px; height: 20px;" type="text"/> 人
合計 <input style="width: 60px; height: 20px;" type="text"/> 人	<input style="width: 60px; height: 20px;" type="text"/> 人	<input style="width: 60px; height: 20px;" type="text"/> 人

設問03 役員	部長相当職	課長相当職	係長相当職
男性 <input style="width: 60px; height: 20px;" type="text"/> 人	<input style="width: 60px; height: 20px;" type="text"/> 人	<input style="width: 60px; height: 20px;" type="text"/> 人	<input style="width: 60px; height: 20px;" type="text"/> 人
女性 <input style="width: 60px; height: 20px;" type="text"/> 人	<input style="width: 60px; height: 20px;" type="text"/> 人	<input style="width: 60px; height: 20px;" type="text"/> 人	<input style="width: 60px; height: 20px;" type="text"/> 人
合計 <input style="width: 60px; height: 20px;" type="text"/> 人	<input style="width: 60px; height: 20px;" type="text"/> 人	<input style="width: 60px; height: 20px;" type="text"/> 人	<input style="width: 60px; height: 20px;" type="text"/> 人

設問04 労働組合が

設問05 正規社員・職員以外の従業者も

設問06 週休制の形態

設問07 年間休日総数

設問08 1年間の年次有給休暇 平均付与日数
(繰越分を除く) 日

平均取得日数 日

設問09 年次有給休暇の取得単位

設問10 その他の休暇制度(複数回答) 1 2 3 4 5 6 7 8 9

設問11 労働時間短縮のための取組み(複数回答) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

設問12 労使間の話し合いの機会

設問13 出産者数(または配偶者が出産した人の数)
出産した女性 人 配偶者が出産した男性 人

女性 人 男性 人

うち育休を開始した人の数

設問14 育児休業制度の定めが

設問15 その他育児のための制度(複数回答)

正規社員・正規職員	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
非正規社員・非正規職員	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11

設問16 制度の最長取得期間

短時間勤務制度	<input type="checkbox"/>	所定外労働の免除	<input type="checkbox"/>	フレックスタイム制	<input type="checkbox"/>	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	<input type="checkbox"/>	事業所内託児施設	<input type="checkbox"/>
---------	--------------------------	----------	--------------------------	-----------	--------------------------	-----------------	--------------------------	----------	--------------------------

設問17 子の看護休暇制度が

設問18 最大利用可能日数

子どもが1人

子どもが2人以上

設問19 介護休業制度の定めが

設問20 介護休業制度の利用実績

設問21 その他介護のための制度(複数回答)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

設問22 再雇用制度(複数回答)

1	2	3	4	5
---	---	---	---	---

設問23 雇用形態の転換制度

非正規から正規

正規から非正規

設問24 対応すべき課題(複数回答)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----

設問25 ワーク・ライフ・バランスに関する取組み(複数回答)

実施している
今後、実施したい

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11

設問26 ワーク・ライフ・バランスに関する取組みの効果(複数回答)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----

設問27 メンタルヘルスクアを

設問28 メンタルヘルスクアの実施方法(複数回答)

1	2	3	4	5	6	7
---	---	---	---	---	---	---

設問29 パートタイム労働者を雇用する理由(複数回答)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

設問30 パートタイム労働者の就業規則

設問31 労働条件の明示方法

設問32 パートタイム労働者の職務内容

設問33 1時間あたりの賃金の差

設問34 パートタイム労働者の賃金が低い理由

1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---

設問35 適用される諸制度等

1	2	3	4	5	6	7	8
---	---	---	---	---	---	---	---

設問36 パートタイム労働者を今後

お忙しいところご協力をいただきありがとうございました

平成25年版 滋賀県の労働条件

(平成25年労働条件実態調査結果報告書)

平成26年2月

発行 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

TEL 077-528-3751

e-mail fe00@pref.shiga.lg.jp

印刷 (有) 東 呉 竹 堂 (ひがし印刷)

この印刷物は古紙パルプを配合しています。



母なる湖・琵琶湖。
——あずかっているのは、滋賀県です。